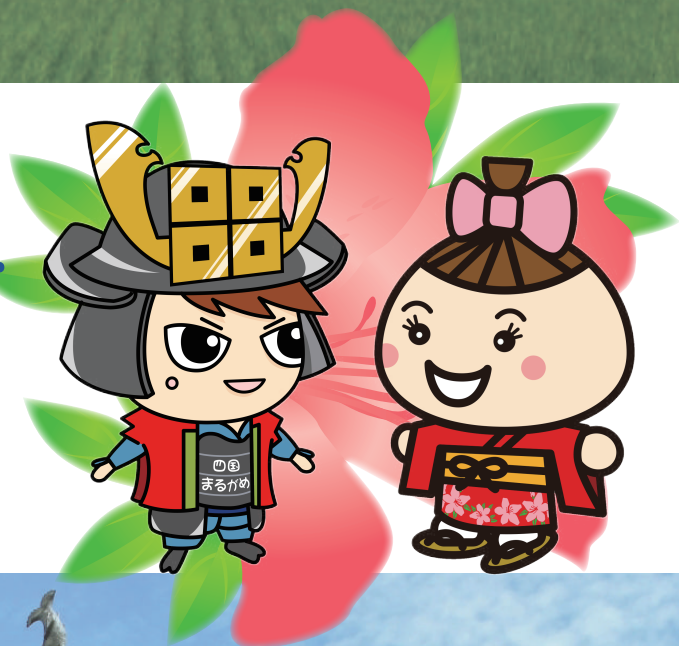




丸亀市第二次 環境基本計画 (後期計画)



はじめに

本市は、風光明媚な瀬戸内海国立公園、讃岐山脈に連なる山々、平坦な田園地帯と多数のため池、一級河川の土器川など、素晴らしい自然に囲まれた中で市民生活を営んでまいりました。



身近にあるこれらのすばらしい環境を維持し、都市生活との調和のとれた環境を育てていくことを目指し、平成29年（2017年）3月に「丸亀市第二次環境基本計画」を策定し、環境施策を推進しているところです。

一方、近年では海洋ごみをはじめとする廃棄物の問題や生物多様性の喪失、エネルギーの安定性や安定供給、地球温暖化による気候変動など様々な課題が生じており、環境負荷の低減に向けて、更なる推進が求められております。

こうした中、本市においては令和3年（2021年）3月、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、地域をあげた脱炭素社会の実現に向けた取組が喫緊の課題となっております。

また、新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活や地域経済活動に大きな変化をもたらしており、新たな生活様式の実践や持続可能な社会の構築の重要性が高まっております。このような環境をとりまく社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの計画内容を一部見直し、このたび「丸亀市第二次環境基本計画（後期計画）」を策定したところであります。

本計画に基づく、本市の望ましい環境像「自然と歴史が調和し 市民がつくる田園文化都市」の実現に向け、行政・市民・事業者等の協働によって、環境問題の解決に向けて、より一層、取組を推進してまいります。

最後になりましたが、この計画策定にあたりまして市民の皆さまや市議会をはじめ、多くの方々から貴重なご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝いたしますとともに、ご多忙の中、長期間にわたりご検討いただきました丸亀市環境審議会の委員の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

丸亀市長 松永 恭二

目 次

第1章 丸亀市第二次環境基本計画（後期計画）について

1-1 環境基本計画とは	1
1-2 丸亀市第二次環境基本計画の基本的事項	5

第2章 丸亀市の環境の現状と課題

2-1 丸亀市の地域概要	7
2-2 自然環境	18
2-3 生活環境	25
2-4 資源の循環	44
2-5 地球環境	46
2-6 歴史文化環境	47
2-7 都市環境	47
2-8 環境教育及び環境保全活動	48
2-9 環境に関するアンケート調査	49
2-10 環境の課題	65

第3章 望ましい環境像と基本目標等

3-1 望ましい環境像	69
3-2 基本的方向と基本目標	70
3-3 施策の体系	71

第4章 環境施策の展開

4-1 基本目標1（自然共生社会の構築）	72
4-2 基本目標2（安全な生活環境の確保）	78
4-3 基本目標3（循環型社会の構築）	85
4-4 基本目標4（脱炭素社会の構築）	90
4-5 基本目標5（歴史文化環境の保全・活用）	96
4-6 基本目標6（都市環境の保全・創造）	98
4-7 基本目標7（環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり）	101

第5章 計画の推進と進行管理

5-1 推進体制と進行管理	104
5-2 進行管理のための指標と目標値等	106

参考資料

資料1 丸亀市環境基本条例	108
資料2 計画策定の経緯	112
資料3 丸亀市環境審議会委員名簿	112
資料4 用語集	113

第1章 丸亀市第二次環境基本計画（後期計画）について

1-1 環境基本計画とは

環境基本計画には、国の計画、県の計画及び市町村の計画があり、以下に、国の計画、香川県の計画及び丸亀市環境基本計画の概要を記載します。

1 国の環境基本計画

国の「環境基本計画」は、「環境基本法」第15条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。

環境基本法 第15条

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するために6年程度をめぐりに見直しが行われていて、平成6年12月に第一次計画が、平成12年12月に第二次計画が、平成18年4月に第三次計画が、平成24年4月に第四次計画が閣議決定されています。現在の計画は、平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画です。

第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、各地域がその特性を生かした自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられています。

また、第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略（表1-1-1）と重点戦略を支える環境政策（表1-1-2）が設定されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



表 1-1-1 国の環境基本計画における重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な生産と消費のパターンを確保するため、経済社会システムのイノベーションを実現し、資源生産性や炭素生産性の向上を目指す。 ● 再生可能エネルギー*や省エネルギーは、地球温暖化*対策の柱であると同時に、エネルギー安全保障や産業競争力の強化にも寄与。 ● 金融・税制を活用して経済システムのグリーン化を進めていく。
<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮するとともに、経済・社会的な課題にも対応するような国土づくりを行う。 ● 都市のコンパクト化やストックの適切な維持管理・有効活用による持続可能で魅力あるまちづくりを推進する。 ● 自然環境が有する多様な機能を有効に活用した防災・減災力の強化等、環境インフラやグリーンインフラ等を活用し、強靱性（レジリエンス）を向上させる。
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源の質を向上させ、地域における自然資本、人工資本、人的資本を持続可能な形で最大限活用する。 ● 循環資源や再生可能資源の活用により地域循環共生圏の主要な部分の形成に貢献する。
<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ライフスタイルのイノベーションを創出し、環境にやさしく、健康で質の高いライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図る。 ● 森・里・川・海などの自然の価値を再認識し、人と自然、人と人のつながりを再構築する。 ● 人々の健康と心豊かな暮らしを脅かす環境リスクを評価し、予防的取組を推進する。
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国の課題の解決にも資する環境技術の開発・普及を推進。 ● 人工知能等のICTも活用しつつ、Society5.0*の実現を目指す。 ● 課題解決先進国として、優れた環境技術で世界の環境問題の改善にも貢献。
<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献と、途上国における持続可能な社会の構築を支援。 ● 国内で実現した地域循環共生圏のモデルをパッケージとして世界に展開し、持続可能な地域づくりに貢献する。

表 1-1-2 国の環境基本計画における重点戦略を支える環境政策

<p>①気候変動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パリ協定を踏まえ地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施、長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進、気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施
<p>②循環型社会*の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施
<p>③生物多様性*の確保・自然共生</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施
<p>④環境リスクの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策
<p>⑤基盤となる施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報 等
<p>⑥東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等

【本文中の記号について】

*:このマークを付した用語については、「資料4 用語集」に説明文を掲載しています。
(同じ用語がある場合は、初出のものにマークを付しています。)

2 香川県環境基本計画

香川県環境基本計画は、香川県環境基本条例第9条の規定に基づいて香川県が定める「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」です。

香川県では、平成9年に環境基本計画を策定し、その後の環境をめぐる社会経済情勢の変化を受け、平成13年7月、平成18年3月、平成23年10月、平成27年12月、令和3年10月に見直しを行い、環境保全の取り組みの推進を図っています。

令和3年10月に策定された現行の香川県環境基本計画では、香川県が目指す環境の将来像を「県民みんなでつくる 人と自然が共生する持続可能な香川」とし、各分野にまたがる基本目標と、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の4つの環境分野ごとの基本目標が設定されています。

3 丸亀市環境基本計画

環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施を定めています。

また、丸亀市環境基本条例第8条では、「市長は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、丸亀市環境基本計画を策定しなければならない。」と規定されており、丸亀市環境基本計画は、この規定に基づく地域版の環境基本計画となります。

丸亀市環境基本計画では、丸亀市環境基本条例第3条で規定された基本理念に基づいて、快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくことを目的としています。

■ 丸亀市環境基本条例の理念

1. 快適な環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持・向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。
2. 快適な環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3. 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

■丸亀市環境基本計画の位置付け

丸亀市環境基本計画は、「環境基本法」、「丸亀市環境基本条例」、「国の環境基本計画」及び「香川県環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して作成される計画です。また、「丸亀市総合計画」を環境面で支える市の環境行政における基本方針を定める計画となります。

計画の推進に当たっては、庁内各部署の共通認識のもと、あらゆる施策・事業・取り組みに環境重視の視点を織り込んでいくことにより、それら施策等の進捗に応じて、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくこととなります。

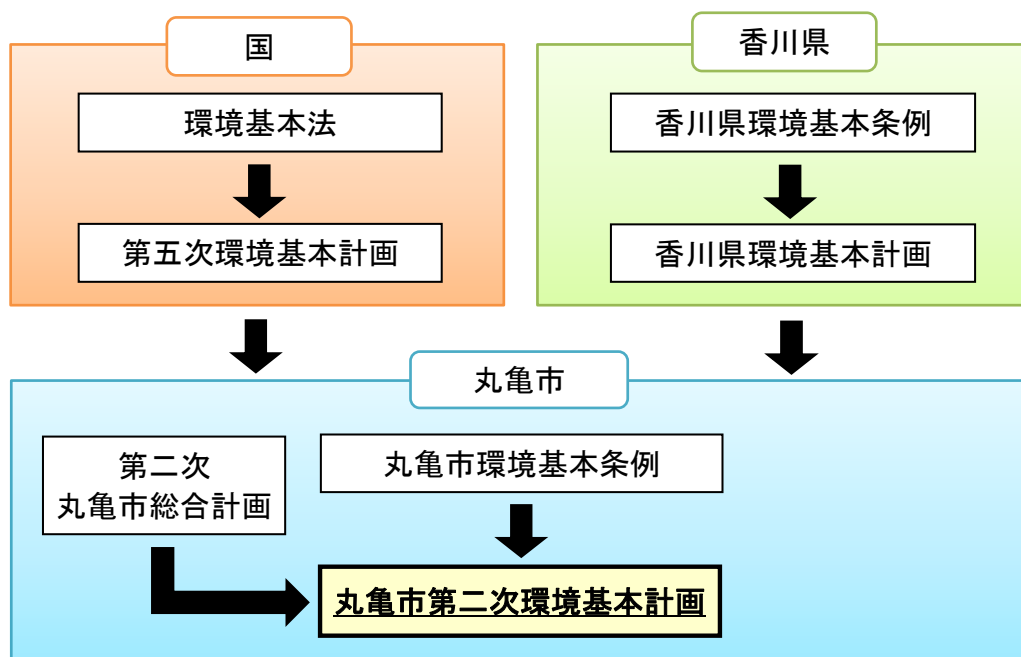


図 1-1-1 丸亀市環境基本計画の位置付け

1-2 丸亀市第二次環境基本計画の基本的事項

1 計画の役割

今日の環境問題は、自動車騒音*、生活排水による水質汚濁*、ごみ問題、地球温暖化など広い範囲にわたっていますが、かつての産業公害と異なり、市民一人ひとりの影響が積み重なって環境負荷*を増大させていることが主な原因の一つとなっていることから、環境の改善は市民の取り組みにかかっているといえます。

このことから、環境基本計画の役割として、①環境行政の基本的な方針・考え方を定めることに加え、②市民や事業者が行政とともに協力して環境保全に取り組んでいくため「市民参加の仕組みをつくる」ことをあげることができます。

2 計画策定の基本的な考え方

丸亀市第二次環境基本計画は、当初の丸亀市環境基本計画を継続しながら、社会的な背景、環境分野全般の現状及び市民の御意見を踏まえて見直した計画となっています。

なお、これ以降、第二次環境基本計画を「第二次計画」と略して記載します。

3 第二次計画の期間

第二次計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間です。そして、計画期間の中間年度（5年目）である令和3年度（2021年度）に計画の見直しを行いました。



図 1-2-1 第二次計画の期間

4 第二次計画（後期計画）で対象とする環境

第二次計画（後期計画）で対象とする環境の範囲は、近年の社会状況の変化を踏まえ、表中の「留意すべきこと」に配慮して、第4章で施策を検討することとします。

表 1-2-1 第二次計画（後期計画）で対象とする環境の範囲

区分	環境要素及び留意すべきこと
自然環境	気象、地形、動物、植物、森林、河川、海域など 【留意すべきこと】 ・瀬戸内海環境保全基本計画の変更（沿岸域の保全、水産資源の持続的な利用の確保等） ・森林保全の重要性（再認識）、農地の保全 ・野生鳥獣（イノシシ等）の被害、外来生物*対策（アライグマ等） ・生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定
生活環境	大気質、水質、音・振動、悪臭、地盤沈下など 【留意すべきこと】 光化学オキシダント*、石綿*、微小粒子状物質（PM2.5）*等、近年問題視されている項目
資源の循環	廃棄物、水資源、光・熱エネルギーなど 【留意すべきこと】 ・海洋プラスチックごみ問題*の解決に向けた取り組み ・食品ロス*の削減 ・大規模災害時の廃棄物処理 ・災害時の非常用電源としての分散型エネルギー*の整備
地球環境	地球温暖化、気候変動の影響、オゾン層*、酸性雨*など 【留意すべきこと】 ・地球温暖化対策（緩和策*・適応策*）の推進 ・2050年カーボンニュートラル*・脱炭素社会*の実現
歴史文化環境	歴史遺産、伝統文化、芸術文化など 【留意すべきこと】 歴史遺産や伝統文化・芸術文化の継承
都市環境	公園、アメニティ施設*（清らかな水辺、美しいまち並み、歴史的な雰囲気など環境の快適さに資する施設）、都市景観*など 【留意すべきこと】 ・高齢化社会の到来、空き家対策 ・防災機能を有した公園整備
環境教育及び環境保全活動	【対象とする項目・留意すべきこと】 ・環境保全活動を担う人材の育成 ・人材育成のための環境学習・教育 ・市民、事業者、市の協働*のさらなる展開

第2章 丸亀市の環境の現状と課題

2-1 丸亀市の地域概要

1 丸亀市の概要

丸亀市は、香川県の海岸線側ほぼ中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がっています。そして、海岸沿いには埋立地が広がり、北に瀬戸内海を望み、本島、広島、手島、小手島、牛島などの島々が点在しています。面積は111.83km²と香川県の約6%を占め、そのうち島しょ部の面積は23.63km²です。

陸地部は、その姿から讃岐富士と呼ばれる飯野山、その北側に青ノ山があり、市の最南端にあたる大高見峰、猫山、城山から北に緩やかな勾配を有する平坦地となっていて、丸亀城のある亀山と双子山が平野部に変化を与えています。

市の中心には県内唯一の一級河川である土器川が貫流しており、東側は大東川、西側は金倉川が流れています。また、地理的に降水量が少なく、常に水不足に悩まされてきたことから、主に農業用水として、市内には多数のため池があります。

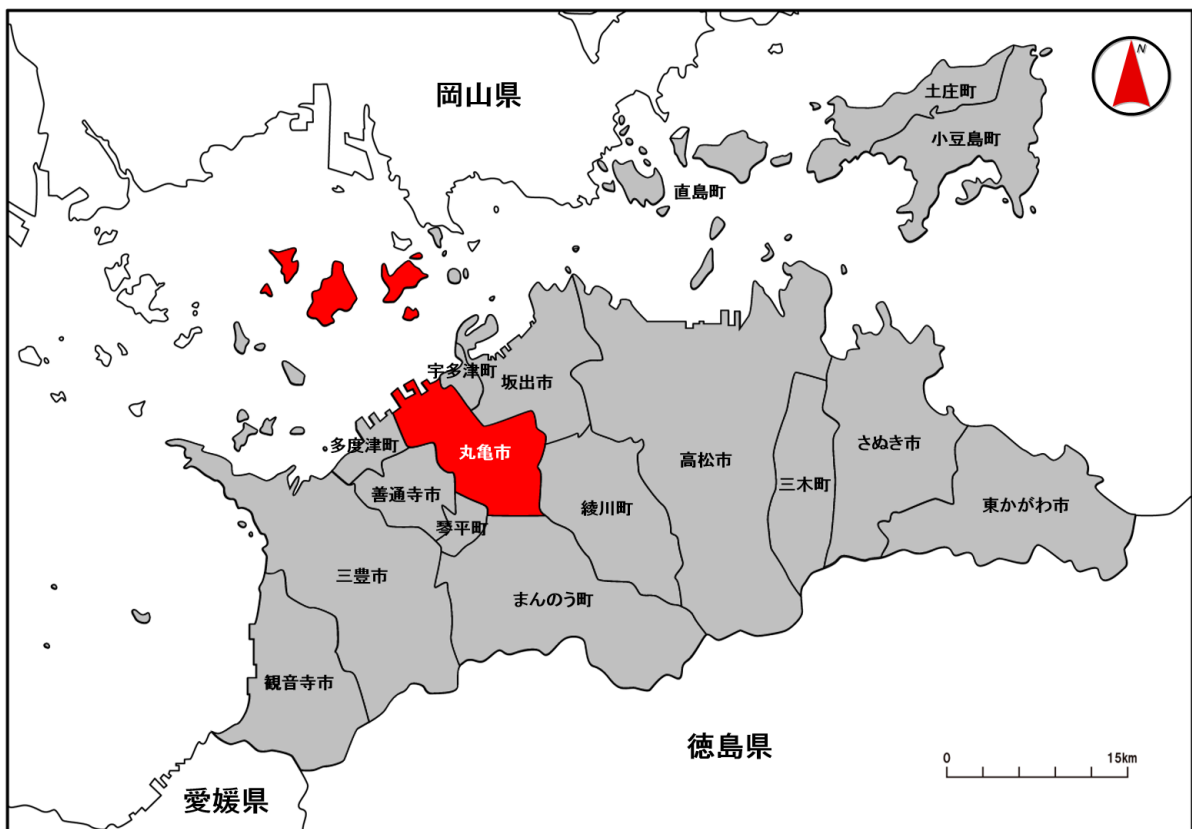


図 2-1-1 丸亀市の位置

2 気象

(1) 気温・降水量

丸亀市は、典型的な瀬戸内海型気候で、降水量が少なく、比較的温暖で日照時間が長いという特徴を持っています。

丸亀市内には、気象観測所は設置されていませんが、隣接する多度津町に設置されている多度津特別地域気象観測所で常時気象観測が行われています。多度津町における平年値*は、年平均気温が16.5℃、年降水量が1,116.8mmとなっています。また、降水量は梅雨時期と9月に多くなっています。

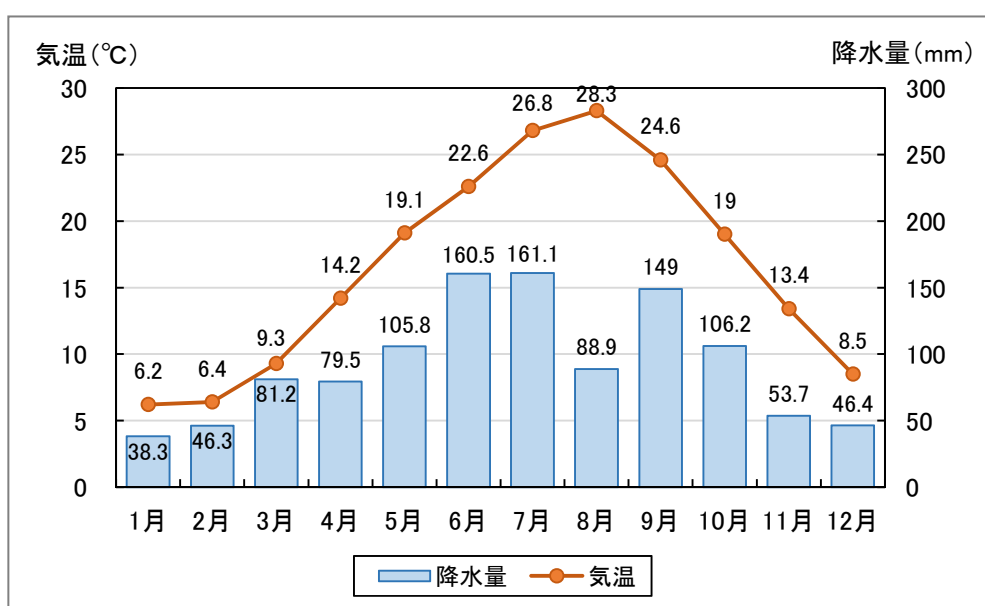


図 2-1-2 気温及び降水量の平年値（多度津町）

出典：気象庁

(2) 年平均気温の推移

多度津特別地域気象観測所における年平均気温の推移を、年間を通じた観測データがある1893年から2020年まで示すと図2-1-3のとおりです。図には各年の観測値に加え、変動傾向をわかりやすく示すために5年ごとの移動平均値（対象年及びその前後2年を含めた5年間の平均値）を示しています。

移動平均値は、1920年頃からの約100年で、15℃程度から17℃で約2℃上昇しており、特に1980年頃以降から上昇幅が大きくなっています。

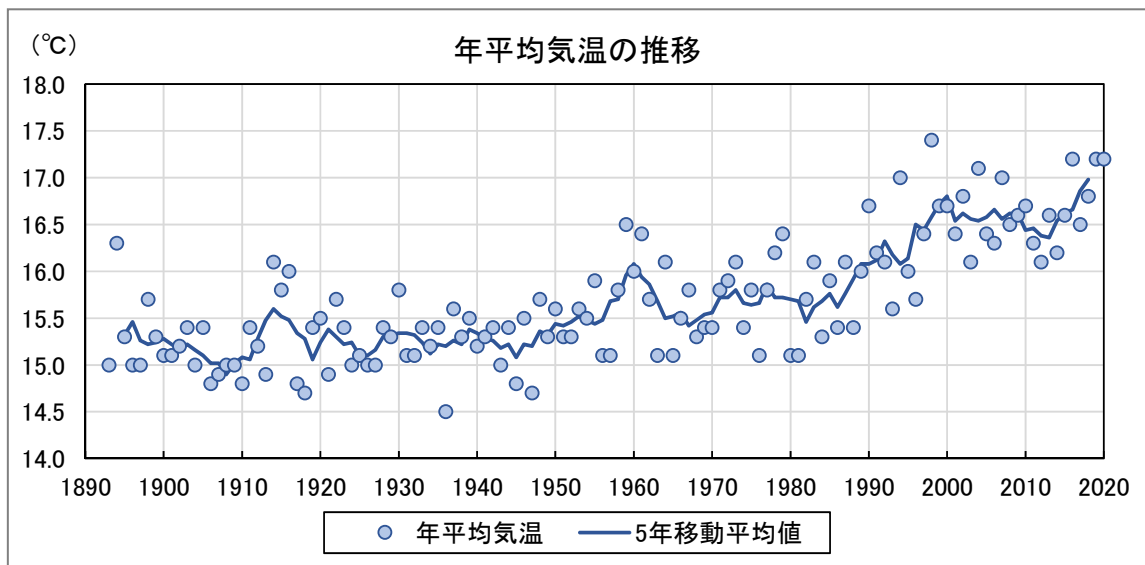


図 2-1-3 年平均気温の推移（多度津町）

出典：気象庁

(3) 気象災害

丸亀市における近年（おおむね過去10年間）の主な風水害及び地震は、表2-1-1に示すとおりとなっています。近年気象災害による大規模な被害はありません。

表 2-1-1 丸亀市の主な風水害及び地震

種別	年月日	災害名	被害状況
風水害	平成28年9月8日	大雨	床下浸水8棟
	平成28年9月20日	台風16号	床下浸水3棟
	平成29年9月17日	台風18号	床上浸水6棟、床下浸水61棟
	平成30年7月5日	大雨	半壊1棟、床下浸水2棟
	平成30年9月30日	台風24号	床下浸水1棟
地震	平成26年3月14日	伊予灘を震源とする地震 (M6.2)	人的被害、物的被害なし
	平成28年10月21日	鳥取県中部を震源とする地震 (M6.6)	人的被害、物的被害なし

出典：丸亀市地域防災計画

3 人口及び世帯数

丸亀市の人口は、平成27年で110,010人となっており、香川県の人口の11.3%を占めています。人口・世帯数及び一世帯当たりの人員の推移をみると、平成2年から平成27年にかけて、人口が8.6%、世帯数が38.1%増加しています。一方で、一世帯当たりの人員は21.3%の減少となっています。

また、平成2年から平成27年までの年齢階級別構成比率をみると、平成2年には15歳未満の人口が18.4%、65歳以上の人口が15.1%であったのに対し、平成27年には15歳未満の人口が13.9%と減少、65歳以上の人口が27.4%と増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

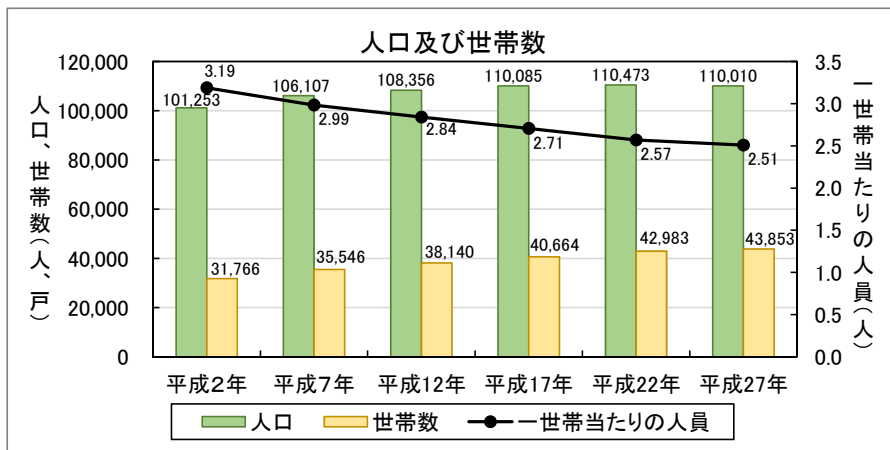


図 2-1-4 人口及び世帯数

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出

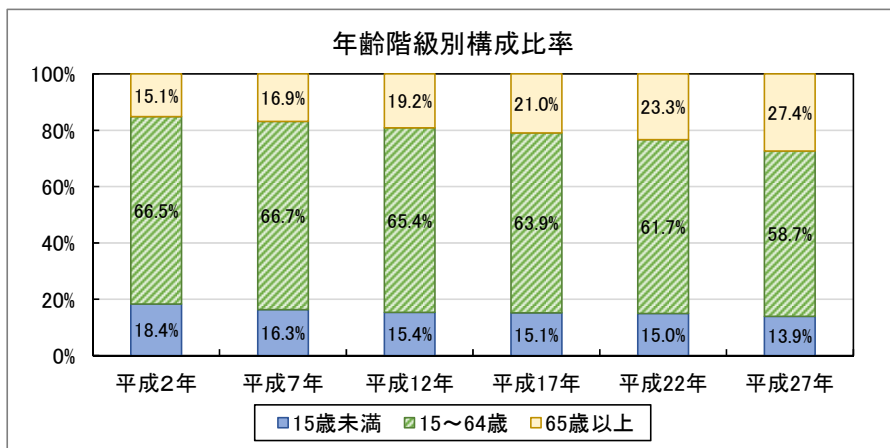


図 2-1-5 年齢階級別構成比率

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕1. 平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出
 2. 年齢不詳の人口を除いた比率を示す。
 3. 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 産業

(1) 産業別就業者数

丸亀市の就業者数（15歳以上就業者数）は、平成27年で50,783人となっており、減少傾向で推移しています。

また、産業別就業者の比率をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向で推移しています。

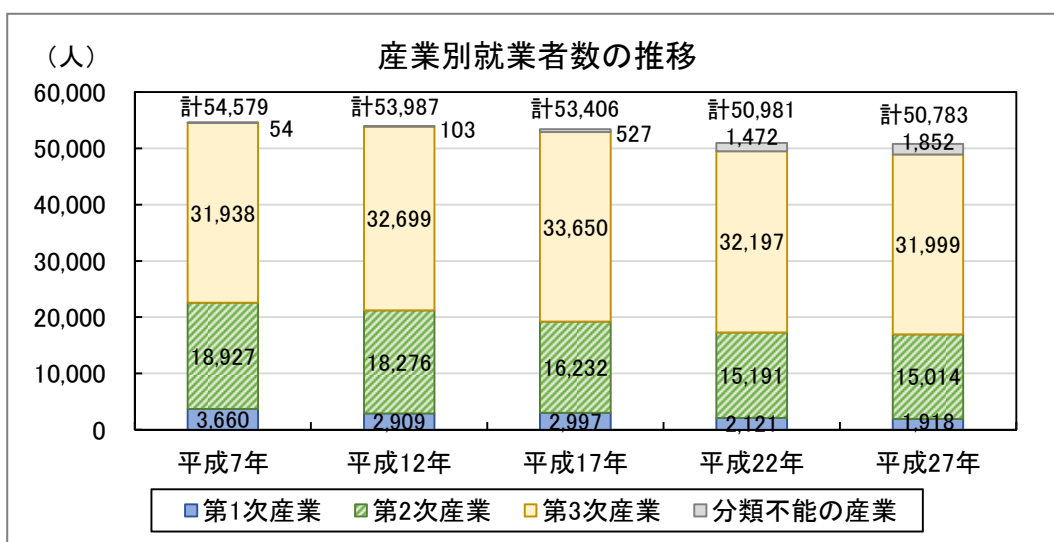


図 2-1-6 産業別就業者数の推移

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出

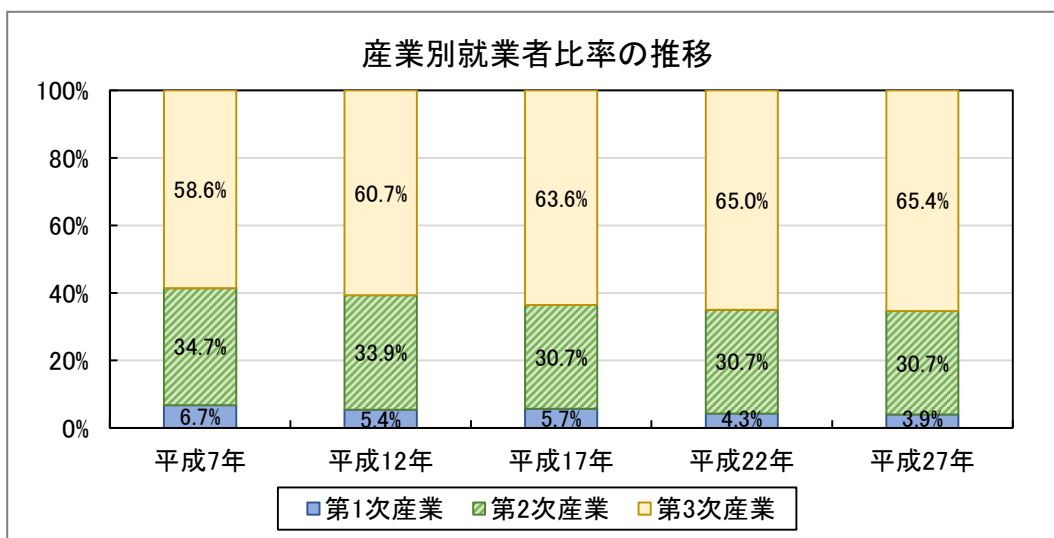


図 2-1-7 産業別就業者比率の推移

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

〔注〕1. 平成12年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出

2. 分類不能の産業の就業人口を除いた比率を示す。

3. 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

(2) 農業

丸亀市の販売農家数（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家）は、平成27年で1,772戸となっており、平成12年からの15年間で49.7%減少しています。また、経営耕地面積も、平成27年度で1,431haとなっており、15年間で40.0%の減少となっています。

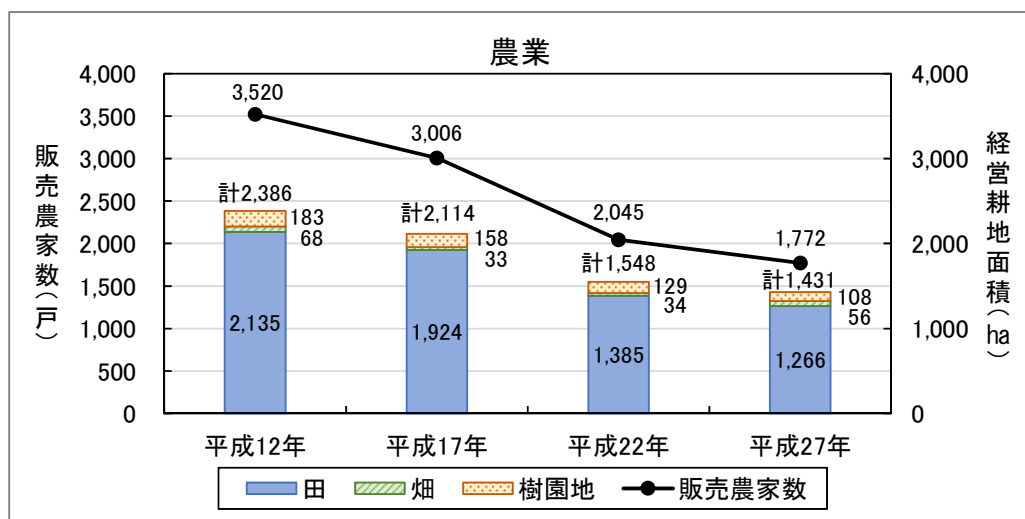


図 2-1-8 販売農家数と経営耕地面積の推移

〔注〕 1. 平成17年以前は、旧3市町（旧丸亀市、綾歌町、飯山町）の合計値から算出
 2. 端数処理のため、経営耕地面積の総数が「田」、「畑」、「樹園地」の合計と異なる場合がある。
 出典：農林業センサス（各年2月1日現在）

(3) 漁業

丸亀市の漁業経営体数は平成30年で88、漁船数は118隻となっており、平成15年から平成30年にかけて15年間で半数以下に減少しています。

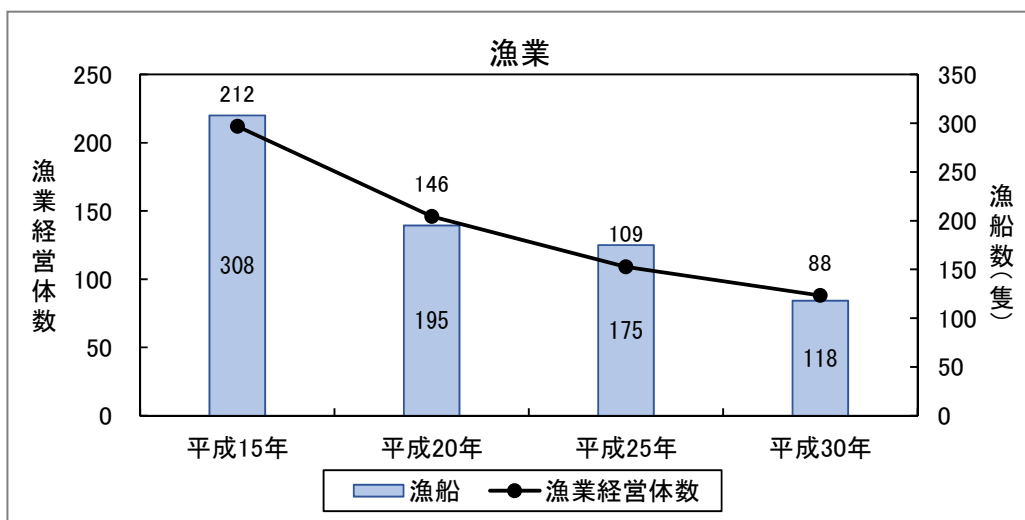


図 2-1-9 漁業の推移

出典：漁業センサス（各年11月1日現在）

(4) 工業

丸亀市の工業の事業所数は減少傾向、従業者数も平成30年以降、減少傾向にあります。また、製造品出荷額等は、令和元年が近年では最も大きくなっています。

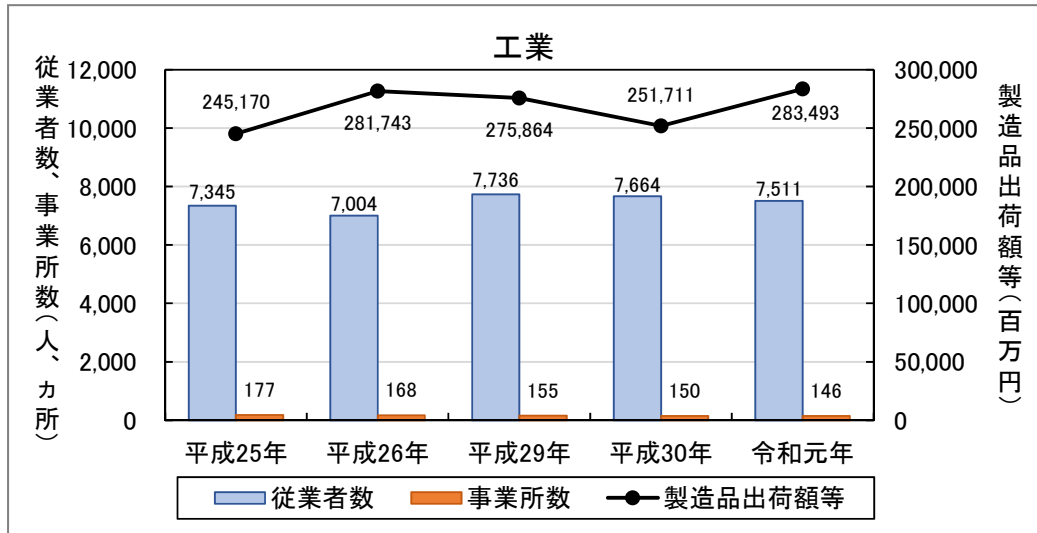


図 2-1-10 工業の推移 (従業者4人以上の事業所)

[注] 1. 平成26年まで各年12月31日現在、平成29年から各年6月1日現在。
2. 平成27～28年は平成28年経済センサス活動調査実施のため工業統計調査は未実施。
出典：工業統計調査

(5) 商業

丸亀市の商業の従業者数及び事業所数は、平成11年以降、減少傾向にあります。一方、年間商品販売額は、平成16年以降、やや増加傾向となっています。

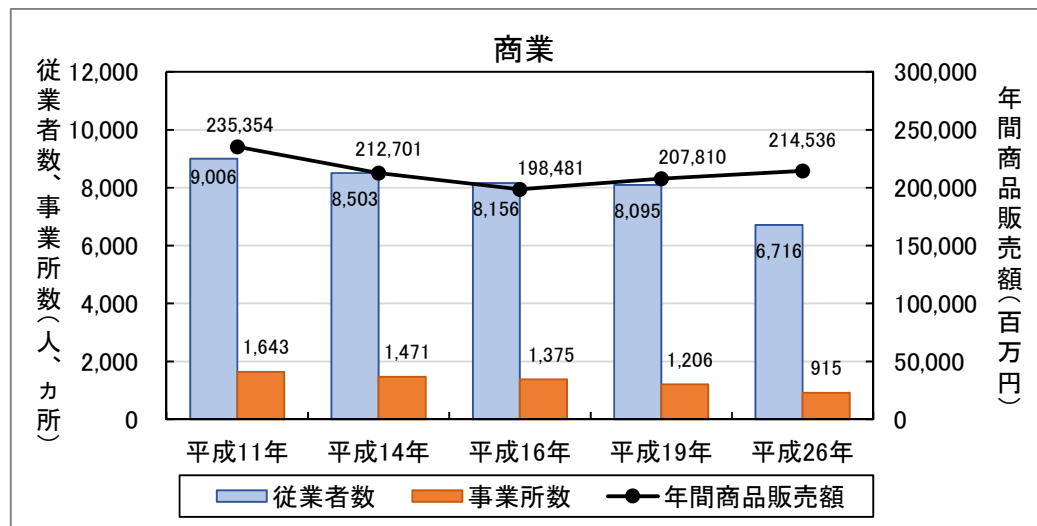


図 2-1-11 商業の推移

[注] 平成16年以前は、旧3市町(旧丸亀市、綾歌町、飯山町)の合計値から算出
出典：商業統計調査(平成11年、26年は3月1日現在、それ以外の年は6月1日現在)

5 土地利用

(1) 土地利用状況

丸亀市の土地利用は、陸地部分の多くを農地が占めており、山林のほとんどは、市の南部地域及び塩飽諸島にあります。一方、中心市街地には商業地や宅地が広がり、海岸の埋立地は工業用地となっています。近年の傾向としては、南部地域における宅地開発が進み、水田を中心とする農地の割合が減少しています。

地目別課税面積の割合は、田が 21.1%、宅地が 17.7%、山林が 16.2%と多くなっています。

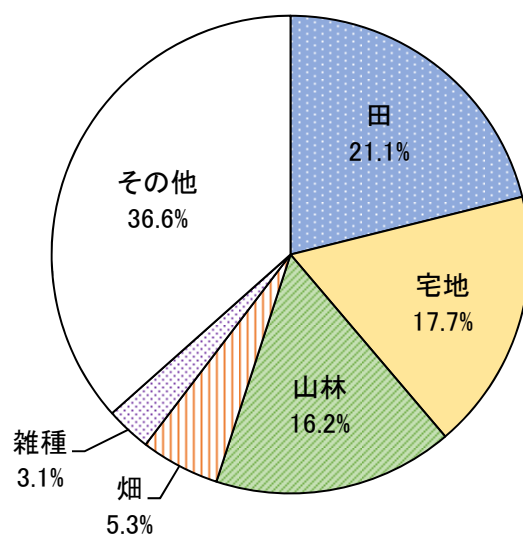


図 2-1-12 丸亀市の地目別課税面積

出典：丸亀市統計書（令和 2 年 1 月 1 日現在）

(2) 林野面積

丸亀市の林野面積は、3,021ha（30.21km²）であり、市面積 111.83km²の 27.0%を占めています。

表 2-1-2 丸亀市の林野面積

（単位：ha）

総数	国有林	民有林		森林以外の草生地
		公有林	私有林	
3,021	78	306	2,637	—

出典：2015 年農林業センサス（平成 27 年 2 月 1 日現在）

6 水域利用及び水資源

丸亀市の水道水源は、地表水の自流水（河川水）や地下水の浅井戸と伏流水が主であり、37.5%が香川用水です。

丸亀市の給水人口は108,908人、普及率は99.80%となっています。

表 2-1-3 給水量及び給水人口

給水量 (m ³)	給水人口 (人)	給水柱数 (柱)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)
12,844,967	108,908	52,691	45,241	99.80

出典：丸亀市統計書（令和元年度末現在）

7 交通

(1) 交通網

丸亀市の東西方向の主要な幹線道路としては、中央部に国道11号、南部に国道32号、臨海部にさぬき浜街道があります。また、市街地中心部を通る主要地方道高松丸亀線があります。

国道11号は、高松自動車道と並行している道路で、西は愛媛県松山市、東は徳島県徳島市とを結ぶ、四国を半周する幹線道路となっています。また、国道32号は、高知県高知市と高松市を結ぶ幹線道路となっています。

(2) 公共交通機関ネットワーク

鉄道は、市街地を東西に走るJR予讃線があり、市内にある駅として、丸亀駅と讃岐塩屋駅があります。また、南部には琴平電鉄琴平線が通り、岡田駅と栗熊駅があります。

バスについては、平成9年10月より丸亀コミュニティバスが丸亀駅等を起終点として運行開始し、現在、レオマ宇多津線、丸亀東線、丸亀西線、丸亀垂水線、綾歌宇多津線の5路線で市内各地域を運行しています。また、島しょ部については、本島コミュニティバスを平成12年10月、広島コミュニティバスを平成21年2月より運行しています。海路については、丸亀港を中心に、島しょ部や岡山方面への航路が運航されています。

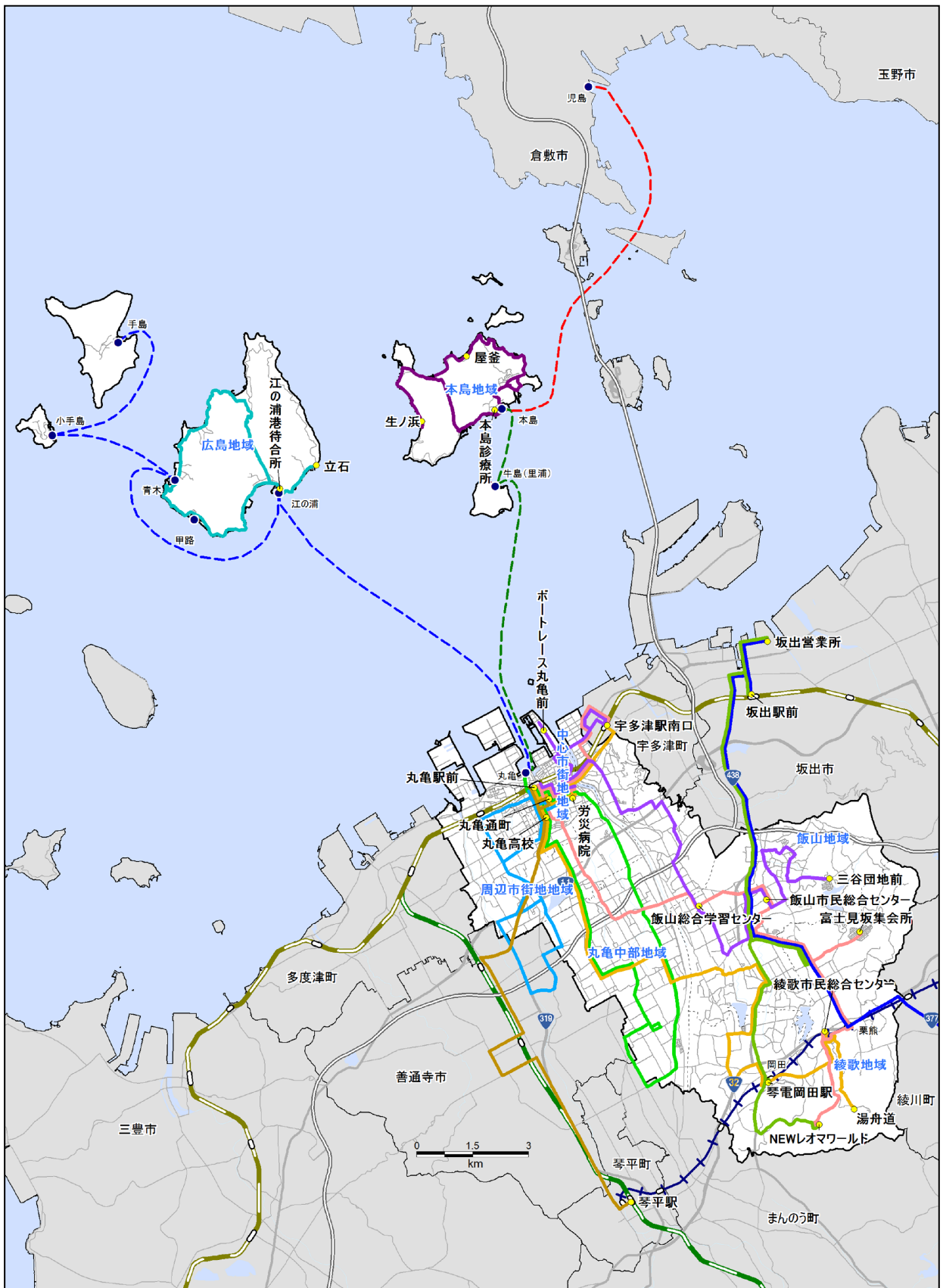


図 2-1-13 丸亀市の交通網

出典：丸亀市地域公共交通計画

(3) 自動車登録台数

丸亀市の自動車登録台数の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。車種別では軽自動車が多くなっています。

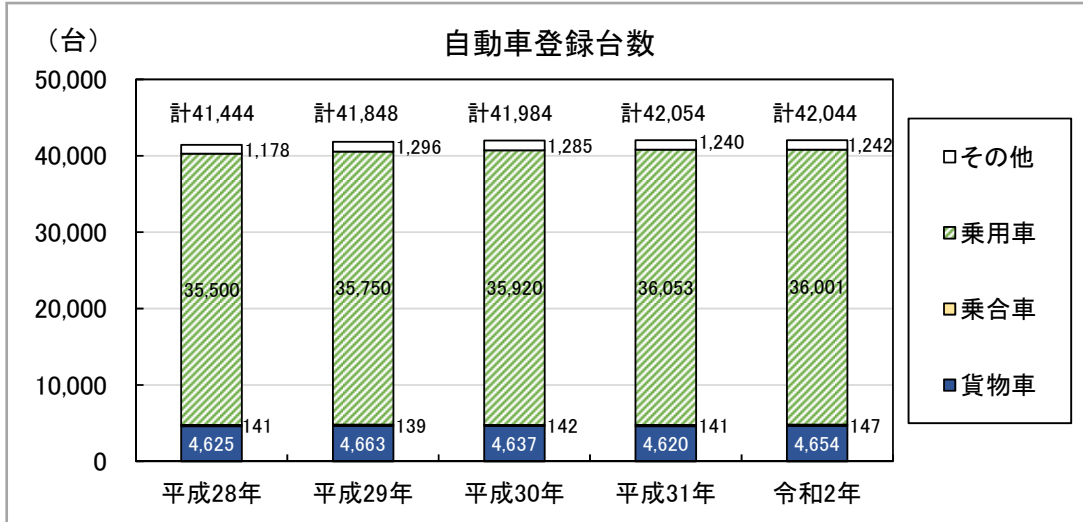


図 2-1-14 丸亀市の自動車登録台数

[注] 1. 軽自動車を除く。

2. その他には、「特殊用途車」、「大型特殊車」が含まれる。

出典：丸亀市統計書（各年 3 月 31 日現在）

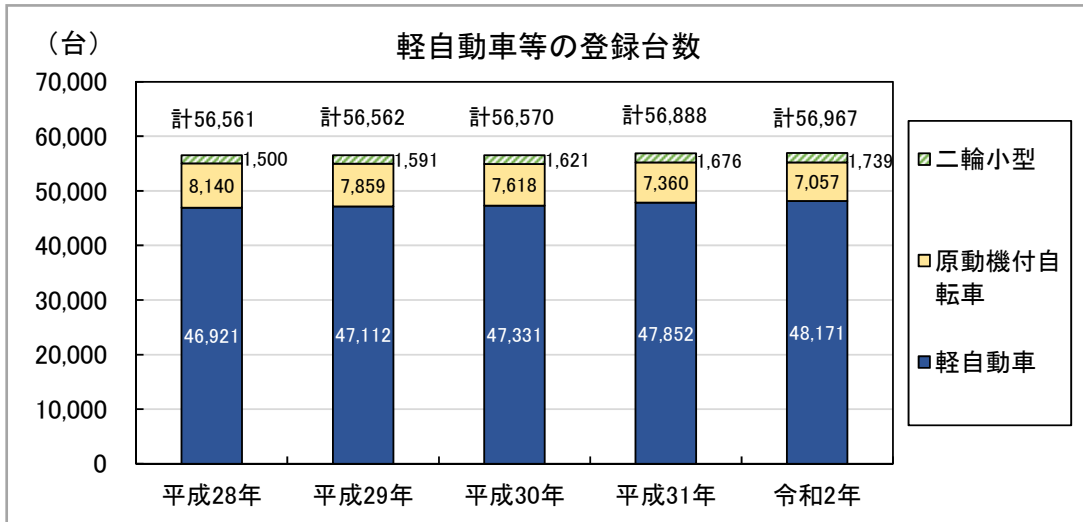


図 2-1-15 丸亀市の軽自動車等の登録台数

出典：丸亀市統計書（各年 4 月 1 日現在）

2-2 自然環境

1 自然環境に係る地域等の指定状況

(1) 自然公園及び自然環境保全地域等

自然公園には、日本を代表する自然の風景地を指定する国立公園、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を指定する国定公園、都道府県の風景を代表する風景地を指定する都道府県立自然公園があります。自然公園は、一定の開発行為を規制することで、風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的として、自然公園法及び香川県立自然公園条例に基づいて指定されます。

香川県自然環境保全地域は、優れた自然環境を保全し、将来にわたり継承していく必要がある地域として香川県自然環境保全条例により県内4か所が指定されていますが、丸亀市内には指定地域はありません。また、同条例では、市街地又はその周辺にある樹林地、丘陵、海岸、河川等について、生活環境を良好に保つ公益的な機能を保持しているとして香川県緑地環境保全地域を、自然海浜の環境を保全し将来にわたって県民が利用できるレクリエーションの場として香川県自然海浜保全地区（瀬戸内海国立公園区域を除く。）を指定していますが、後者については丸亀市内には指定地区はありません。

丸亀市内における自然公園及び香川県自然環境保全条例に基づく指定状況は、表 2-2-1 に示すとおりです。

表 2-2-1 丸亀市の自然公園及び県緑地環境保全地域

指定区分	名称	概要
国立公園	瀬戸内海国立公園	昭和9年に日本初の国立公園の一つとして指定された。丸亀市内では塩飽諸島(本島、広島等)、飯野山(讃岐富士)及び城山が指定されている。
県緑地環境保全地域	大高見峰緑地環境保全地域 (丸亀市綾歌町)	全般的にはアカマツに覆われているが、部分的に広葉樹林化しつつあるところもあり、東山麓にはクチナシの群落も見られる。また、野鳥の生息も多く、哺乳類ではムササビが生息している。昭和51年12月9日に指定された。

出典：香川県みどり保全課資料

(2) 天然記念物及び県自然記念物

香川県の緑の保全に関する指定としては、文化財保護法や香川県文化財保護条例に基づき指定される天然記念物*、香川県自然環境保全条例に基づき指定される香川県自然記念物があります。

香川県自然記念物では、植物・地質・鉱物等で住民に親しまれているもの、由緒のあるもの又は学習的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを指定しています。丸亀市では国及び県の天然記念物の指定はなく、香川県自然記念物1件の指定があります。

表 2-2-2 丸亀市の県自然記念物

指定区分	名称	概要
香川県自然記念物	じゅうにしやぐうしゃぞう 十二社宮社叢 (丸亀市土器町)	丸亀市で最も優れた社叢*の一つ。社叢全体としてはクスノキが優占し、20m近い高木も少なくないが、部分的にはハンノキ優占、クロガネモチ優占、モチノキ優占、リュウキュウハゼ優占という種々の形が見られる。高木層には、そのほかにアカマツ、ホルトノキ、アカメガシワ、ムクノキなどが混生しており、亜高木層は樹種豊富で、アラカシ、ネジキ、ヒサカキ、モッコクが特に多い。また、低木層は、イヌビワが最も多く、ホルトノキ、クスノキの稚樹も見られる。昭和58年3月25日指定。

出典：香川県みどり保全課資料

(3) 香川の保存木

香川県では、ふるさとの社寺林*や校庭の大木など地域の象徴である樹木を良好な生活環境の保全と郷土の景観維持、緑化の推進の一助とするため、香川県における樹木の保存に関する要綱に基づき、香川の保存木*を指定しています。丸亀市では6件の指定があります。

表 2-2-3 丸亀市の香川の保存木

名称	所在地	樹高(m)	胸高幹周(m)	指定年月日
光雲寺のモッコク	丸亀市郡家町	13.0	2.18	昭和54年2月27日
長徳寺のモッコク	丸亀市本島町笠島	9.5	2.4	昭和60年3月26日
春日神社のアキニレ	丸亀市川西町北	13.5	2.35	平成5年3月23日
真光寺の松	丸亀市御供所町	6.5	1.5	平成15年8月8日
八幡神社のクスノキ	丸亀市飯山町下法軍寺	23.0	6.2	平成16年10月29日
土岐邸のカキ	丸亀市綾歌町岡田東	11.7	1.72	平成20年3月21日

出典：香川県ホームページ

(4) 香川のみどり百選

香川県では、身近なみどりが再認識され、みどりを守り育てる気運や活動が広がっていくことを目的に、「香川のみどり百選」を選定しています。その選定では香川のみどりを、地形や自然的景観の特徴等で「市街地に近いみどり」、「田園地帯のみどり」、「瀬戸内のみどり」、「讃岐山脈の水源の森」に区分しています。

表 2-2-4 丸亀市の「香川のみどり百選」

名称	概要
城山 ※市街地に近い みどり	丸亀市と坂出市にまたがる。標高は 462m で山頂付近には、天智天皇の時代に大陸からの侵攻に備えて構築された朝鮮式山城と推定される遺構が残り、国指定の史跡となっている。高原状になった山頂の平坦部が全て城郭と考えられており、「まないた石」とよばれる石造加工物や、城門の大柱の礎石に使われた「ホロソ石」などが点在している。山頂付近まで道路が整備されており、山頂からは瀬戸内海や讃岐山脈の山並みを眺望することができる。
青ノ山 ※市街地に近い みどり	丸亀市と宇多津町にまたがる。おむすび型をした山で標高は 225m。青ノ山古墳群と青ノ山窯跡が点在している。頂上付近の芝生広場からの眺望が素晴らしく、人々の憩いの場となっている。
亀山公園(丸亀城) ※市街地に近い みどり	標高 66m。丸亀城跡を利用した歴史公園で、丸亀市のシンボルとして親しまれ、丸亀城は丸亀の市街地の各地から眺望できる。
飯野山 ※田園地帯の みどり	丸亀市と坂出市にまたがる。標高 422m で、「讃岐富士」とよばれている。山頂への登山道は、山を一周しながら登ることができるため、讃岐平野や瀬戸内海の各地の眺めを楽しむことができる。麓には、三ノ池古墳などの古墳も散在している。
堤山 ※田園地帯の みどり	丸亀市と綾川町にまたがる。標高 202m。富士山に似た形をした山で、「羽床富士」とよばれており、讃岐七富士の一つになっている。大小 2 つの山からなり、北側の大きい山を大堤山、南側を小堤山とよんでいる。
大高見峰 ※田園地帯の みどり	丸亀市・綾川町・まんのう町にまたがる。標高 504m。地元では「たかんぼさん」とよばれ、小学校の遠足地としても親しまれている。たかんぼさんは、山頂の高見峰神社に祀られている天狗「大高見坊」にちなんでよばれるようになったといわれ、山頂付近は県の緑地環境保全地域に指定されている。
猫山・城山 ※田園地帯の みどり	丸亀市・綾川町・まんのう町にまたがる。標高は猫山 468m、城山 375m。鷹丸山・大高見峰と連なる山で、猫山の南麓には金剛寺があり、古くから修験道の霊場として知られている。城山には、中世に長尾氏の居城であった西長尾城跡があり、この城は長宗我部氏が讃岐侵攻の軍事拠点とした。
本島(遠見山) ※瀬戸内のみどり	標高は、遠見山 110m。島には、国指定史跡となった塩飽勤番所や、重要伝統的建造物群保存地区*となった笠島集落などがある。笠島集落の背後にある遠見山の展望台からは、瀬戸大橋の眺望が素晴らしい。
広島(王頭山) ※瀬戸内のみどり	標高は、王頭山 312m。島の半分を占める王頭山は、独立峰で花崗岩が多く、古くから青木石として知られる採石の場でもある。山頂近くには、「王頭砂漠」といういくつもの自然石がごろごろしている石庭のような場所もあり、異空間にいるような印象深い景観を楽しむことができる。

出典：香川県みどり保全課資料

(5) 残したい香川の水環境 50 選

香川県では平成 12 年度に、水環境保全の意識の向上と、水環境を保全する様々な活動を推進するため、「残したい香川の水環境 50 選」を選定しました。丸亀市内では 4 件の指定があります。

表 2-2-5 丸亀市の「残したい香川の水環境 50 選」

名称	概要
園の洲	大潮時に出現する大砂浜。本島と広島のほぼ中央に位置する園の洲は、塩飽諸島の速い潮流によって海面下に造られた巨大な砂山で、大潮の干潮時に 2～3 時間出現し、広い時には南北に約 2km、東西に約 800m の砂浜となる。洲は、塩飽諸島の人達の入会地（共有地）で、潮の満ち干きが速く、洲の傾斜が複雑な遠浅となっており、タイラギ、マテ貝、アサリなど貝の種類も多く、また、洲の周囲にはアマモ場が広がっており、漁業関係者には、大切な場所となっている。
土器川（土器川生物公園付近）	土器川生物公園は、県内唯一の一級河川土器川の河口から約 9 km の地点にあり、せせらぎ水路、じゃぶじゃぶ池、芝生公園、かわら舞台等を整備した河川敷にある公園である。公園では、鳥類（カワセミ、ツグミ等）、昆虫類（キアゲハ、オニヤンマ等）、魚類（メダカ、ドジョウ等）、植物類（ミズアオイ、カンサイタンポポ等）など様々な生物が見られる。
中大束川・琴ヶ滝	琴ヶ滝は、旧綾歌町の南部に位置する森林公園のほぼ中央にあり、美しいヒノキの林の中で神秘的な趣を呈している。この滝は、長さが約 100m あり、猫谷池を経て、中大束川へ流入している。古くから景勝地として語り継がれている。
楠見池	旧飯山町の東部に位置する楠見池は、貯水量 78.3 万 m ³ で、正保年間（1644 年～1648 年）に松平頼重の家臣、矢延平六によって築造され、現在は、農業用水など町民の貴重な水瓶となっている。春ともなれば、ピンクの花でうずまる桃畑に囲まれた水辺は、ハイキングやサイクリングコース、絶好の釣り場として親しまれ、また、池畔から眺める光景は、讃岐富士と呼ばれる飯野山を背景に、風になびく水面や橋が美しく調和し、名園さながらの魅力にあふれている。

出典：香川県ホームページ

(6) 丸亀市緑の基本計画による保存樹木・保存樹林

丸亀市内の貴重な樹木について、「丸亀市緑の基本計画」において、保存樹木・保存樹林*として7件を指定しています。

表 2-2-6 丸亀市の保存樹木・保存樹林

名称	所在地	樹高 (m)	胸高幹周 (m)
中尾邸のクロガネモチ	飯野町東二	13.0	2.42
飯神社のスギ	飯野町東二	19	4.67
鷺岡邸のエノキ	川西町北	21	2.75
津森天神宮社叢林	津森町	—	—
八十主神社社叢林	金倉町	—	—
垂水神社社叢林	垂水町	—	—
春日神社社叢林	川西町北	—	—

出典：まるがめの環境

2 動植物の生息・生育環境の保全

丸亀市では、水田やため池まわりなどの田園地域を中心に身近な野生生物が生息しています。食物連鎖*の上位に位置する大型野鳥のサギは、田園の生物多様性を示す指標の一つとなっています。近年の土地利用転換などにより身近な野生生物の生息・生育空間は分断・縮小され、サギの餌となるような小魚、昆虫、カエルなどの個体数が減少しています。多様な生物種を保全し、野生生物にとって良好な生息・生育空間を確保することが大事です。

市内でも特に野生生物の生息・生育空間が多く残っている島しょ部においては、今後もその貴重な生息空間を大切に守っていく必要があります。

(1) 鳥獣保護区

香川県における鳥獣保護区は、森林鳥獣の生息地、集団渡来地等について鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定するものです。区域内では、鳥獣の捕獲が禁止されているほか鳥獣の保護繁殖のための施設整備も行われています。

丸亀市における鳥獣保護区設定は、表 2-2-7 に示すとなっています。

表 2-2-7 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	設定期間	目的	面積 (ha)
青の山鳥獣保護区	丸亀市、宇多津町	平成 24 年～令和 4 年	誘致地区	300
田村池鳥獣保護区	丸亀市	令和元年～11 年	集団渡来地	24

出典：香川県第 12 次鳥獣保護管理事業計画書

(2) オニバス生育地

オニバスはスイレン科に属する 1 属 1 種の、湖沼やため池などに生育する大型の浮葉性の水草です。かつては水田地帯の農民から厄介視されるほど群生していたと言われていましたが、ため池の埋め立てや水質汚染の進行によって日本各地で消滅するところが相次ぎ、絶滅の恐れさえ危惧されるようになってきました。



丸亀市では、ため池において生育が確認されています。

3 自然とのふれあい

(1) 野鳥の探鳥会

海辺や河川などの水辺に生息する鳥、飯野山や青ノ山、塩飽諸島の山野に生息する鳥、遠い国から訪れる渡り鳥など丸亀市内には様々な野鳥が生息しています。

丸亀市では、毎年公園やため池などで探鳥会を開催し、市内の野鳥を観察しています。

(2) ふれあい環境探検隊（水辺の教室）

丸亀市では、自然とふれあう機会や場をできるだけ多く設けることや環境教育を充実させることにより、自然の大切さを学び、生物に対するやさしさ・思いやりの心を育てることを目指しています。「ふれあい環境探検隊」は、このような考えのもと、身近な自然とふれあう機会のひとつとして開催しています。



表 2-2-8 「ふれあい環境探検隊」の主な行事（令和 2 年度）

実施年月日	行事名	参加人数	行事内容	主催
(新型コロナウイルス感染症の影響で未実施)	ふれあい環境探検隊 (自然観察会)	—	土器川生物公園で、市内小学生と保護者を対象に、樹木や植物などの観察を通して自然環境について関心を深めるため、自然観察会を実施する。	丸亀市
同上	ふれあい環境探検隊 (水辺の教室)	—	香川県、丸亀市淡水漁業組合の協力を得て、市内小学生と保護者を対象に、西汐入川、金倉川の水辺において水生生物調査や水質検査、魚類調査などの体験学習を実施する。	丸亀市
令和 2 年 8 月 5 日	星空探検隊 (スターウォッチング)	22	土器川生物公園で、市内小学生と保護者を対象に星空観察を通して、大気環境について考えるため、星空観察会を実施した。	丸亀市
令和 2 年 12 月 5 日	ふれあい環境探検隊 (バードウォッチング)	21	土器川生物公園で探鳥会を開催。日本野鳥の会香川県支部の方の指導で実施した。	丸亀市
令和 3 年 2 月 13 日	ふれあい環境探検隊 (冬のため池探検隊)	13	宮池（川古池）で探鳥会を開催。日本野鳥の会香川県支部の方の指導で実施した。	丸亀市

出典：まるがめの環境

2-3 生活環境

1 水環境

(1) 海域の水質

県下の主要な海域ごとに、水質汚濁に係る環境基準*のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」について、水域類型が指定されております。丸亀市内では、9地点で海域水質調査が行われており、調査地点の指定状況は表 2-3-1 に示すとおりです。

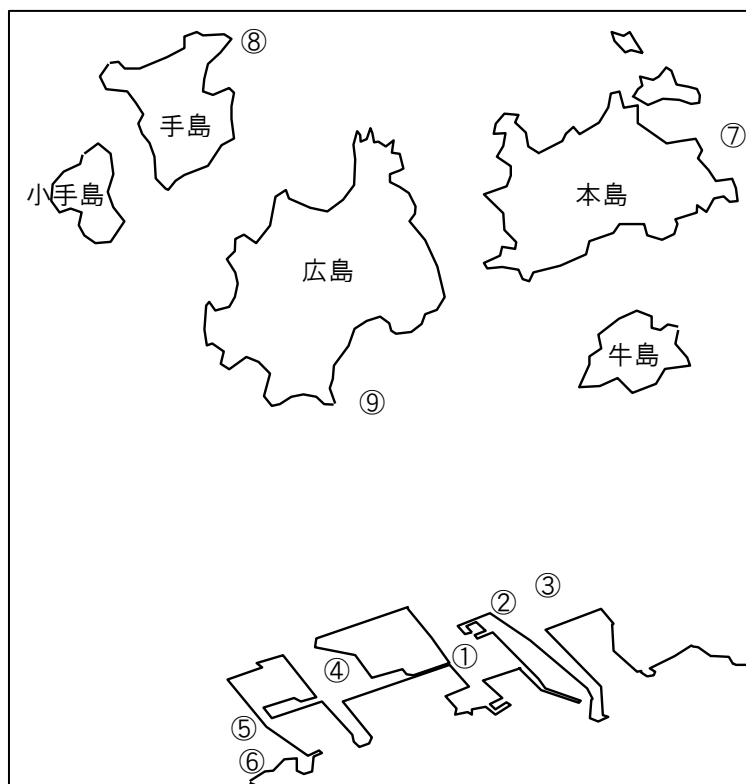


図 2-3-1 海域の水質測定地点図

出典：まるがめの環境

表 2-3-1 海域の水質測定地点

地点番号	測定地点名	類型
1	丸亀港	A
2	土器川尻	A
3	土器三浦地先	A
4	蓬萊町地先	A
5	金倉川尻	A
6	中津海岸	A
7	笠島沖	A
8	手島沖	A
9	羽節岩	A

海域の代表的汚濁指標である COD（化学的酸素要求量）*の水質調査において、令和 2 年度では、「丸亀港」と「金倉川尻」の 2 地点が環境基準を超過（環境基準値を下回る検体数が調査実施検体数の 75%未満）しており、環境基準適合率は 77. 8%（9 地点中 7 地点が適合）でした。

海域の COD の経年変化は図 2-3-2 に示すとおりです。

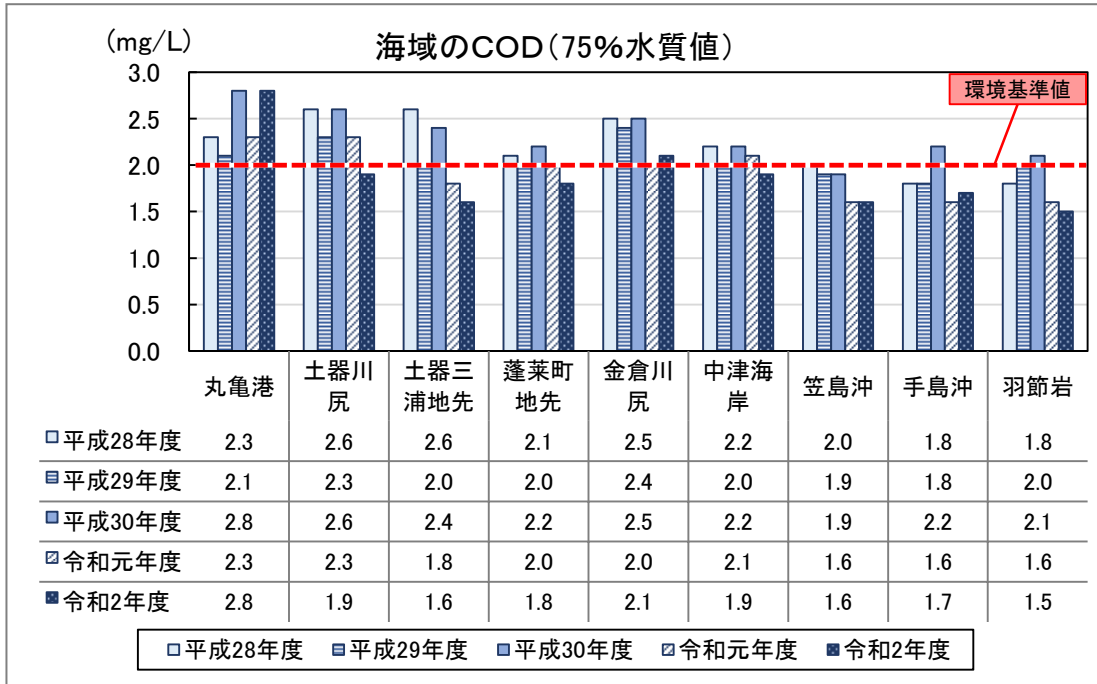


図 2-3-2 海域の水質測定結果 (COD)

出典：まるがめの環境

(2) 河川及びため池の水質

県下の主要な河川ごとに、水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」について、水域類型が指定されております。丸亀市内では、河川 13 地点、ため池 8 地点で水質調査が行われており、調査地点の指定状況は表 2-3-2 及び表 2-3-3 に示すとおりです。

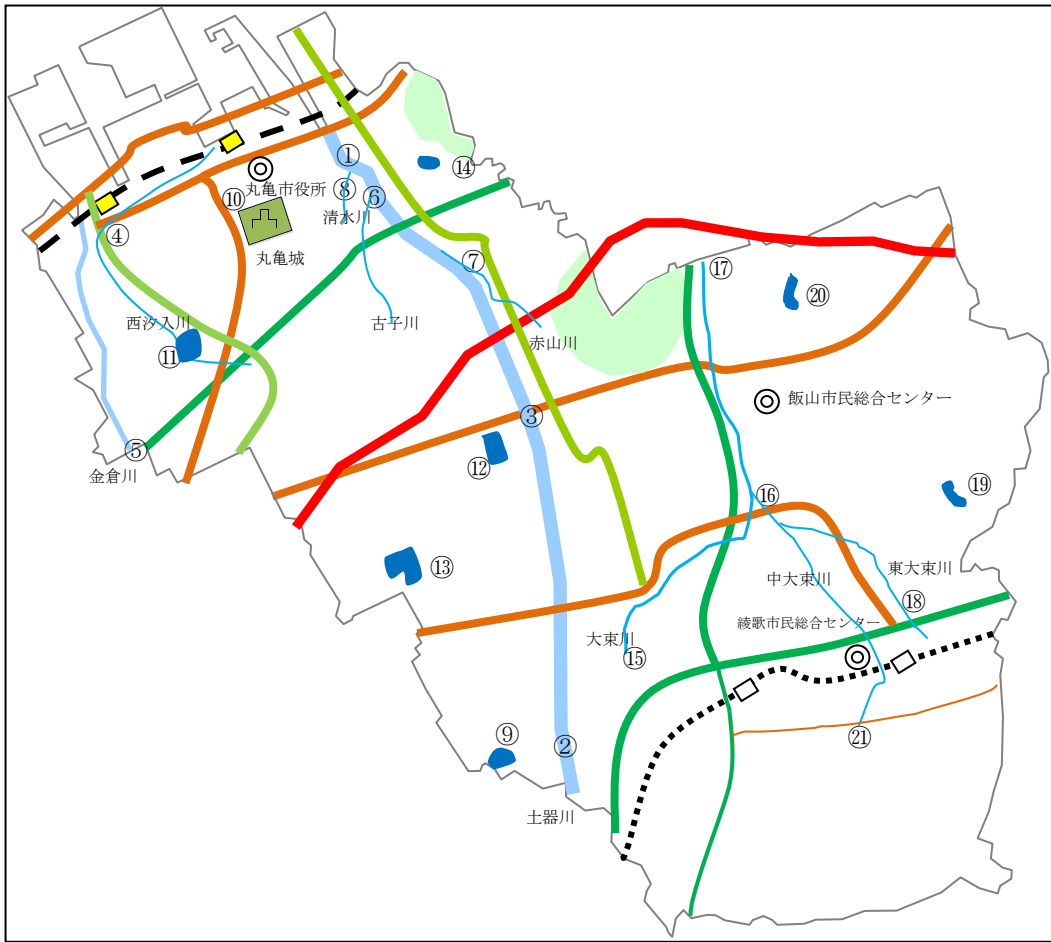


図 2-3-3 河川及びため池の水質測定地点図

出典：まるがめの環境

表 2-3-2 河川の水質測定地点

地点番号	水域名	測定地点名	類型
1	土器川	潮止堰	A
2	土器川	垂水橋	A
3	土器川	高柳橋	A
4	西汐入川	西今津橋	D
5	金倉川	六条橋	A
6	古子川	古子橋	無指定
7	赤山川	赤山橋	無指定
8	清水川	水門上流	無指定
15	大東川	前池合流地点	B
16	東大東川	太郎橋	無指定
17	大東川	飯津橋	C
18	東大東川	馬指橋	無指定
21	中大東川	県道 278 号線	無指定

表 2-3-3 ため池の水質測定地点

地点番号	測定地点名	類型
9	上池	無指定
10	丸亀城堀大手門西	無指定
11	先代池	無指定
12	道池	無指定
13	宝幢寺池	無指定
14	雁又池	無指定
19	輪工池	無指定
20	宮池（飯山町）	無指定

①河川

河川の代表的汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）*の水質調査において、令和2年度では、A類型環境基準である土器川の「潮止堰」が環境基準を超過（環境基準値を下回る検体数が調査実施検体数の75%未満）しており、環境基準適合率は85.7%（7地点中6地点が適合）でした。

河川のBODの経年変化は図2-3-4に示すとおりです。

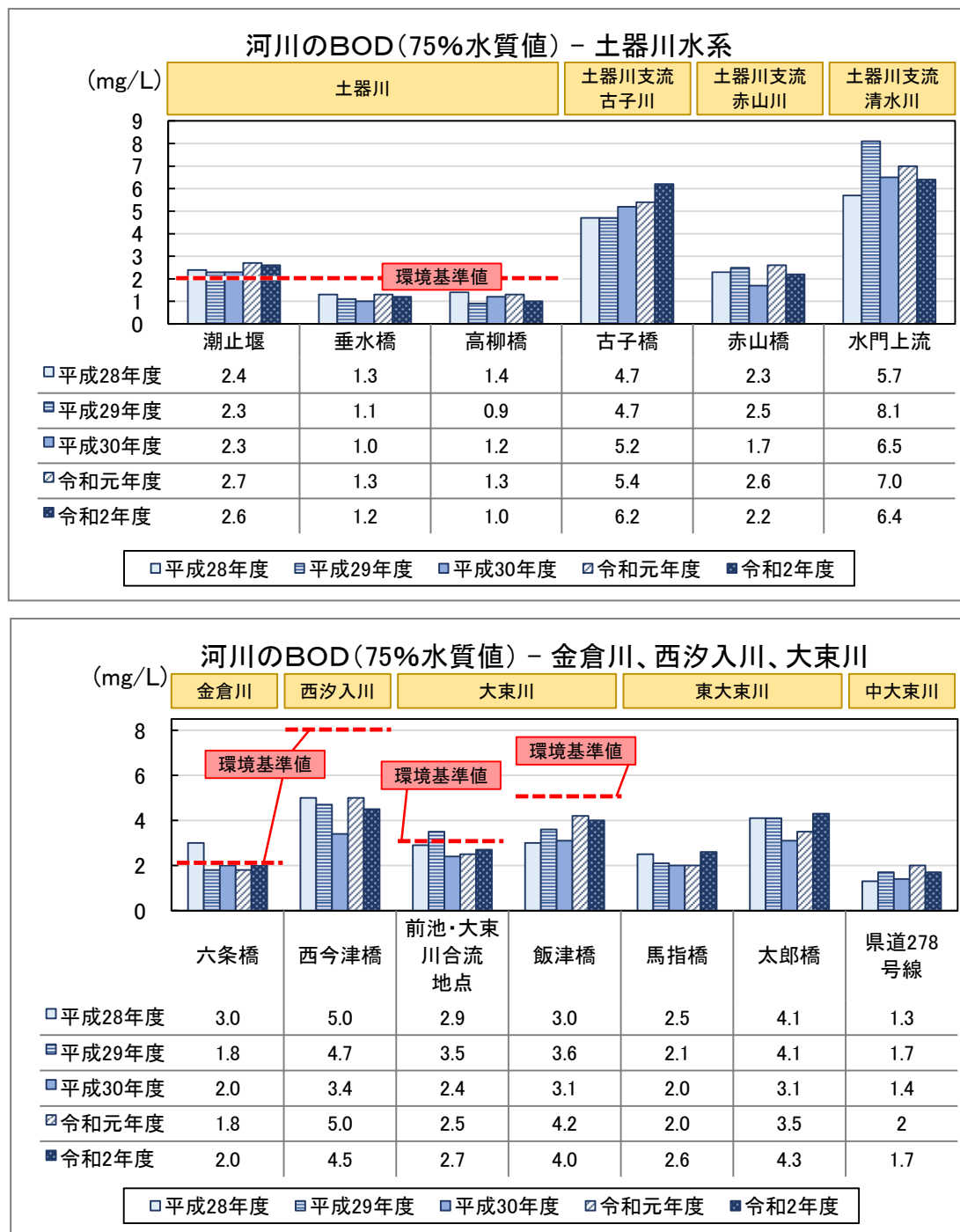


図2-3-4 河川の水質測定結果（BOD）

出典：まるがめの環境

②ため池

丸亀市のため池には環境基準の類型指定*がされていませんが、湖沼の代表的汚濁指標であるCODの年平均値の経年変化は図2-3-5に示すとおりです。

年度によって増減があるものの、「丸亀城堀」など増加傾向が見られるため池もあれば、「宝幢寺池」など減少傾向が見られるため池もあります。

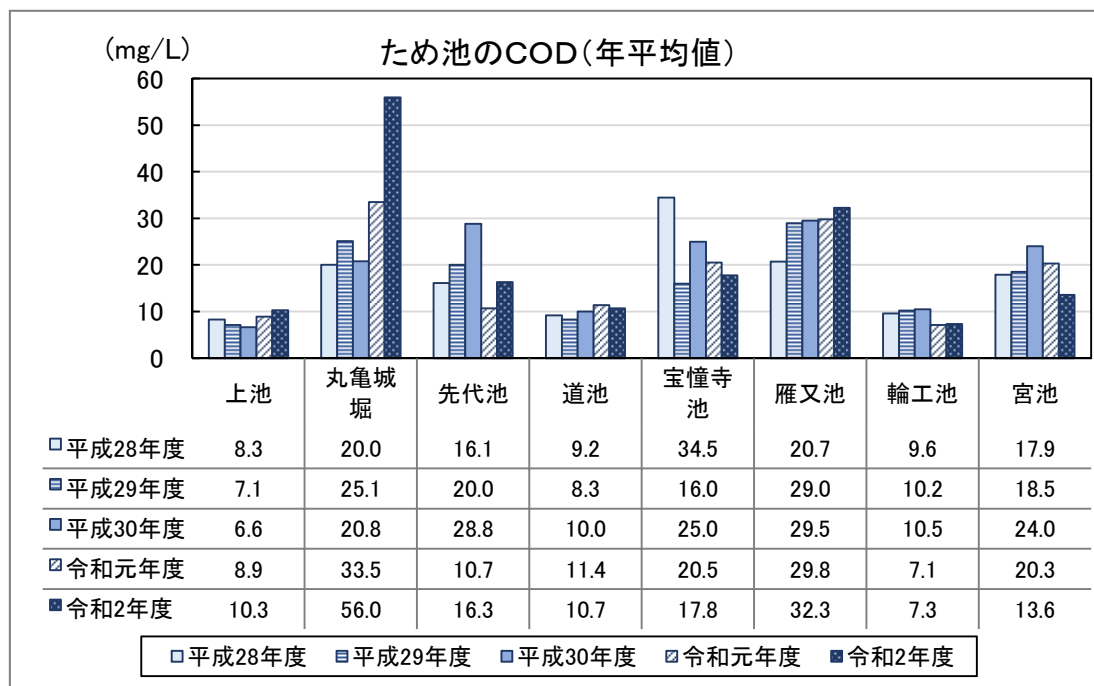


図 2-3-5 ため池の水質測定結果 (COD)

出典：まるがめの環境

(3) 排水対策

丸亀市の生活排水は、市の中心部では公共下水道で処理されていますが、宅地開発が進む南部地域では、農業集落排水施設*の整備や合併処理浄化槽*の普及を図っているものの、未処理のまま農業用水路等に排出している地域もあります。このため、各河川、ため池及び瀬戸内海の水質悪化に少なからず影響を及ぼしています。

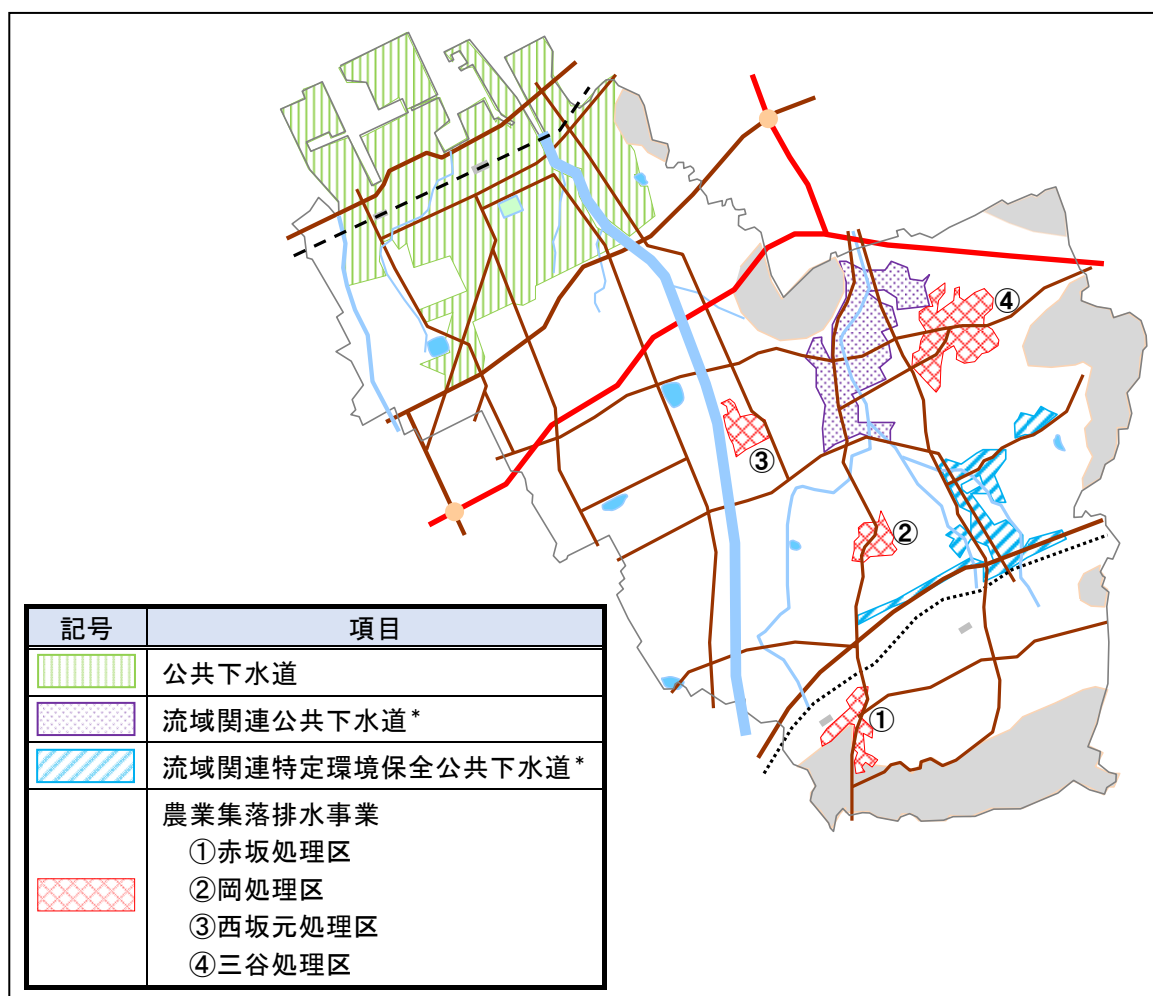


図 2-3-6 下水道・農業集落排水整備地域

出典：下水道課資料（令和 3 年 3 月末現在）

①公共下水道

丸亀市の下水道は、昭和 30 年に雨水排除を目的として築造認可を受け事業に着手しました。以後、急速な都市化に伴い公共用水域*の水質保全や生活環境の整備を図るため、昭和 51 年に終末処理場の完成により処理区域の供用を開始し、平成元年までに 6 ポンプ場の整備をしています。

公共下水道の整備状況は表 2-3-4 に示すとおりであり、令和 3 年 3 月末現在で、下水道普及率が 43.8%、水洗化率が 96.3%となっています。

表 2-3-4 公共下水道の整備状況

行政規模	面積	11,183ha	全体計画面積	2,498.7ha
	世帯数	50,994世帯	事業計画面積	1,881.3ha
	人口	112,427人	処理区域面積	1,728.6ha
処理区域内人口		49,211人	下水道普及率	対人口：43.8%
排除方式		分流式（一部合流式）	水洗化普及率	対処理区域内人口：96.3%

[注] 1. 人口及び世帯数は令和3年3月末の住民基本台帳に基づく。
2. 流域関連公共下水道・流域関連特定環境保全公共下水道を含む。

出典：下水道課資料

②農業集落排水

丸亀市の農業集落排水事業は、綾歌町の赤坂処理区及び飯山町の岡処理区、西坂元処理区、三谷処理区で整備を完了しています。令和3年3月末現在の整備状況は表 2-3-5 に示すとおりであり、水洗化率は全体で86.7%となっています。

表 2-3-5 農業集落排水施設の整備状況

処理区	整備期間 (年度)	供用開始 区域内世帯数 (世帯)	供用開始 区域内人口 (人)	水洗化 世帯数 (世帯)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
赤坂処理区	H8～H14	138	336	101	249	74.1
岡処理区	H7～H11	205	471	189	450	95.5
西坂元処理区	H10～H13	333	896	268	744	83.0
三谷処理区	H15～H19	509	1,096	459	983	89.7
合計	—	1,185	2,799	1,017	2,426	86.7

出典：下水道課資料

③合併処理浄化槽

丸亀市では、平成3年4月1日から、丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により小型合併処理浄化槽を設置される方に補助金の交付をしています。令和2年度における補助制度による設置基数は289基でした。合併処理浄化槽の普及状況は表 2-3-6 に示すとおりであり、令和2年度末現在では8,949基となっています。

表 2-3-6 浄化槽の普及状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
単独処理浄化槽* (基)	7,033	6,982	6,898	7,580	7,542
合併処理浄化槽 (基)	7,523	7,759	8,176	8,843	8,949
合計	14,556	14,741	15,074	16,423	16,491

出典：まるがめの環境（各年年度末）

④汚水処理人口普及率等

上記の下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の普及人口を合わせた「汚水処理人口」は82,657人で、汚水処理人口普及率は73.5%となっています。

表 2-3-7 生活排水処理施設の普及状況

住民基本 台帳人口 (人)	汚水処 理人口 (人)	汚水処 理人口 普及率 (%)	下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽	
			普及 人口 (人)	普及率 (%)	普及 人口 (人)	普及率 (%)	普及 人口 (人)	普及率 (%)
112,427	82,657	73.5	49,211	43.8	2,799	2.5	30,647	27.3

出典：香川県環境白書（令和3年3月末現在）

2 大気環境

(1) 大気質

丸亀市では市内3か所（市役所・城坤小学校・青ノ山）に大気汚染常時測定局が設置されており、二酸化硫黄*、窒素酸化物*、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質*等の大気質が常時測定されています。この3か所の測定局と大気汚染中央監視局（香川県環境保健研究センター内）がテレメーター*で接続され、より効果的な常時監視が行われています。

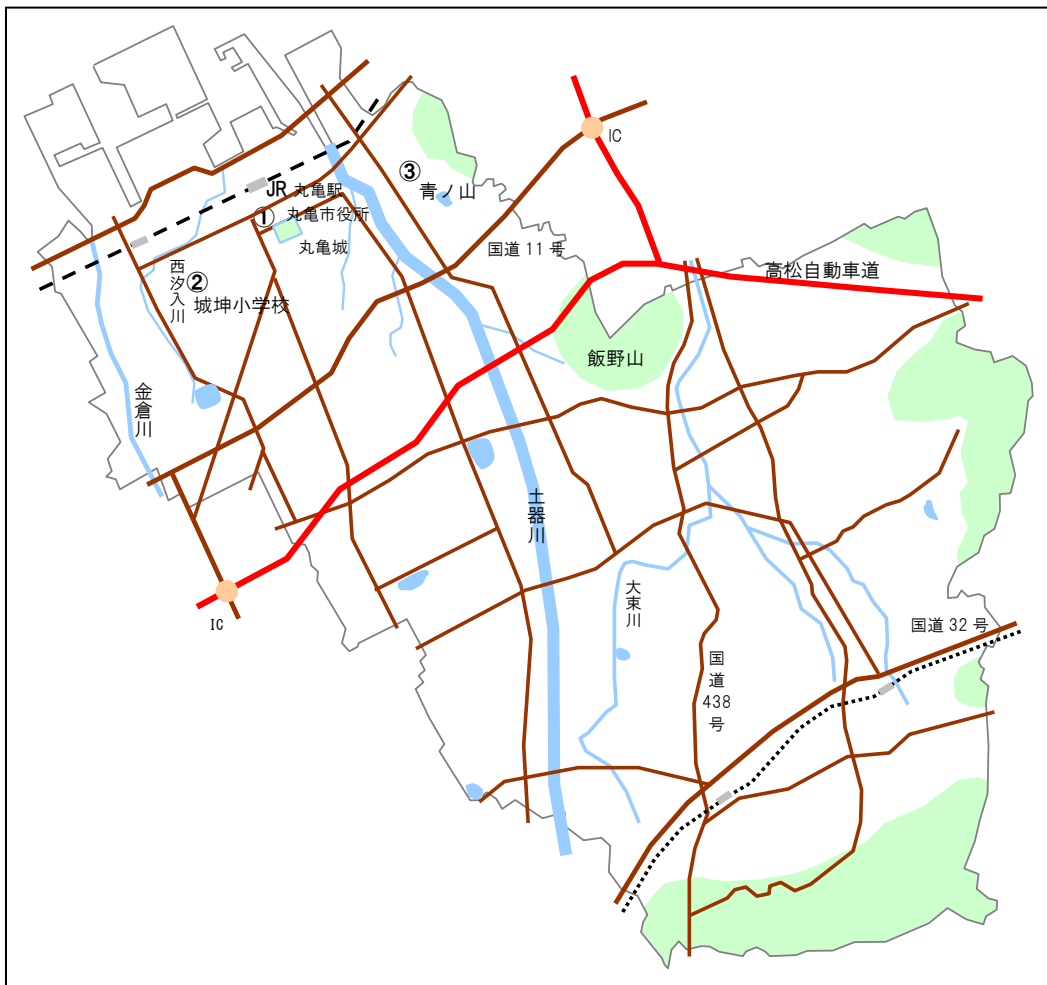


図 2-3-7 大気汚染測定地点図

出典：まるがめの環境

丸亀市における大気質の推移は、図 2-3-8～2-3-9 に示すとおりです。

二酸化硫黄、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に適合していますが、光化学オキシダントは環境基準を超過した状況が続いています。

光化学オキシダントは県内 16 測定局の全ての測定局で環境基準を超過しており、全国でも大部分の測定局で同様の状況となっています。光化学オキシダントは工場・事業場及び自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が大気中で化学反応を起こして生じる

ものとされています。また、これらの削減対策とともに、基準濃度を超過したときは光化学オキシダント予報や注意報が発令されます。令和2年度には、中讃地域において、光化学オキシダント予報が1回発令されました。

微小粒子状物質については、県内13測定局の全ての測定局において環境基準に適合しています。微小粒子状物質は、都道府県において注意喚起を実施するための判断基準があり、これに当てはまる場合、香川県が県全域に注意喚起を行い、丸亀市においてもホームページ等で周知しますが、令和2年度は注意喚起の判断基準値を上回ることはありませんでした。

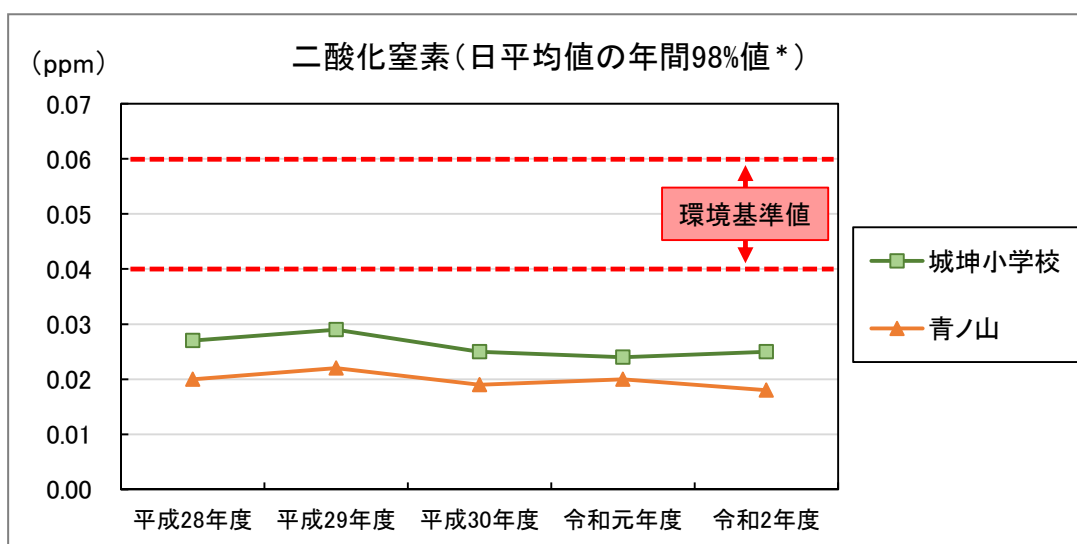
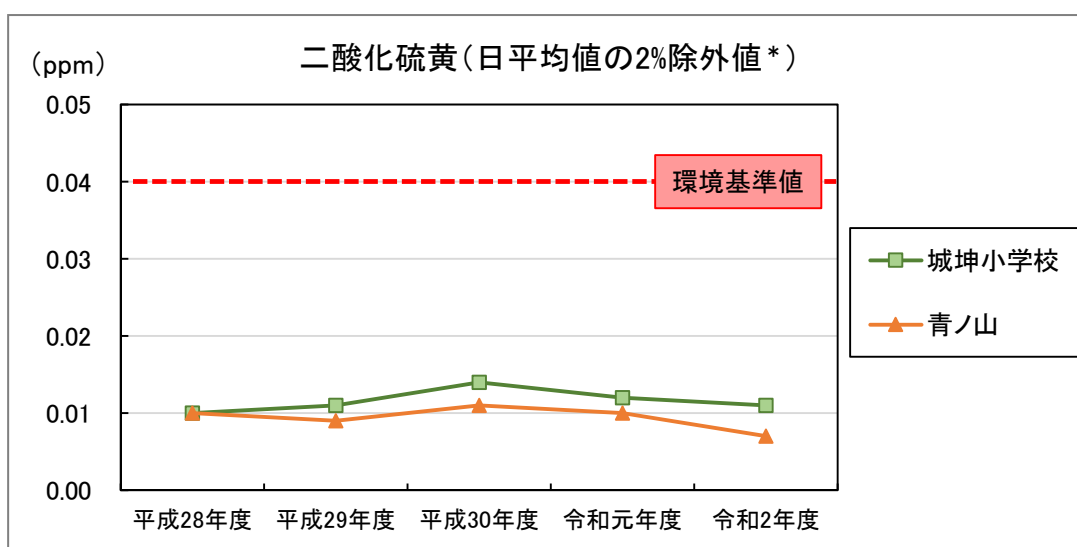


図 2-3-8 大気質測定結果 (1)

[注]二酸化窒素の環境基準: 日平均値が 0.04ppm* から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

出典: 大気汚染調査結果 (香川県)

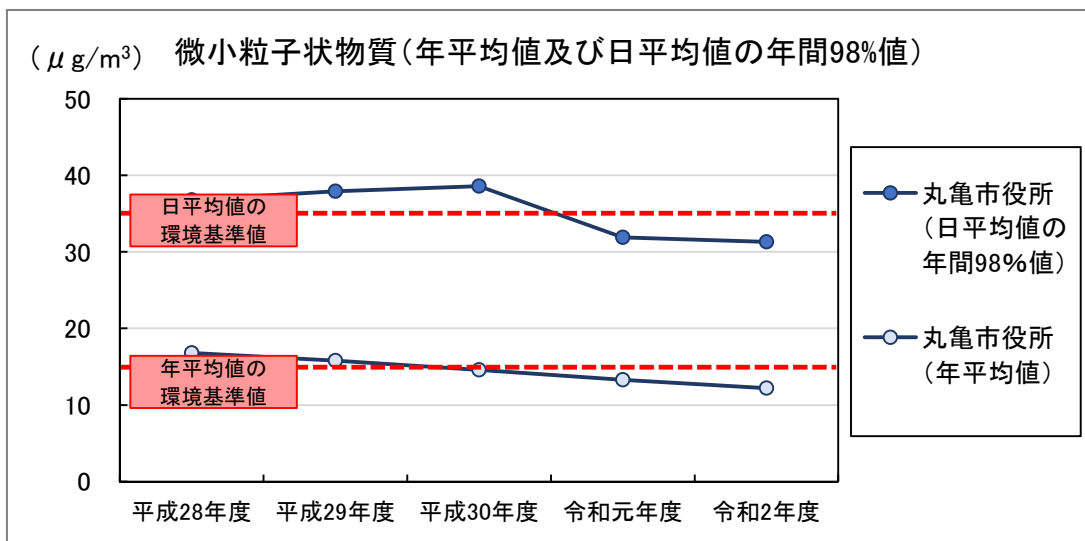
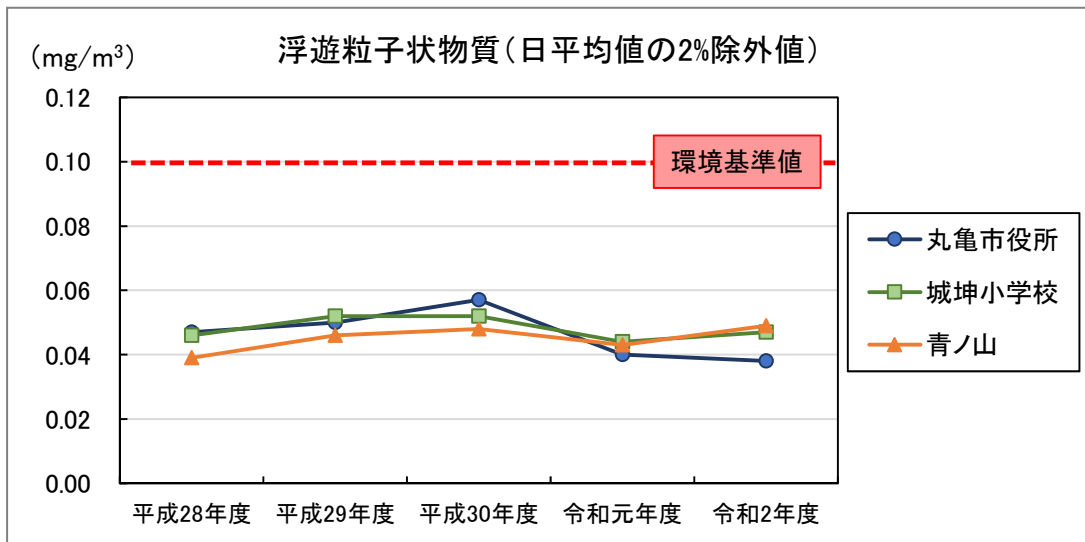
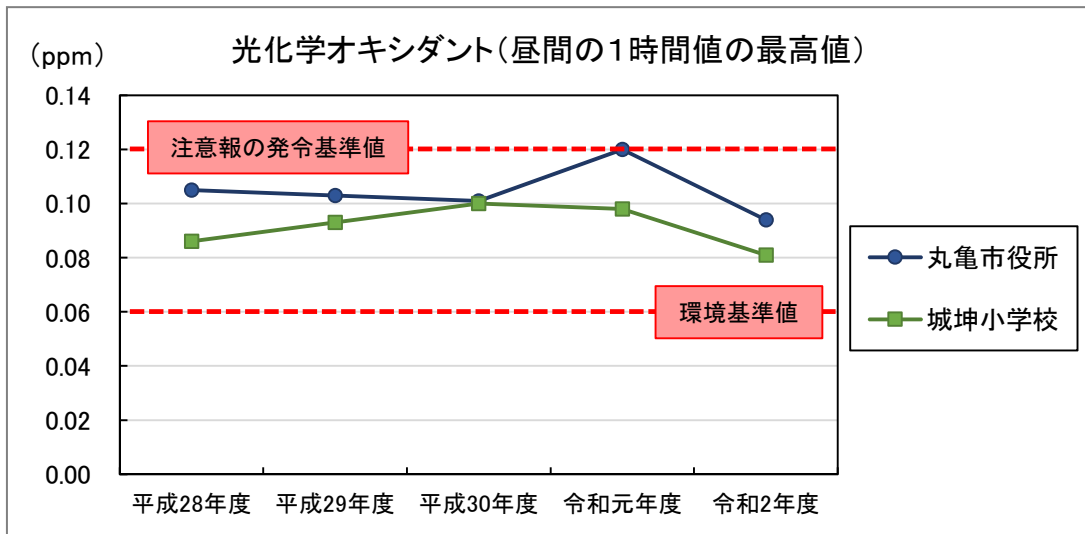


図 2-3-9 大気質測定結果 (2)

出典：大気汚染調査結果（香川県）

有害大気汚染物質*については、丸亀市役所における調査結果は表 2-3-8 に示すとおりであり、全て環境基準に適合していました。

表 2-3-8 有害大気汚染物質調査結果（年平均値）

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

項目	環境基準	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ベンゼン*	$3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1.4	1.8	0.83	1.0	0.67
トリクロロエチレン*	$130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	0.34	0.2	0.06	0.10	0.06
テトラクロロエチレン*	$200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	0.57	0.15	0.089	0.13	0.064
ジクロロメタン*	$150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1.2	1.2	0.89	0.80	0.96

出典：大気汚染調査結果（香川県）

(2) 酸性雨

硫黄酸化物*や窒素酸化物は、石炭や石油などの化石燃料*の燃焼などに伴って、大気中へ放出され、複雑な化学反応を繰返して硫酸イオン*、硝酸イオン*等に変化します。それが雨水に取り込まれて pH が 5.6 以下になった場合を一般的に酸性雨といいます。

令和2年度における丸亀市の pH の年平均値は、丸亀市役所が 4.5、綾歌市民総合センターが 4.8 となっていました。

一方、香川県の調査によると、平成28年度から令和2年度までの過去5年の測定で、高松市及びまんのう町の雨水の pH（年平均値）は 4.7～5.5 で推移しており、丸亀市の pH はこれらの値と同程度となっております。なお、平成30年度は綾歌市民総合センター改修工事のため、丸亀市役所のみでの測定になります。

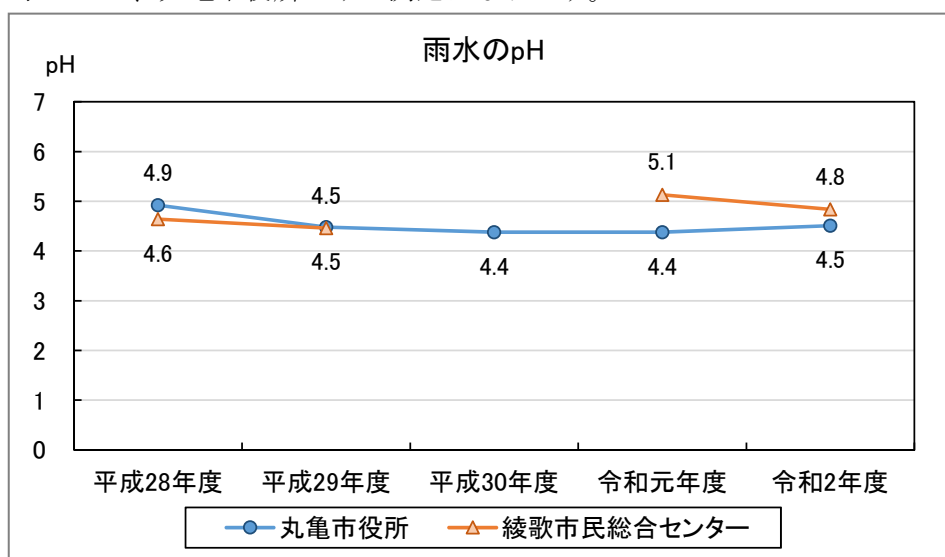


図 2-3-10 雨水の pH 測定結果（年平均値の推移）

出典：まるがめの環境

3 騒音及び振動

(1) 騒音

身の回りの音の中でも不快に感じたり、会話や睡眠を妨げたりする音を騒音といいます。騒音についても、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が環境基本法によって定められており、基準値は地域の特性や時間帯によって決められています。

丸亀市が実施している騒音測定の地点は、図 2-3-11 に示すとおりです。

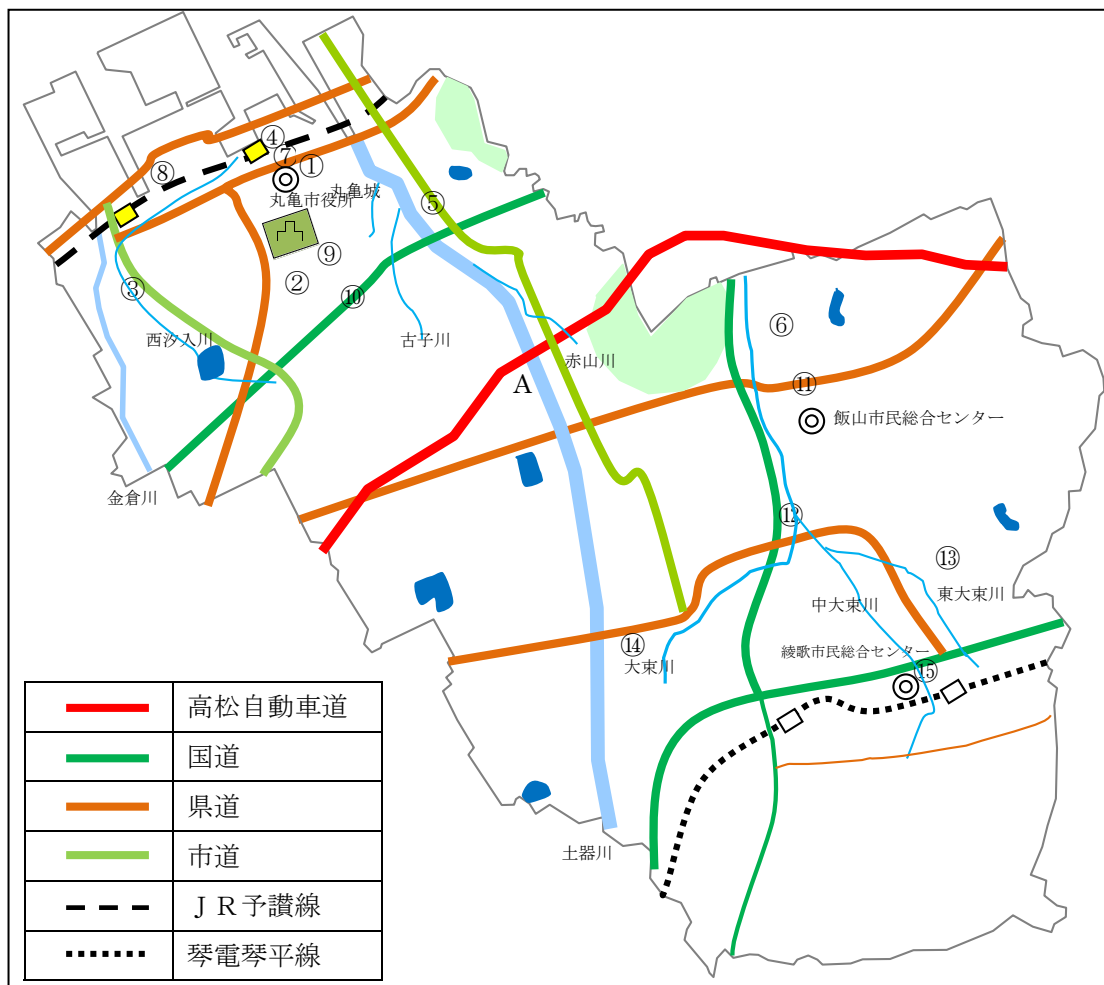


図 2-3-11 騒音測定地点図

[注] 数字は環境騒音測定地点を、「A」は高松自動車道沿線地域環境騒音測定地点を示す。

出典：まるがめの環境

①環境騒音（一般地域）

過去3年間における一般地域の環境騒音*測定結果は表2-3-9に示すとおりであり、全地点で環境基準に適合しています。

表2-3-9 環境騒音（一般地域）測定結果（平成30～令和2年度）

地点 番号	測定地点名	類型 区分	時間 区分	環境 基準	測定結果（dB）		
					H30	R1	R2
6	飯山地域子育て支援センター （飯山町東坂元）【第1種住居地域】	B	昼間	55	46	51	42
			夜間	45	44	39	37
7	ふたば西保育園（通町） 【商業地域】	C	昼間	60	53	52	50
			夜間	50	46	42	42
8	シルバー人材センター（塩屋町） 【第1種住居地域】	B	昼間	55	48	47	49
			夜間	45	41	41	44
9	旧・亀寿園（九番丁） 【第1種中高層住居専用地域】	A	昼間	55	52	—	—
			夜間	45	43	—	—
	市営住宅城南団地（九番丁） 【第1種中高層住居専用地域】	A	昼間	55	—	48	47
			夜間	45	—	39	39
13	富熊コミュニティーセンター （綾歌町富熊）【無指定】	—	昼間	—	47	49	51
			夜間	—	40	45	40

〔注〕測定結果は、等価騒音レベル*を示している（表2-3-10～11も同じ）。

出典：まるがめの環境

②自動車騒音（道路に面する地域）

過去3年間における道路に面する地域の自動車騒音測定結果は表2-3-10に示すとおりです。

令和2年度においても、10地点中1地点で昼間・夜間ともに環境基準を超過、2地点で昼間のみ環境基準を超過していましたが、全地点で騒音規制法の要請限度*に適合しています。

表 2-3-10 自動車騒音（道路に面する地域）測定結果（平成 30～令和 2 年度）

地点 番号	測定地点名	区分	時間 区分	環境 基準	要請 限度	測定結果 (dB)		
						H30	R1	R2
1	県道 33 号線 ※4 車線 (大手町、丸亀市役所) 【商業地域】	近接 空間	昼間	70	75	68	68	67
			夜間	65	70	62	62	61
2	市道七番丁柞原線 ※2 車線 (七番丁、個人住宅) 【第 1 種低層住居専用地域】	A a	昼間	60	70	67	66	65
			夜間	55	65	58	57	56
3	市道昭和町田村線 ※4 車線 (天満町、事業所) 【準住居地域】	近接 空間	昼間	70	75	67	68	68
			夜間	65	70	60	61	61
4	市道港町富士見線 ※4 車線 (港町、個人住宅) 【準工業地域】	近接 空間	昼間	70	75	62	67	67
			夜間	65	70	57	62	61
5	市道土器線 ※4 車線 (土器町東、個人住宅) 【準住居地域】	近接 空間	昼間	70	75	70	68	69
			夜間	65	70	64	61	61
10	国道 11 号 ※4 車線 (土器町西、個人住宅) 【無指定】	近接 空間	昼間	70	75	65	65	64
			夜間	65	70	61	60	60
11	県道 18 号線 ※2 車線 (飯山町川原、旧飯山中央公民 館前) 【近隣商業地域】	近接 空間	昼間	70	75	71	71	72
			夜間	65	70	64	65	64
12	国道 438 号 ※2 車線 (飯山町下法軍寺、飯山高校前) 【第 1 種住居地域】	近接 空間	昼間	70	75	73	72	72
			夜間	65	70	67	65	65
14	県道 22 号線 ※2 車線 (飯山町東小川、東小川児童セ ンター) 【無指定】	近接 空間	昼間	70	75	68	68	68
			夜間	65	70	60	61	60
15	国道 32 号 ※4 車線 (綾歌町栗熊西、綾歌市民総合 センター) 【無指定】	近接 空間	昼間	70	75	70	70	70
			夜間	65	70	65	65	65

〔注〕 1. 表中の着色箇所は、環境基準値を超過していることを示す。

2. 区分欄の「近接空間」は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」を示す。

3. 区分欄のアルファベット大文字は環境基準の類型区分を、小文字は要請限度の区域区分を示す。

出典：まるがめの環境

③ 高松自動車道沿線地域環境騒音

丸亀市では、平成 4 年 4 月 19 日に高松自動車道が開通してから、毎年沿道の騒音調査を実施しています。なお、高松自動車道は市街化区域*外を通っているため、その沿線地域は環境基準指定地域に指定されておらず、環境基準の適用はありません。

過去 3 年間における測定結果は表 2-3-11 に示すとおりです。各年度ともに 1 地点で調査を行い、測定結果を「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値と比較すると、低い数値となっています。

表 2-3-11 高松自動車道沿線地域環境騒音測定結果（平成 30～令和 2 年度）

地点 番号	測定地点名	類型区分	時間 区分	環境基準 (参考)	測定結果 (dB)		
					H30	R1	R2
A	川西町北 (萬象園)	無指定	昼間	70	65	64	60
			夜間	65	62	63	55

出典：まるがめの環境

(2) 振動

丸亀市では、道路交通振動の測定を隔年で実施しています。平成 30 年度及び令和 2 年度の測定結果は表 2-3-12 に示すとおりであり、交通量の多い幹線道路沿い 7 地点で調査を行った結果、全地点で振動規制法の要請限度に適合しています。

表 2-3-12 道路交通振動測定結果（平成 30 年度及び令和 2 年度）

地点 番号	測定地点名	区域 区分	時間 区分	要請 限度	測定結果 (dB)	
					H30	R2
1	県道 33 号線 (大手町、丸亀市役所) 【商業地域】	2 種	昼間	70	46	42
			夜間	65	43	39
3	市道昭和町田村線 (天満町、事業所) 【準住居地域】	1 種	昼間	65	44	46
			夜間	60	42	40
4	市道港町富士見線 (港町、個人住宅) 【準工業地域】	2 種	昼間	70	48	42
			夜間	65	45	35
5	市道土器線 (土器町東、個人住宅) 【準住居地域】	1 種	昼間	65	48	47
			夜間	60	45	41
10	国道 11 号 (土器町西、個人住宅) 【無指定】	2 種	昼間	70	44	35
			夜間	65	42	30
11	県道 18 号線 (飯山町川原、旧飯山中央公民館前) 【近隣商業地域】	2 種	昼間	70	38	43
			夜間	65	34	33
15	国道 32 号 (綾歌町栗熊西、綾歌市民総合センター) 【無指定】	2 種	昼間	70	37	37
			夜間	65	35	33

〔注〕測定結果は、80%レンジの上端値を示す。

出典：まるがめの環境

4 その他公害

(1) ダイオキシン類

香川県が測定したダイオキシン類*調査結果のうち、丸亀市内の大気、河川の水質の測定結果は図 2-3-12 に示すとおりです。大気、河川の水質ともに各年度とも環境基準に適合しています。また、図にはありませんが、河川の底質中のダイオキシン類については、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の調査において、土器川の「丸亀橋」が 0.41～1.00pg-TEQ/g で推移しており、環境基準（150pg-TEQ 以下）に適合しています。

これらの他、香川県では地下水質及び土壌のダイオキシン類調査を、毎年、調査地点を変えて実施しており、環境基準を超過した地点はありません。

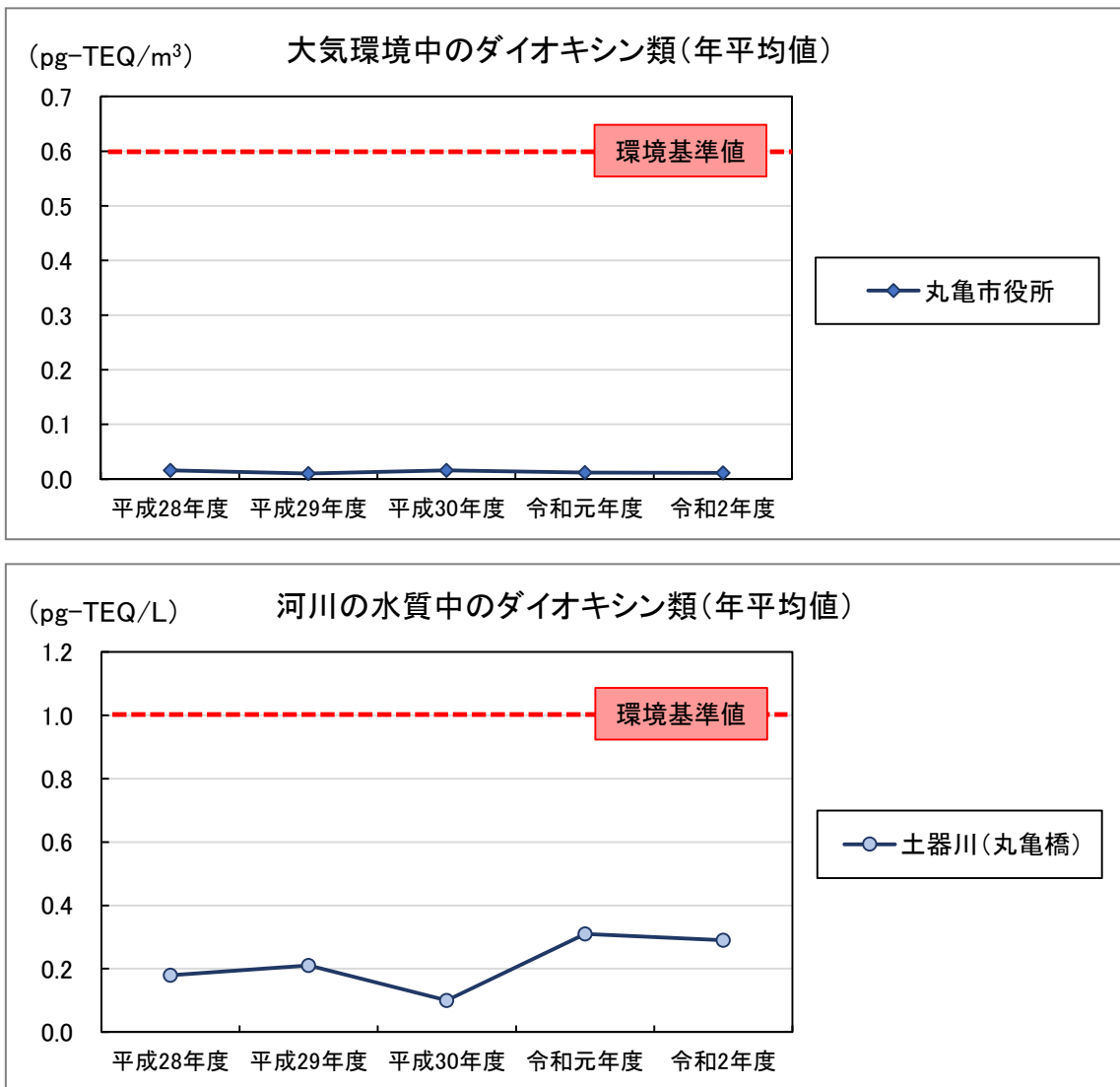


図 2-3-12 ダイオキシン類の測定結果

出典：大気は大気汚染調査結果（香川県）、水質は四国内一級河川の水質現況（四国地方整備局）

(2) 放射線量

大気中の放射線量については、香川県が調査を実施しています。丸亀市では平成 24 年度から測定が開始されており、原子力規制委員会のホームページでリアルタイムに公表されるとともに、県のホームページで公表されています。

国際放射線防護委員会（ICRP）が平成 19 年に示した勧告では、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が 1 年間に浴びてもよい被ばく限度量は 1mSv/年（1,000 μ Sv/年）とされています。また、環境省では除染の基準を 0.23 μ Sv/h としています。丸亀市における測定値は表 2-3-13 に示すとおりであり、これらの基準値を下回っています。

表 2-3-13 丸亀市（中讃保健福祉事務所）における大気中の放射線量調査結果

（地上高 1.0m、単位： μ Sv/h）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
平均	0.055	0.055	0.056	0.055	0.055
最小	0.052	0.052	0.052	0.052	0.052
最大	0.095	0.091	0.080	0.085	0.088

〔注〕測定値は空間放射線量率を放射線量に換算している。

出典：放射線量等の測定結果（香川県）

(3) 公害苦情

令和2年度の公害苦情件数は315件であり、前年度と比較して26件増加しています。

近年の傾向としては、廃棄物などの野焼き、空き地・空き家の管理不良による雑草の繁茂など、身近な環境に関する苦情が多く、市民の快適環境に対するニーズの高まりから、この種の苦情は今後ますます増加するものと思われます。

表 2-3-14 苦情申立状況

(単位：件)

種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気汚染	53	62	66	39	51
水質汚濁	6	7	3	6	12
土壌汚染	1	0	0	0	0
騒音	11	11	4	9	15
振動	1	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	1	4	6	15	12
その他	294	287	257	220	225
合計	367	371	336	289	315

〔注〕「大気汚染」は野焼き苦情を含む。「その他」は空き地等の雑草の繁茂・隣の家からの枝葉等の越境・犬のふん・野犬等の苦情を含む。

出典：まるがめの環境

(4) 野犬対策及び狂犬病対策

丸亀市では、野犬対策として捕獲箱による野犬捕獲事業を実施しています。地域の協力を得ながら、香川県中讃保健福祉事務所と一体となって野犬対策に取り組んでいます。

また、新たな野犬を発生させないよう飼育者のモラルの向上を図るとともに、飼い犬の登録と狂犬病予防接種の周知徹底を図っています。

表 2-3-15 野犬対策及び狂犬病対策の実施状況

(単位：頭)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
畜犬登録数	608	615	575	602	613
狂犬病予防接種数	5,036	5,078	4,964	5,109	5,058
捕獲頭数	54	85	90	60	126
引き取り頭数	423	391	405	284	197

出典：生活環境課資料

2-4 資源の循環

丸亀市内のごみの排出量は、表 2-4-1 に示すとおりです。令和 2 年度のごみ総排出量は 35,026t であり、平成 28 年度 (36,217t) から約 3.3%減少しています。

表 2-4-1 ごみ排出量の状況

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
人口 (人)		109,922	109,678	109,281	109,139	109,378	
ごみ排出量 (t)	収集ごみ量	可燃ごみ	19,078	18,901	18,857	19,153	19,539
		不燃ごみ	1,218	1,197	1,279	1,322	1,439
		粗大ごみ	186	202	215	201	266
		資源ごみ	4,332	4,073	3,894	3,820	3,557
	直接搬入ごみ量	11,403	11,875	11,052	11,280	10,225	
	ごみ総排出量	36,217	36,248	35,297	35,776	35,026	
ごみ処理量 (t)	焼却処理量	30,696	31,026	30,442	31,335	30,651	
	資源化処理量	4,899	4,541	4,367	4,295	4,873	
	埋立処分量	4,133	3,763	3,690	3,518	2,504	

〔注〕人口は、常住人口（各年度 3 月 31 日現在）を示す。

出典：丸亀市一般廃棄物処理基本計画

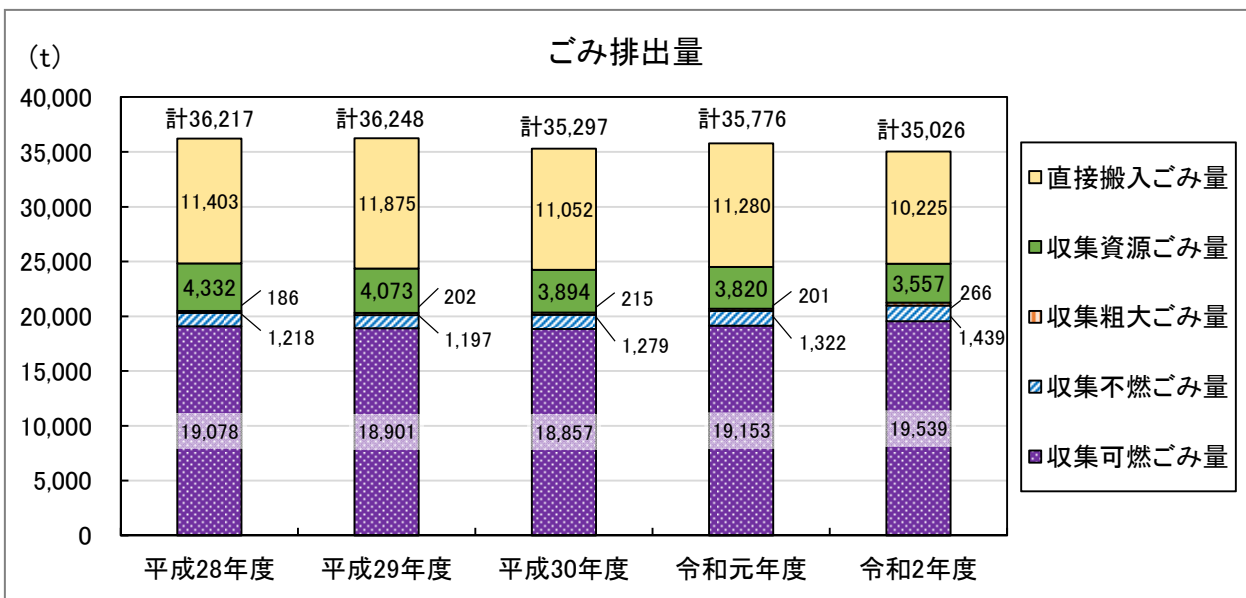


図 2-4-1 ごみ排出量の推移

市民1人1日当たりのごみ排出量をみると、全国平均値は下回っていますが、香川県平均値を上回っています。一方、リサイクル率（ごみ総排出量のうち資源化处理された量の割合）は、全国平均値や香川県平均値を下回っています。1人1日当たりのごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、リサイクル*についても課題が残る状況となっています。

表 2-4-2 1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1人1日当たり のごみ排出量(g)	全国	925	920	919	918	-
	香川県	872	869	863	868	-
	丸亀市	903	906	885	896	852
リサイクル率 (%)	全国	20.3	20.2	19.9	19.6	-
	香川県	18.7	19.3	18.9	18.2	-
	丸亀市	13.5	12.5	12.4	12.0	13.9

出典：全国・香川県は一般廃棄物処理実態調査（環境省）、丸亀市は一般廃棄物処理基本計画

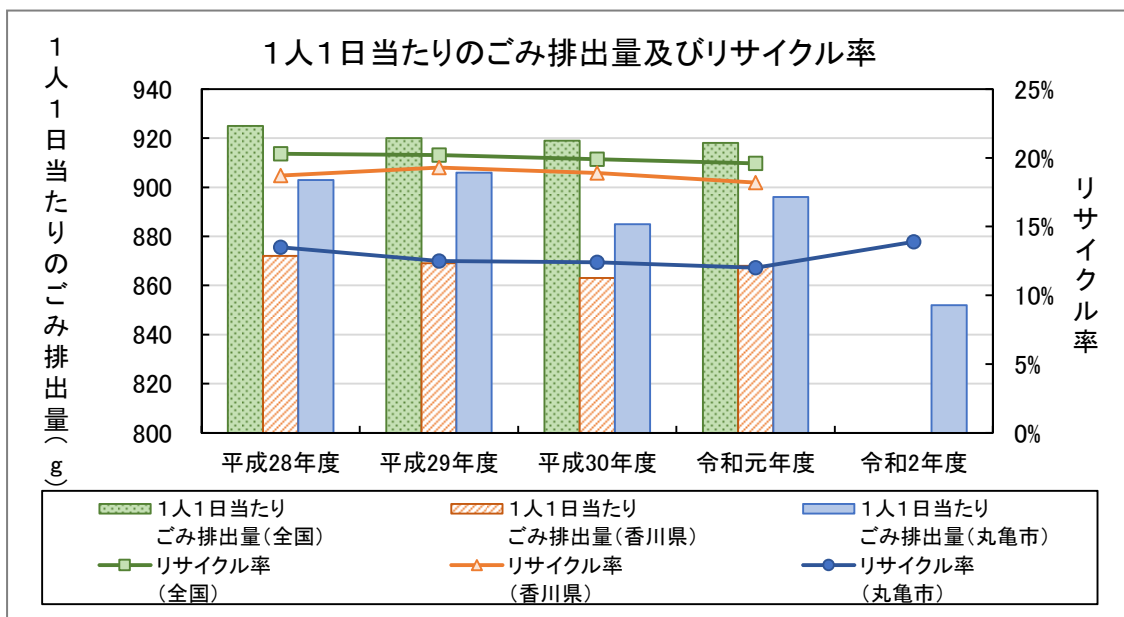


図 2-4-2 ごみ排出量及びリサイクル率の推移

2-5 地球環境

1 温室効果ガス排出量

令和2年度の市（行政）の全ての事務及び事業における温室効果ガス*排出量は15,154.2t-CO₂で、前年度から約10.0%減少しています。丸亀市では、「丸亀市環境保全率先実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量を令和12年度までに、平成28年度(24,516.0t-CO₂)比で37%削減することを目標としています。

表 2-5-1 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)

温室効果ガス	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
二酸化炭素		20,522.1	17,959.4	16,228.8	14,543.2
メタン		207.6	202.6	187.3	190.8
一酸化二窒素		458.2	448.9	413.2	420.2
合計	24,516.0	21,187.9	18,610.9	16,829.3	15,154.2

〔注〕1. 温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算で表示している。

2. 電力の排出係数は該年度の電気事業者別排出係数を用いている。

出典：まるがめの環境

2 住宅用太陽光発電システム設置費補助

丸亀市では、再生可能エネルギーの利用の推進と市民の環境意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的として、住宅用太陽光発電システム*設置費補助制度を設けています。令和2年度における補助件数は106件であり、累計で2,408件となっています。

また、令和2年度より停電長期化に備えたエネルギー源確保策として、新たに住宅用蓄電システム設置補助制度を設けています。

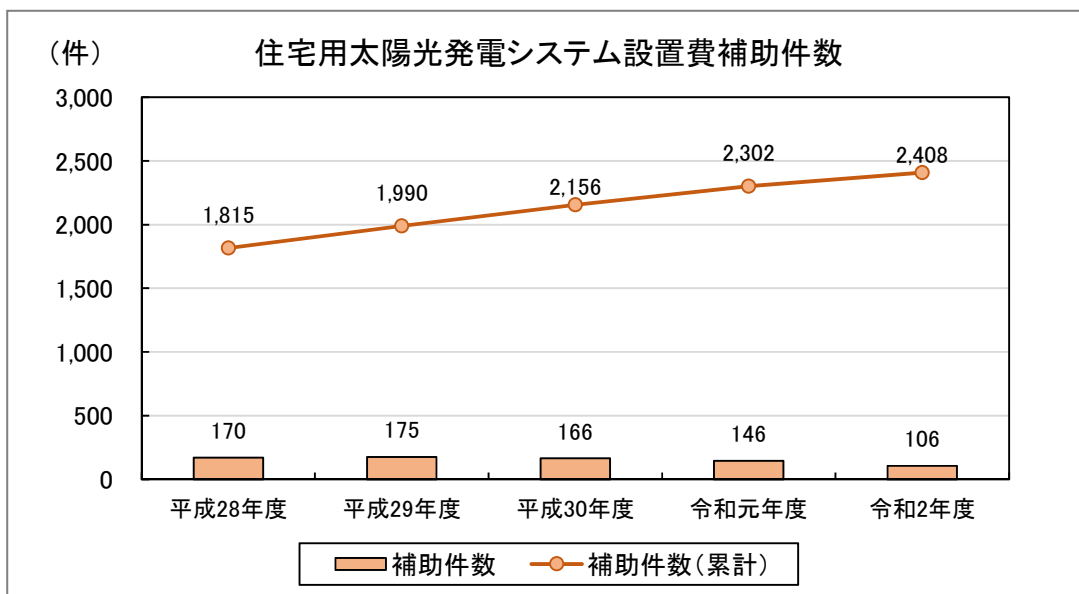


図 2-5-1 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数の推移

出典：まるがめの環境

2-6 歴史文化環境

丸亀市には、表 2-6-1 に示すように、国指定の文化財・記念物等が 24 件、県指定の文化財・記念物が 11 件、市指定の文化財・記念物が 90 件あります。

表 2-6-1 文化財の種別件数

(単位：件)

区分		国指定	県指定	市指定	計	
有形文化財	建造物	2	1	13	16	
	美術 工芸品	絵画	1	1	12	14
		彫刻	2	3	18	23
		工芸品	2	-	8	10
		書跡・典籍、古文書	-	-	11	11
		考古資料	-	-	4	4
		歴史資料	-	-	8	8
民俗文化財	有形民俗文化財	-	1	1	2	
	無形民俗文化財	-	2	1	3	
記念物	史跡	4	3	6	13	
	名勝*	-	-	1	1	
	天然記念物	-	-	7	7	
重要伝統的建造物群保存地区		1	-	-	1	
登録文化財*		12	-	-	12	
合計		24	11	90	125	

出典：文化財保存活用課資料

2-7 都市環境

令和 2 年度末における公園緑地の状況は表 2-7-1 に示すとおりであり、開設数が 59、面積が 4,122,251m²となっています。

表 2-7-1 丸亀市の公園緑地

種別	開設数	面積 (m ²)
街区公園	22	51,866
近隣公園	6	102,769
運動公園	4	444,680
風致公園	3	2,729,933
歴史公園	1	204,756
墓園	1	75,690
都市緑地	13	484,733
緑道	2	18,094
広場公園	4	2,935
都市公園以外の公園	3	6,795
合計	59	4,122,251

出典：都市計画課資料

2-8 環境教育及び環境保全活動

1 クリーン・リバーKaNaKuRa 推進会議

平成 11 年 11 月 4 日に金倉川流域の美化活動に沿岸市町と住民が連携を図る「クリーン・リバーKaNaKuRa 推進会議*」が設立されました。この推進会議は、金倉川流域の 2 市 2 町の自治体と住民代表が参加し、香川県が調整役を務めるもので、県内の 2 級河川では初めての取り組みでした。また、平成 17 年 6 月 8 日には、香川県の「香の川創生事業*」の実施地域としての選定を受けるとともに、平成 18 年 2 月には「金倉川流域水環境保全行動計画」を策定し、より一層の水環境の保全に努めてきました。

平成 21 年度をもって 5 年間の「香の川創生事業」が終了、県の負担金はなくなりましたが、引き続き住民が中心となり、2 市 2 町で流域環境調査、河川パトロール、一斉清掃などを実施しています。

2 環境講演会

丸亀市では令和 3 年 3 月に「ゼロカーボンシティ」宣言*を行い、脱炭素社会に向けた取組を推進していきます。ゼロカーボン達成のためには、市民および事業者が環境に配慮した自発的な取組を行い、環境にやさしい行動の輪を家庭、学校、地域や職場などに広げていくことが大切です。そのためには、学校教育や生涯学習における環境教育プログラムを充実させ、子供から大人まで体系的な環境教育を推進する必要があります。

丸亀市では市民・事業者向けに環境講演会を毎年開催しております。令和 3 年度は「2050 年 CO₂ 排出ゼロ（ゼロカーボン）の実現に向けて」のテーマにより講演会を実施し、参加者は 99 名でした。

3 環境にやさしい事業所

環境に対する人々の意識が着実に高まっている現在、全ての事業者はその事業活動において環境負荷を低減し、環境に配慮した取り組みを推進することが求められています。

近年、「環境マネジメントシステム*」に関する国際規格である ISO14001* の認証を取得する企業なども増えています。しかしながら、ISO14001 の認証を取得するには費用もかかることなどから、全ての事業所がこの認証を取得し、環境保全に取り組むことができる状況ではありません。このようなことから丸亀市では全ての事業所が環境に配慮した事業活動に取り組むことを目指すため「環境にやさしい事業所*」登録制度を設けています。

令和 3 年 3 月 31 日現在の「環境にやさしい事業所」登録事業所数は、「エコ・リーダーまるがめ*」が 51 件、「エコ・ハートまるがめ*」が 114 件となっています。



「環境にやさしい事業所」
シンボルマーク

2-9 環境に関するアンケート調査

1 アンケート調査の概要

(1) アンケート調査の目的

第二次計画の中間見直しに当たり、環境に関する市民・事業者の意識を把握することを目的として、環境に係るアンケート調査を実施しました。

(2) アンケート調査の対象者と回収状況

アンケート調査の対象者は表 2-9-1 に示すとおりであり、16 歳以上の市民及び事業所としました。アンケート調査票は令和 3 年 7 月 29 日に郵送し、8 月 23 日までに郵送で回収されたものを集計しました。

表 2-9-1 アンケート調査票の配布・回収数等

対象	調査票の配布及び回収方法	調査票の配布数	調査票の回収数	調査票の回収率
市民	住民基本台帳から無作為抽出し、郵送により調査票の配布・回収を行った。	2,000 通	786 通	39.3%
事業所	丸亀市内の事業所のうちエコ・リーダーまるがめ及びエコ・ハートまるがめの登録事業所、省エネ法・温対法の特定事業者*及び特定排出者*、並びに電話帳から無作為抽出した事業所を対象として、郵送により調査票の配布・回収を行った。	300 通	162 通	54.0%

(3) アンケート調査の設問の概要

アンケート調査の設問の概要は、表 2-9-2～表 2-9-4 に示すとおりです。

表2-9-2 市民アンケート調査の設問

設問番号	設問の概要
問 1	回答者の属性について
問 2	住んでいる地区周辺の環境に関する満足度について
問 3	環境にやさしい行動の実施状況について
問 4	地域の環境保全活動や環境学習などへの参加経験・今後の参加意向について
問 5	環境関連の有効な情報発信方法について
問 6	再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備などの導入状況について
問 7	丸亀市の環境保全に関する設備などの導入に対する補助金の認知度・活用経験について
問 8-1	第二次計画の認知度について
問 8-2	第二次計画の認知度向上を図るための手法や、環境にやさしい行動の実践を図るための手法について
問 9	丸亀市「ゼロカーボンシティ」宣言の認知度について
問 10	SDGs の認知度について
問 11	丸亀市が重点的に今後進めるべき取り組みについて
問 12	丸亀市の環境保全に関する施策や地域の環境課題などのへの意見・要望

表2-9-3 事業所アンケート調査の設問 (1)

設問番号	設問の概要
問 1	回答事業所の属性について
問 2	環境問題を担当する部署等の設置状況について
問 3	環境保全への取り組み状況について
問 4	環境保全に取り組む上での課題について
問 5	環境マネジメントシステムの認証取得状況や、丸亀市の「環境にやさしい事業所」への登録状況について
問 6	環境に配慮した事業活動への取り組み状況について
問 7	再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備などの導入状況について
問 8	環境関連の有効な情報発信方法について
問 9-1	第二次計画の認知度について
問 9-2	第二次計画の認知度向上を図るための手法や、環境に配慮した事業活動の実践を図るための手法について

表2-9-4 事業所アンケート調査の設問（2）

設問番号	設問の概要
問 10	丸亀市「ゼロカーボンシティ」宣言の認知度について
問 11	事業活動に伴う温室効果ガス排出削減目標の設定状況について
問 12	脱炭素社会の実現に向けた取り組み意向について
問 13	SDGs の認知度について
問 14	経営方針や CSR への SDGs の取り入れ状況について
問 15	環境保全に取り組んでいくために丸亀市に今後期待する支援等について
問 16	丸亀市の環境保全に関する施策や地域の環境課題などのへの意見・要望

2 アンケート調査の結果概要

上記の設問のうち、第二次計画の課題や施策に特に関連があると考えられるものの集計結果を示すと以下のとおりで、市民、事業所の順に、表 2-9-5～表 2-9-19 に記載しました。グラフの数字（％）は、各項目を選択した人が全回答者に占める比率です。

表 2-9-5 アンケート調査の結果概要（市民-1）

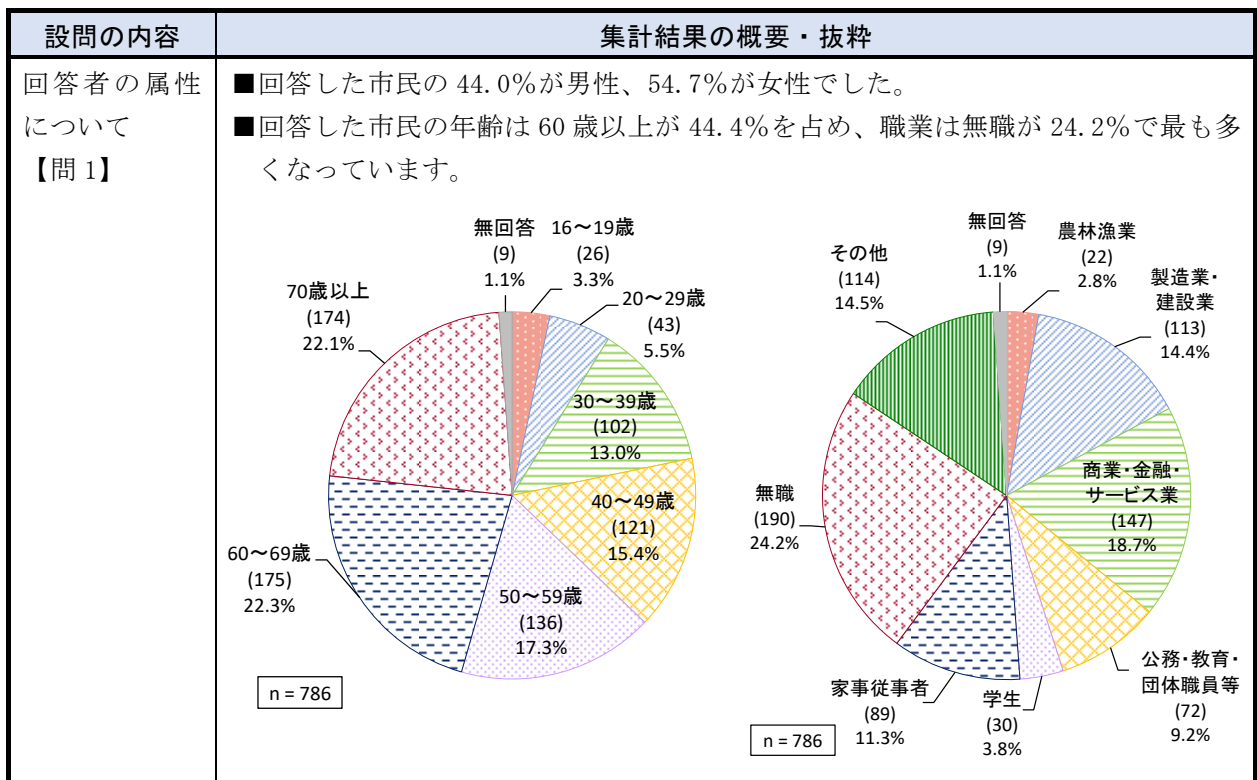


表 2-9-6 アンケート調査の結果概要（市民-2）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋																																																																																																																																					
<p>住んでいる地区周辺の環境に関する満足度について 【問 2】</p>	<p>■「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率が高かった項目は、「空気のきれいさ」（71.4%）、「悪臭の少なさ」（69.4%）、「山林や水田等の緑の豊かさ」（65.0%）等でした。</p> <p>■一方、「不満」及び「やや不満」と回答した市民の比率が高かった項目は、「公共交通の便利さ」（41.8%）、「道路環境の快適さ」（28.4%）、「広場・公園の数や広さ」（26.6%）等でした。</p> <table border="1"> <caption>環境に関する満足度の集計結果</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>満足</th> <th>やや満足</th> <th>どちらともいえない</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>空気のきれいさ</td><td>33.7%</td><td>37.7%</td><td>22.3%</td><td>3.2%</td><td>1.8%</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>悪臭の少なさ</td><td>31.4%</td><td>38.0%</td><td>20.0%</td><td>7.0%</td><td>2.3%</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>山林や水田等の緑の豊かさ</td><td>26.3%</td><td>38.7%</td><td>26.0%</td><td>6.2%</td><td>1.5%</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>家庭からのごみの分別や出し方のマナーの良さ</td><td>23.2%</td><td>38.8%</td><td>22.9%</td><td>10.1%</td><td>3.7%</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>家のまわりの静かさ</td><td>26.6%</td><td>33.7%</td><td>20.7%</td><td>13.1%</td><td>4.3%</td><td>1.5%</td></tr> <tr><td>廃棄物の不法投棄の少なさ</td><td>21.1%</td><td>34.5%</td><td>27.4%</td><td>11.3%</td><td>4.3%</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>地域の景観の美しさ</td><td>14.2%</td><td>35.2%</td><td>35.2%</td><td>10.3%</td><td>3.4%</td><td>1.5%</td></tr> <tr><td>まちの清潔さ</td><td>11.1%</td><td>32.4%</td><td>30.2%</td><td>19.6%</td><td>5.5%</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>道路環境の快適さ</td><td>11.6%</td><td>29.9%</td><td>28.4%</td><td>20.1%</td><td>8.3%</td><td>1.8%</td></tr> <tr><td>歴史的・文化的な雰囲気の良さ</td><td>11.1%</td><td>29.4%</td><td>46.1%</td><td>9.4%</td><td>2.8%</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>広場・公園の数や広さ</td><td>10.7%</td><td>24.8%</td><td>36.5%</td><td>17.6%</td><td>9.0%</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>海・川・池などの水のきれいさ</td><td>9.5%</td><td>23.0%</td><td>39.3%</td><td>19.5%</td><td>7.0%</td><td>1.7%</td></tr> <tr><td>地域の環境保全に関する活動の多さ</td><td>7.0%</td><td>21.2%</td><td>60.1%</td><td>8.1%</td><td>2.7%</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>動植物とのふれあいの多さ</td><td>8.4%</td><td>18.4%</td><td>48.3%</td><td>17.8%</td><td>5.9%</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>水辺とのふれあいの多さ</td><td>8.0%</td><td>17.4%</td><td>49.0%</td><td>17.8%</td><td>6.1%</td><td>1.7%</td></tr> <tr><td>公共交通の便利さ</td><td>6.9%</td><td>15.5%</td><td>34.7%</td><td>25.3%</td><td>16.5%</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>環境に関する学習の機会や情報の多さ</td><td>3.4%</td><td>10.9%</td><td>66.3%</td><td>13.9%</td><td>4.6%</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>省エネルギーや再生可能エネルギー利用の広がり</td><td>3.3%</td><td>9.9%</td><td>65.0%</td><td>13.9%</td><td>6.1%</td><td>1.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>n = 786</p>	項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答	空気のきれいさ	33.7%	37.7%	22.3%	3.2%	1.8%	1.4%	悪臭の少なさ	31.4%	38.0%	20.0%	7.0%	2.3%	1.3%	山林や水田等の緑の豊かさ	26.3%	38.7%	26.0%	6.2%	1.5%	1.3%	家庭からのごみの分別や出し方のマナーの良さ	23.2%	38.8%	22.9%	10.1%	3.7%	1.4%	家のまわりの静かさ	26.6%	33.7%	20.7%	13.1%	4.3%	1.5%	廃棄物の不法投棄の少なさ	21.1%	34.5%	27.4%	11.3%	4.3%	1.4%	地域の景観の美しさ	14.2%	35.2%	35.2%	10.3%	3.4%	1.5%	まちの清潔さ	11.1%	32.4%	30.2%	19.6%	5.5%	1.3%	道路環境の快適さ	11.6%	29.9%	28.4%	20.1%	8.3%	1.8%	歴史的・文化的な雰囲気の良さ	11.1%	29.4%	46.1%	9.4%	2.8%	1.3%	広場・公園の数や広さ	10.7%	24.8%	36.5%	17.6%	9.0%	1.4%	海・川・池などの水のきれいさ	9.5%	23.0%	39.3%	19.5%	7.0%	1.7%	地域の環境保全に関する活動の多さ	7.0%	21.2%	60.1%	8.1%	2.7%	0.9%	動植物とのふれあいの多さ	8.4%	18.4%	48.3%	17.8%	5.9%	1.1%	水辺とのふれあいの多さ	8.0%	17.4%	49.0%	17.8%	6.1%	1.7%	公共交通の便利さ	6.9%	15.5%	34.7%	25.3%	16.5%	1.0%	環境に関する学習の機会や情報の多さ	3.4%	10.9%	66.3%	13.9%	4.6%	0.9%	省エネルギーや再生可能エネルギー利用の広がり	3.3%	9.9%	65.0%	13.9%	6.1%	1.8%
項目	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答																																																																																																																																
空気のきれいさ	33.7%	37.7%	22.3%	3.2%	1.8%	1.4%																																																																																																																																
悪臭の少なさ	31.4%	38.0%	20.0%	7.0%	2.3%	1.3%																																																																																																																																
山林や水田等の緑の豊かさ	26.3%	38.7%	26.0%	6.2%	1.5%	1.3%																																																																																																																																
家庭からのごみの分別や出し方のマナーの良さ	23.2%	38.8%	22.9%	10.1%	3.7%	1.4%																																																																																																																																
家のまわりの静かさ	26.6%	33.7%	20.7%	13.1%	4.3%	1.5%																																																																																																																																
廃棄物の不法投棄の少なさ	21.1%	34.5%	27.4%	11.3%	4.3%	1.4%																																																																																																																																
地域の景観の美しさ	14.2%	35.2%	35.2%	10.3%	3.4%	1.5%																																																																																																																																
まちの清潔さ	11.1%	32.4%	30.2%	19.6%	5.5%	1.3%																																																																																																																																
道路環境の快適さ	11.6%	29.9%	28.4%	20.1%	8.3%	1.8%																																																																																																																																
歴史的・文化的な雰囲気の良さ	11.1%	29.4%	46.1%	9.4%	2.8%	1.3%																																																																																																																																
広場・公園の数や広さ	10.7%	24.8%	36.5%	17.6%	9.0%	1.4%																																																																																																																																
海・川・池などの水のきれいさ	9.5%	23.0%	39.3%	19.5%	7.0%	1.7%																																																																																																																																
地域の環境保全に関する活動の多さ	7.0%	21.2%	60.1%	8.1%	2.7%	0.9%																																																																																																																																
動植物とのふれあいの多さ	8.4%	18.4%	48.3%	17.8%	5.9%	1.1%																																																																																																																																
水辺とのふれあいの多さ	8.0%	17.4%	49.0%	17.8%	6.1%	1.7%																																																																																																																																
公共交通の便利さ	6.9%	15.5%	34.7%	25.3%	16.5%	1.0%																																																																																																																																
環境に関する学習の機会や情報の多さ	3.4%	10.9%	66.3%	13.9%	4.6%	0.9%																																																																																																																																
省エネルギーや再生可能エネルギー利用の広がり	3.3%	9.9%	65.0%	13.9%	6.1%	1.8%																																																																																																																																
<p>環境にやさしい行動の実施状況について 【問 3】</p>	<p>■「実施している」及び「時々実施している」と回答した市民の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみをきちんと分別して出し、リサイクルに協力している（95.8%） ・廃食油は排水口に流さないようにしている（94.1%） ・買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を購入しないようにしている（92.6%） <p>■一方、「今後も実施するつもりはない」と回答した市民の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長距離の移動は、自動車の利用を控え、公共交通機関を利用している（39.6%） ・コンポスト容器などによる生ごみの堆肥化を行っている（38.3%） 																																																																																																																																					

表 2-9-7 アンケート調査の結果概要（市民-3）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋
<p>地域の環境保全活動や環境学習などへの参加経験・今後の参加経験・今後の参加意向について</p> <p>【問4】</p>	<p>■参加経験が「ある」と回答した市民の比率が高かった項目は、「道路や河川、公園などの清掃活動」（43.5%）、「スーパー等で行っているリサイクル活動」（40.8%）、「バザーやフリーマーケット」（36.9%）等でした。</p> <p>■今後は「参加したい」と回答した市民の比率が高かった項目は、「スーパー等で行っているリサイクル活動」（38.3%）、「花や木を植える緑化活動」（36.3%）、「道路や河川、公園などの清掃活動」（36.0%）等でした。</p>
<p>環境関連の有効な情報発信方法について</p> <p>【問5】</p>	<p>■回答した市民の比率が高かった項目は、「広報まるがめ」（79.8%）、「地域の回覧板」（26.0%）、「ポスターやチラシ」（20.2%）等でした。</p>
<p>再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備などの導入状況について</p> <p>【問6】</p>	<p>■「導入している」と回答した市民の比率が高かった項目は、「高効率照明（LED照明など）」（63.4%）、「高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズなど）」（41.9%）、「断熱窓（複層ガラス、二重窓など）」（28.0%）等でした。</p> <p>■また、「導入予定はないが興味はある」と回答した市民の比率が高かった項目は、「電気自動車」（51.8%）、「生ごみ処理機（コンポスト容器や電気式生ごみ処理機など）」（46.2%）、「プラグインハイブリッド自動車*」（45.4%）等でした。</p>

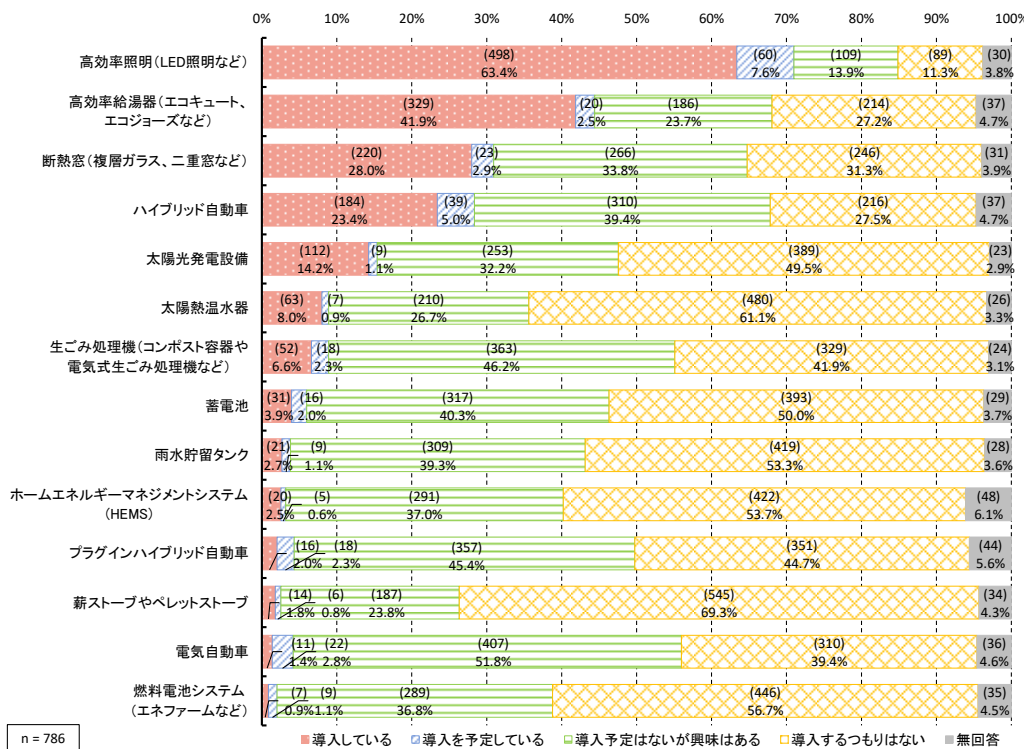


表 2-9-8 アンケート調査の結果概要（市民-4）

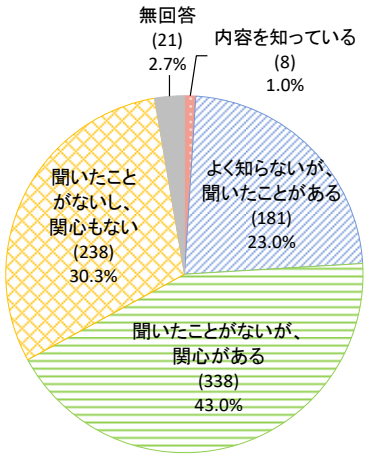
設問の内容	集計結果の概要・抜粋																					
<p>丸亀市の環境保全に関する設備などの導入に対する補助金の認知度・活用経験について 【問 7】</p>	<p>■「知っていた」と回答した市民の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金（41.2%） ・生ごみ処理容器又は生ごみ処理機設置補助金（38.9%） ・合併処理浄化槽設置補助金（37.9%） <p>■また、「活用したことがある」と回答した市民の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置補助金（11.7%） ・住宅用太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金（8.8%） ・生ごみ処理容器又は生ごみ処理機設置補助金（4.1%） 																					
<p>第二次計画の認知度について 【問 8-1】</p>	<p>■「内容を知っている」と回答した市民の比率は1.0%と低く、「よく知らないが、聞いたことがある」と回答した市民の比率を合わせても3割以下でした。</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>問 8-1 の回答割合</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容を知っている</td> <td>8</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>よく知らないが、聞いたことがある</td> <td>181</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないが、関心がある</td> <td>338</td> <td>43.0%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないし、関心もない</td> <td>238</td> <td>30.3%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>21</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>786</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	件数	割合	内容を知っている	8	1.0%	よく知らないが、聞いたことがある	181	23.0%	聞いたことがないが、関心がある	338	43.0%	聞いたことがないし、関心もない	238	30.3%	無回答	21	2.7%	合計	786	100.0%
回答内容	件数	割合																				
内容を知っている	8	1.0%																				
よく知らないが、聞いたことがある	181	23.0%																				
聞いたことがないが、関心がある	338	43.0%																				
聞いたことがないし、関心もない	238	30.3%																				
無回答	21	2.7%																				
合計	786	100.0%																				
<p>第二次計画の認知度向上を図るための手法や、環境にやさしい行動の実践を図るための手法について 【問 8-2】</p>	<p>■意見の総数は262件で、多かった意見は以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報まるがめ・SNS*等の活用や説明会等の開催など、複合的な手法による情報発信（43件） ・広報まるがめを活用した情報発信（39件） ・SNSを活用した情報発信（20件） ・説明会・イベント等の開催（19件） ・インセンティブの付与（18件） ・チラシ・パンフレット・ポスター等の作成・配布（18件） ・環境学習・教育の推進（18件） ・環境情報の充実化（15件） ・テレビ・新聞等を活用した情報発信（14件） 																					

表 2-9-9 アンケート調査の結果概要（市民-5）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋																		
<p>丸亀市「ゼロカーボンシティ」宣言の認知度について 【問 9】</p>	<p>■ 「よく知っている」と回答した市民の比率は 4.8%と低く、「よく知らないが、聞いたことがある」と回答した市民の比率を合わせても 4 割程度でした。</p> <table border="1"> <caption>問 9 の集計結果</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく知らないが、聞いたことがある</td> <td>290</td> <td>36.9%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないが、関心がある</td> <td>312</td> <td>39.7%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないし、関心もない</td> <td>127</td> <td>16.2%</td> </tr> <tr> <td>よく知っている</td> <td>38</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>19</td> <td>2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 786</p>	回答内容	人数	比率	よく知らないが、聞いたことがある	290	36.9%	聞いたことがないが、関心がある	312	39.7%	聞いたことがないし、関心もない	127	16.2%	よく知っている	38	4.8%	無回答	19	2.4%
回答内容	人数	比率																	
よく知らないが、聞いたことがある	290	36.9%																	
聞いたことがないが、関心がある	312	39.7%																	
聞いたことがないし、関心もない	127	16.2%																	
よく知っている	38	4.8%																	
無回答	19	2.4%																	
<p>SDGs の認知度について 【問 10】</p>	<p>■ 「内容を知っている」と回答した市民の比率は 24.6%で、「内容をよく知らないが、聞いたことがある」と回答した市民の比率を合わせると 7 割程度でした。</p> <table border="1"> <caption>問 10 の集計結果</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく知らないが、聞いたことがある</td> <td>332</td> <td>42.2%</td> </tr> <tr> <td>内容を知っている</td> <td>193</td> <td>24.6%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないが、関心がある</td> <td>114</td> <td>14.5%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないし、関心もない</td> <td>126</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>21</td> <td>2.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 786</p>	回答内容	人数	比率	よく知らないが、聞いたことがある	332	42.2%	内容を知っている	193	24.6%	聞いたことがないが、関心がある	114	14.5%	聞いたことがないし、関心もない	126	16.0%	無回答	21	2.7%
回答内容	人数	比率																	
よく知らないが、聞いたことがある	332	42.2%																	
内容を知っている	193	24.6%																	
聞いたことがないが、関心がある	114	14.5%																	
聞いたことがないし、関心もない	126	16.0%																	
無回答	21	2.7%																	

表 2-9-10 アンケート調査の結果概要（市民-6）

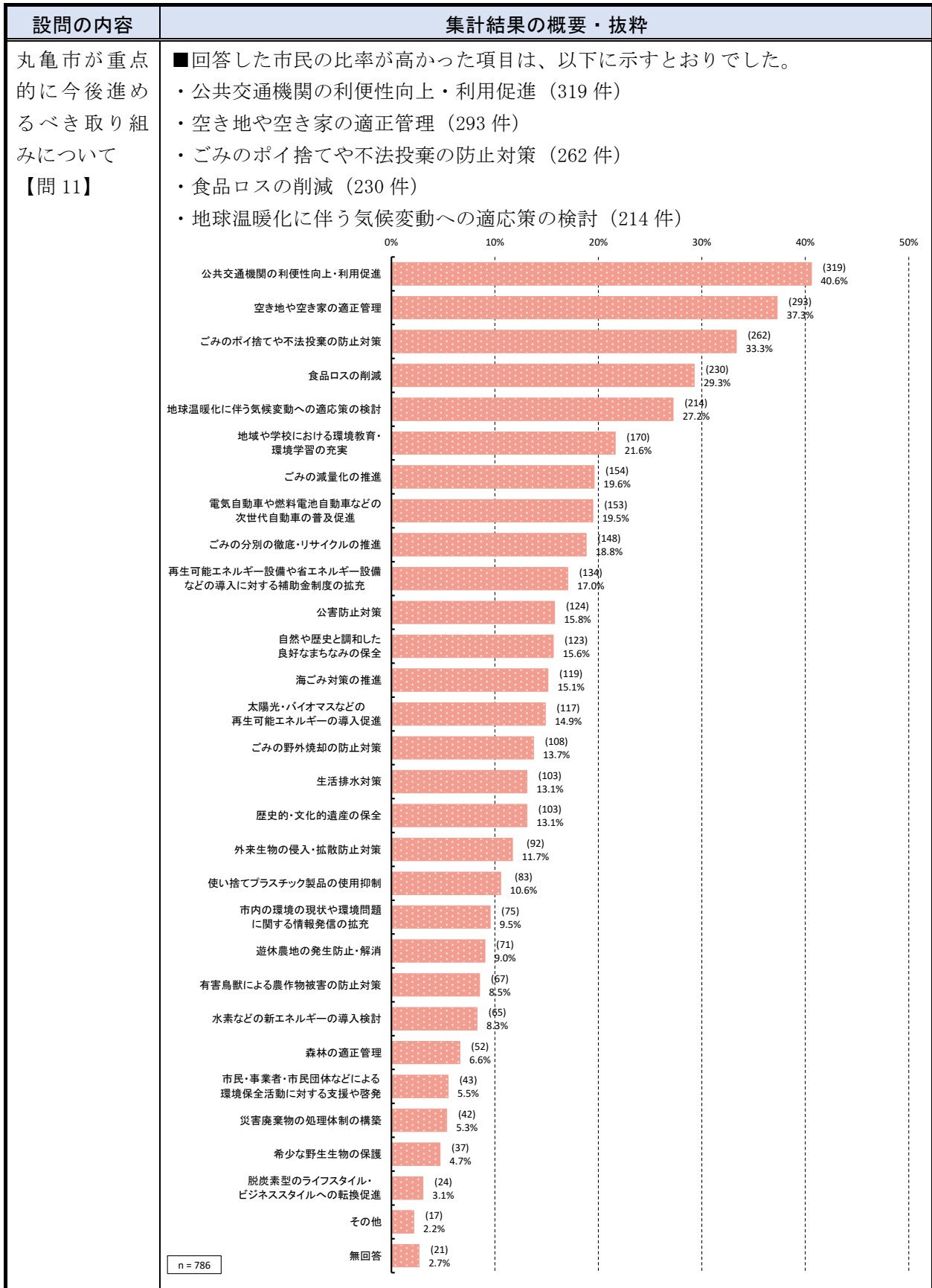


表 2-9-11 アンケート調査の結果概要（市民-7）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋
丸亀市の環境保全に関する施策や地域の環境課題などへの意見・要望 【問 12】	<p>■意見の総数は 209 件で、多かった意見は以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路環境（27 件） ・環境学習・教育（15 件） ・公園・緑地等（14 件） ・ごみの野外焼却（13 件） ・ごみの不法投棄・ポイ捨て（12 件） ・環境情報（12 件）

表 2-9-12 アンケート調査の結果概要（事業所-1）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋																																																									
回答事業所の属性 【問 1】	<p>■回答した事業所の業種は、建設業が 39.5%、サービス業が 18.5%、製造業が 16.0% 等でした。</p> <p>■回答した事業所の従業員数は、10 人未満が 51.2%、10～19 人が 17.9%、20～29 人及び 30～49 人が 9.3% 等でした。</p> <p>Industry Distribution (n = 162):</p> <table border="1"> <tr><th>業種</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> <tr><td>建設業</td><td>64</td><td>39.5%</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td>30</td><td>18.5%</td></tr> <tr><td>製造業</td><td>26</td><td>16.0%</td></tr> <tr><td>卸売・小売業、飲食店</td><td>21</td><td>13.0%</td></tr> <tr><td>金融・保険業</td><td>5</td><td>3.1%</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>4</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>運輸・通信業</td><td>4</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>農林漁業</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr> </table> <p>Employee Count Distribution (n = 162):</p> <table border="1"> <tr><th>従業員数</th><th>件数</th><th>割合</th></tr> <tr><td>10人未満</td><td>83</td><td>51.2%</td></tr> <tr><td>10～19人</td><td>29</td><td>17.9%</td></tr> <tr><td>20～29人</td><td>15</td><td>9.3%</td></tr> <tr><td>30～49人</td><td>15</td><td>9.3%</td></tr> <tr><td>50～99人</td><td>8</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>100人以上</td><td>12</td><td>7.4%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>0</td><td>0.0%</td></tr> </table>	業種	件数	割合	建設業	64	39.5%	サービス業	30	18.5%	製造業	26	16.0%	卸売・小売業、飲食店	21	13.0%	金融・保険業	5	3.1%	不動産業	4	2.5%	運輸・通信業	4	2.5%	その他	8	4.9%	無回答	0	0.0%	農林漁業	0	0.0%	従業員数	件数	割合	10人未満	83	51.2%	10～19人	29	17.9%	20～29人	15	9.3%	30～49人	15	9.3%	50～99人	8	4.9%	100人以上	12	7.4%	無回答	0	0.0%
業種	件数	割合																																																								
建設業	64	39.5%																																																								
サービス業	30	18.5%																																																								
製造業	26	16.0%																																																								
卸売・小売業、飲食店	21	13.0%																																																								
金融・保険業	5	3.1%																																																								
不動産業	4	2.5%																																																								
運輸・通信業	4	2.5%																																																								
その他	8	4.9%																																																								
無回答	0	0.0%																																																								
農林漁業	0	0.0%																																																								
従業員数	件数	割合																																																								
10人未満	83	51.2%																																																								
10～19人	29	17.9%																																																								
20～29人	15	9.3%																																																								
30～49人	15	9.3%																																																								
50～99人	8	4.9%																																																								
100人以上	12	7.4%																																																								
無回答	0	0.0%																																																								

表 2-9-13 アンケート調査の結果概要（事業所-2）

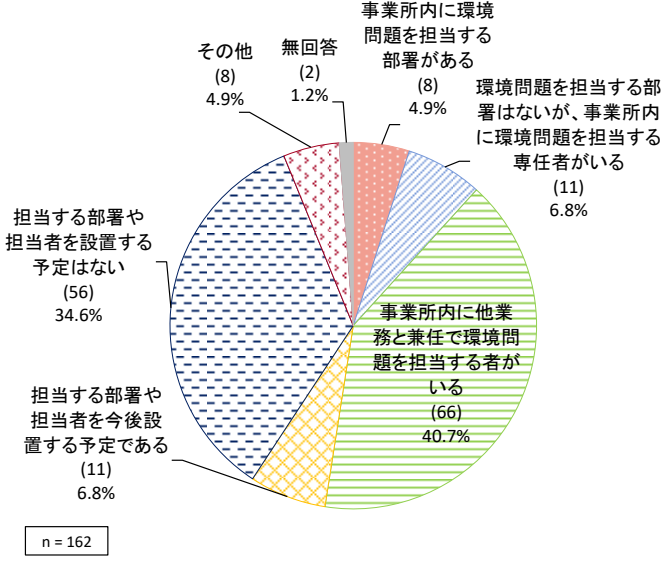
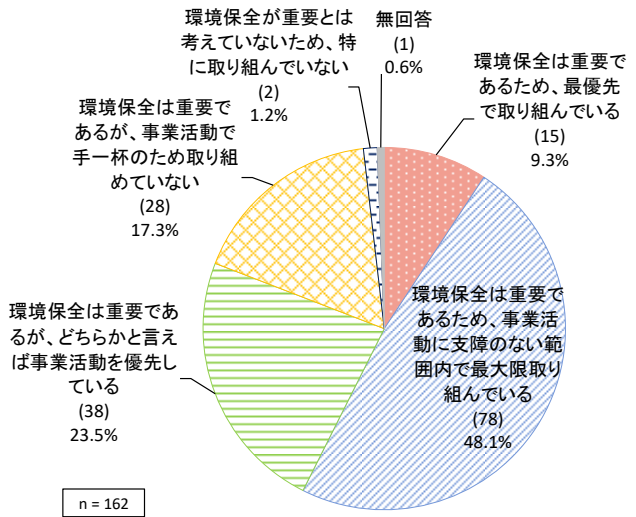
設問の内容	集計結果の概要・抜粋																								
<p>環境問題を担当する部署等の設置状況について 【問 2】</p>	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内に他業務と兼任で環境問題を担当する者がいる（40.7%） ・ 担当する部署や担当者を設置する予定はない（34.6%）  <table border="1" data-bbox="534 504 1204 1064"> <caption>問 2 の集計結果</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所内に他業務と兼任で環境問題を担当する者がいる</td> <td>66</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>担当する部署や担当者を今後設置する予定である</td> <td>11</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>環境問題を担当する部署はないが、事業所内に環境問題を担当する専任者がいる</td> <td>11</td> <td>6.8%</td> </tr> <tr> <td>事業所内に環境問題を担当する部署がある</td> <td>8</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>担当する部署や担当者を設置する予定はない</td> <td>56</td> <td>34.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p>	項目	人数	比率	事業所内に他業務と兼任で環境問題を担当する者がいる	66	40.7%	担当する部署や担当者を今後設置する予定である	11	6.8%	環境問題を担当する部署はないが、事業所内に環境問題を担当する専任者がいる	11	6.8%	事業所内に環境問題を担当する部署がある	8	4.9%	その他	8	4.9%	無回答	2	1.2%	担当する部署や担当者を設置する予定はない	56	34.6%
項目	人数	比率																							
事業所内に他業務と兼任で環境問題を担当する者がいる	66	40.7%																							
担当する部署や担当者を今後設置する予定である	11	6.8%																							
環境問題を担当する部署はないが、事業所内に環境問題を担当する専任者がいる	11	6.8%																							
事業所内に環境問題を担当する部署がある	8	4.9%																							
その他	8	4.9%																							
無回答	2	1.2%																							
担当する部署や担当者を設置する予定はない	56	34.6%																							
<p>環境保全への取り組み状況について 【問 3】</p>	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全は重要であるため、事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいる（48.1%） ・ 環境保全は重要であるが、どちらかと言えば事業活動を優先している（23.5%）  <table border="1" data-bbox="502 1265 1141 1780"> <caption>問 3 の集計結果</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全は重要であるため、事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいる</td> <td>78</td> <td>48.1%</td> </tr> <tr> <td>環境保全は重要であるが、どちらかと言えば事業活動を優先している</td> <td>38</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>環境保全は重要であるが、事業活動で手一杯のため取り組めていない</td> <td>28</td> <td>17.3%</td> </tr> <tr> <td>環境保全が重要とは考えていないため、特に取り組んでいない</td> <td>2</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>環境保全は重要であるため、最優先で取り組んでいる</td> <td>15</td> <td>9.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p>	項目	人数	比率	環境保全は重要であるため、事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいる	78	48.1%	環境保全は重要であるが、どちらかと言えば事業活動を優先している	38	23.5%	環境保全は重要であるが、事業活動で手一杯のため取り組めていない	28	17.3%	環境保全が重要とは考えていないため、特に取り組んでいない	2	1.2%	無回答	1	0.6%	環境保全は重要であるため、最優先で取り組んでいる	15	9.3%			
項目	人数	比率																							
環境保全は重要であるため、事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいる	78	48.1%																							
環境保全は重要であるが、どちらかと言えば事業活動を優先している	38	23.5%																							
環境保全は重要であるが、事業活動で手一杯のため取り組めていない	28	17.3%																							
環境保全が重要とは考えていないため、特に取り組んでいない	2	1.2%																							
無回答	1	0.6%																							
環境保全は重要であるため、最優先で取り組んでいる	15	9.3%																							

表 2-9-14 アンケート調査の結果概要（事業所-3）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋
環境保全に取り組む上での課題について 【問4】	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、「人材の不足」（46.3%）、「環境保全に関する技術・ノウハウの不足」（42.0%）、「費用の不足」（39.5%）等でした。</p>
環境マネジメントシステムの認証取得状況等について 【問5】	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に取り組んでいない（38.9%） ・ 「エコ・ハートまるがめ」に登録している（31.5%） ・ 「ISO14001」の認証取得を行っている（29.0%）
環境に配慮した事業活動への取り組み状況について 【問6】	<p>■ 「取り組んでいる」と回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気をこまめに消すなど、節電に努める（90.1%） ・ 冷房温度を高め、暖房温度を低めに設定し、省エネルギーに努める（87.7%） ・ 事業所内でクールビスやウォームビスを励行する（73.5%） <p>■ 一方、「取り組む予定はない」と回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門機関による省エネルギー診断などを受診して、設備改修を行う（54.9%） ・ 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を導入する（49.4%） ・ 雨水貯留タンクなどの設置により、雨水の有効利用に努める（46.9%）

表 2-9-15 アンケート調査の結果概要（事業所-4）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋																																																																																																																		
<p>再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備などの導入状況について</p> <p>【問 7】</p>	<p>■「導入している」と回答した事業所の比率が高かった項目は、「高効率照明（LED照明など）」（67.9%）、「ハイブリッド自動車*」（31.5%）、「断熱窓（複層ガラス、二重窓など）」（18.5%）等でした。</p> <p>■また、「導入予定はないが興味はある」と回答した事業所の比率が高かった項目は、「電気自動車」（48.1%）、「プラグインハイブリッド自動車」（46.9%）、「蓄電池」（39.5%）等でした。</p> <table border="1"> <caption>導入状況の集計結果（問7）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>導入している (%)</th> <th>導入を予定している (%)</th> <th>導入予定はないが興味はある (%)</th> <th>導入するつもりはない (%)</th> <th>無回答 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高効率照明 (LED照明など)</td><td>67.9</td><td>14.8</td><td>6.2</td><td>8.0</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>ハイブリッド自動車</td><td>31.5</td><td>8.0</td><td>32.1</td><td>25.3</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>断熱窓 (複層ガラス、二重窓など)</td><td>18.5</td><td>7.4</td><td>34.0</td><td>37.0</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>高効率給湯器 (エコキュート、エコジョーズなど)</td><td>16.7</td><td>3.1</td><td>25.9</td><td>51.9</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>太陽光発電設備</td><td>16.0</td><td>7.4</td><td>33.3</td><td>42.0</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>高効率空調システム</td><td>12.3</td><td>6.8</td><td>31.5</td><td>46.3</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>デマンド監視装置</td><td>11.7</td><td>2.5</td><td>21.6</td><td>60.5</td><td>3.7</td></tr> <tr><td>雨水貯留タンク</td><td>8.0</td><td>4.3</td><td>31.5</td><td>53.1</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>蓄電池</td><td>4.9</td><td>4.9</td><td>39.5</td><td>48.1</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>プラグインハイブリッド自動車</td><td>4.9</td><td>8.0</td><td>46.9</td><td>37.7</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>高効率ボイラー</td><td>4.3</td><td>1.9</td><td>22.8</td><td>67.9</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>電気自動車</td><td>3.7</td><td>5.6</td><td>48.1</td><td>39.5</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>バイオマス発電・熱利用設備</td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>20.4</td><td>72.8</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>薪ストーブやペレットストーブ</td><td>1.9</td><td>0.0</td><td>15.4</td><td>80.2</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>小水力発電設備</td><td>1.9</td><td>1.2</td><td>13.6</td><td>80.2</td><td>3.1</td></tr> <tr><td>太陽熱温水器</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>28.4</td><td>67.3</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>燃料電池システム (エネファームなど)</td><td>0.6</td><td>2.5</td><td>30.2</td><td>64.2</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)</td><td>0.6</td><td>1.9</td><td>24.1</td><td>69.8</td><td>3.7</td></tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p> <p>■ 導入している ■ 導入を予定している ■ 導入予定はないが興味はある ■ 導入するつもりはない ■ 無回答</p>	項目	導入している (%)	導入を予定している (%)	導入予定はないが興味はある (%)	導入するつもりはない (%)	無回答 (%)	高効率照明 (LED照明など)	67.9	14.8	6.2	8.0	3.1	ハイブリッド自動車	31.5	8.0	32.1	25.3	3.1	断熱窓 (複層ガラス、二重窓など)	18.5	7.4	34.0	37.0	3.1	高効率給湯器 (エコキュート、エコジョーズなど)	16.7	3.1	25.9	51.9	2.5	太陽光発電設備	16.0	7.4	33.3	42.0	1.2	高効率空調システム	12.3	6.8	31.5	46.3	3.1	デマンド監視装置	11.7	2.5	21.6	60.5	3.7	雨水貯留タンク	8.0	4.3	31.5	53.1	3.1	蓄電池	4.9	4.9	39.5	48.1	2.5	プラグインハイブリッド自動車	4.9	8.0	46.9	37.7	2.5	高効率ボイラー	4.3	1.9	22.8	67.9	3.1	電気自動車	3.7	5.6	48.1	39.5	3.1	バイオマス発電・熱利用設備	1.9	1.9	20.4	72.8	3.1	薪ストーブやペレットストーブ	1.9	0.0	15.4	80.2	2.5	小水力発電設備	1.9	1.2	13.6	80.2	3.1	太陽熱温水器	1.2	1.2	28.4	67.3	1.9	燃料電池システム (エネファームなど)	0.6	2.5	30.2	64.2	2.5	ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)	0.6	1.9	24.1	69.8	3.7
項目	導入している (%)	導入を予定している (%)	導入予定はないが興味はある (%)	導入するつもりはない (%)	無回答 (%)																																																																																																														
高効率照明 (LED照明など)	67.9	14.8	6.2	8.0	3.1																																																																																																														
ハイブリッド自動車	31.5	8.0	32.1	25.3	3.1																																																																																																														
断熱窓 (複層ガラス、二重窓など)	18.5	7.4	34.0	37.0	3.1																																																																																																														
高効率給湯器 (エコキュート、エコジョーズなど)	16.7	3.1	25.9	51.9	2.5																																																																																																														
太陽光発電設備	16.0	7.4	33.3	42.0	1.2																																																																																																														
高効率空調システム	12.3	6.8	31.5	46.3	3.1																																																																																																														
デマンド監視装置	11.7	2.5	21.6	60.5	3.7																																																																																																														
雨水貯留タンク	8.0	4.3	31.5	53.1	3.1																																																																																																														
蓄電池	4.9	4.9	39.5	48.1	2.5																																																																																																														
プラグインハイブリッド自動車	4.9	8.0	46.9	37.7	2.5																																																																																																														
高効率ボイラー	4.3	1.9	22.8	67.9	3.1																																																																																																														
電気自動車	3.7	5.6	48.1	39.5	3.1																																																																																																														
バイオマス発電・熱利用設備	1.9	1.9	20.4	72.8	3.1																																																																																																														
薪ストーブやペレットストーブ	1.9	0.0	15.4	80.2	2.5																																																																																																														
小水力発電設備	1.9	1.2	13.6	80.2	3.1																																																																																																														
太陽熱温水器	1.2	1.2	28.4	67.3	1.9																																																																																																														
燃料電池システム (エネファームなど)	0.6	2.5	30.2	64.2	2.5																																																																																																														
ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)	0.6	1.9	24.1	69.8	3.7																																																																																																														
<p>環境関連の有効な情報発信方法について</p> <p>【問 8】</p>	<p>■回答した事業所の比率が高かった項目は、「広報まるがめ」（68.5%）、「市ホームページ」（42.0%）、「ポスターやチラシ」（19.1%）等でした。</p>																																																																																																																		

表 2-9-16 アンケート調査の結果概要（事業所-5）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋																		
第二次計画の認知度について 【問 9-1】	<p>■ 「内容を知っている」と回答した事業所の比率は 7.4%と低く、「よく知らないが、聞いたことがある」と回答した事業所の比率を合わせても 5 割程度でした。</p> <table border="1"> <caption>問 9-1 集計結果</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく知らないが、聞いたことがある</td> <td>70</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがある</td> <td>61</td> <td>37.7%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがない、関心もない</td> <td>15</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>内容を知っている</td> <td>12</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>4</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p>	回答内容	件数	比率	よく知らないが、聞いたことがある	70	43.2%	聞いたことがある	61	37.7%	聞いたことがない、関心もない	15	9.3%	内容を知っている	12	7.4%	無回答	4	2.5%
回答内容	件数	比率																	
よく知らないが、聞いたことがある	70	43.2%																	
聞いたことがある	61	37.7%																	
聞いたことがない、関心もない	15	9.3%																	
内容を知っている	12	7.4%																	
無回答	4	2.5%																	
第二次計画の認知度向上を図るための手法や、環境に配慮した事業活動の実践を図るための手法について 【問 9-2】	<p>■ 意見の総数は 43 件で、多かった意見は以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報まるがめ・SNS 等の活用やパンフレット等の作成・配布など、複合的な手法による情報発信（16 件） ・ 説明会等の開催（7 件） ・ 補助金や入札優遇など、インセンティブの付与（6 件） 																		
丸亀市「ゼロカーボンシティ」宣言の認知度について 【問 10】	<p>■ 「よく知っている」と回答した事業所の比率は 13.0%と低く、「よく知らないが、聞いたことがある」と回答した事業所の比率を合わせても 5 割程度でした。</p> <table border="1"> <caption>問 10 集計結果</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく知らないが、聞いたことがある</td> <td>65</td> <td>40.1%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがある</td> <td>59</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>よく知っている</td> <td>21</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがない、関心もない</td> <td>13</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>4</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p>	回答内容	件数	比率	よく知らないが、聞いたことがある	65	40.1%	聞いたことがある	59	36.4%	よく知っている	21	13.0%	聞いたことがない、関心もない	13	8.0%	無回答	4	2.5%
回答内容	件数	比率																	
よく知らないが、聞いたことがある	65	40.1%																	
聞いたことがある	59	36.4%																	
よく知っている	21	13.0%																	
聞いたことがない、関心もない	13	8.0%																	
無回答	4	2.5%																	

表 2-9-17 アンケート調査の結果概要（事業所-6）

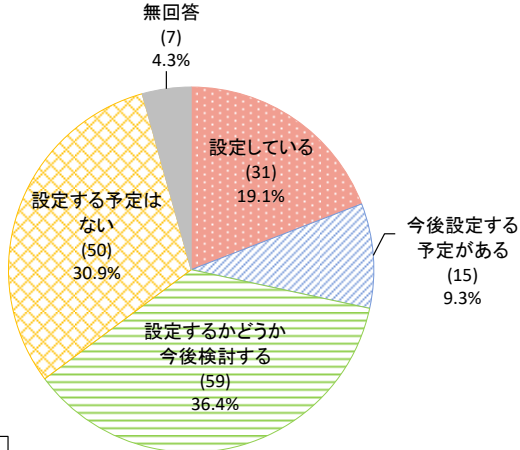
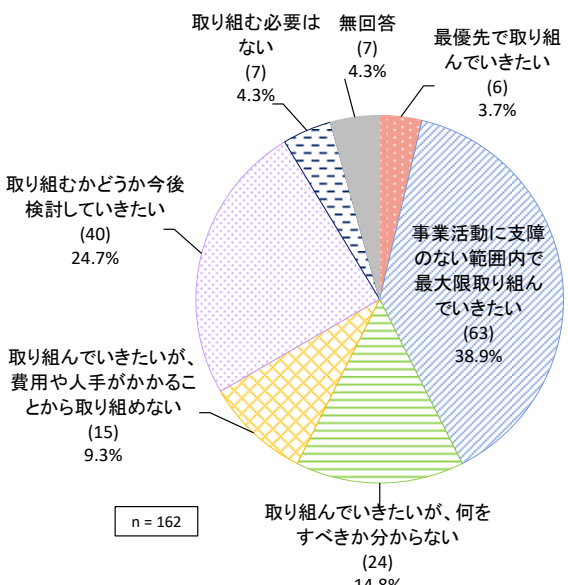
設問の内容	集計結果の概要・抜粋																					
<p>事業活動に伴う温室効果ガス排出削減目標の設定状況について</p> <p>【問 11】</p>	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設定するかどうか今後検討する（36.4%） ・ 設定する予定はない（30.9%） ・ 設定している（19.1%）  <table border="1"> <caption>問 11 の集計結果</caption> <thead> <tr> <th>設定状況</th> <th>件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定している</td> <td>31</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>今後設定する予定がある</td> <td>15</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>設定するかどうか今後検討する</td> <td>59</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>設定する予定はない</td> <td>50</td> <td>30.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p>	設定状況	件数	比率	設定している	31	19.1%	今後設定する予定がある	15	9.3%	設定するかどうか今後検討する	59	36.4%	設定する予定はない	50	30.9%	無回答	7	4.3%			
設定状況	件数	比率																				
設定している	31	19.1%																				
今後設定する予定がある	15	9.3%																				
設定するかどうか今後検討する	59	36.4%																				
設定する予定はない	50	30.9%																				
無回答	7	4.3%																				
<p>脱炭素社会の実現に向けた取り組み意向について</p> <p>【問 12】</p>	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいきたい（38.9%） ・ 取り組むかどうか今後検討していききたい（24.7%） ・ 取り組んでいきたいが、何をすべきか分からない（14.8%）  <table border="1"> <caption>問 12 の集計結果</caption> <thead> <tr> <th>取り組み意向</th> <th>件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいきたい</td> <td>63</td> <td>38.9%</td> </tr> <tr> <td>取り組むかどうか今後検討していききたい</td> <td>40</td> <td>24.7%</td> </tr> <tr> <td>取り組んでいきたいが、何をすべきか分からない</td> <td>24</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>取り組む必要はない</td> <td>7</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>最優先で取り組んでいきたい</td> <td>6</td> <td>3.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p>	取り組み意向	件数	比率	事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいきたい	63	38.9%	取り組むかどうか今後検討していききたい	40	24.7%	取り組んでいきたいが、何をすべきか分からない	24	14.8%	取り組む必要はない	7	4.3%	無回答	7	4.3%	最優先で取り組んでいきたい	6	3.7%
取り組み意向	件数	比率																				
事業活動に支障のない範囲内で最大限取り組んでいきたい	63	38.9%																				
取り組むかどうか今後検討していききたい	40	24.7%																				
取り組んでいきたいが、何をすべきか分からない	24	14.8%																				
取り組む必要はない	7	4.3%																				
無回答	7	4.3%																				
最優先で取り組んでいきたい	6	3.7%																				

表 2-9-18 アンケート調査の結果概要（事業所-7）

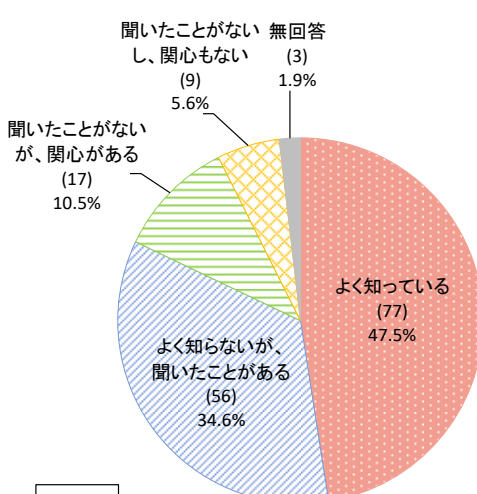
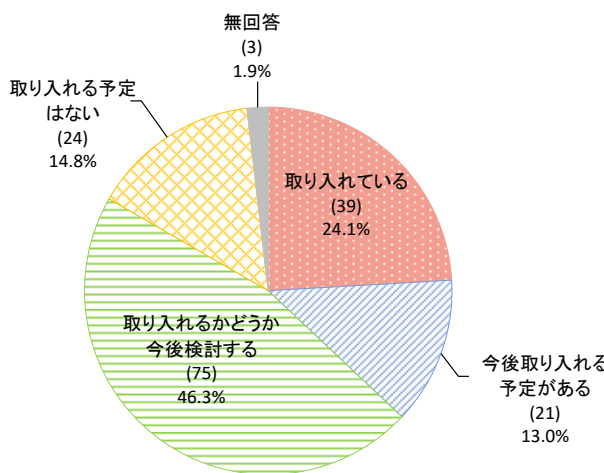
設問の内容	集計結果の概要・抜粋																					
SDGs の認知度について 【問 13】	<p>■ 「よく知っている」と回答した事業所の比率は 47.5%で、「よく知らないが、聞いたことがある」と回答した事業所の比率を合わせると 8 割程度でした。</p>  <table border="1"> <caption>SDGs の認知度に関するアンケート結果</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よく知っている</td> <td>77</td> <td>47.5%</td> </tr> <tr> <td>よく知らないが、聞いたことがある</td> <td>56</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがあるが、関心がある</td> <td>17</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>聞いたことがないし、関心もない</td> <td>9</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>162</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	件数	比率	よく知っている	77	47.5%	よく知らないが、聞いたことがある	56	34.6%	聞いたことがあるが、関心がある	17	10.5%	聞いたことがないし、関心もない	9	5.6%	無回答	3	1.9%	合計	162	100%
回答内容	件数	比率																				
よく知っている	77	47.5%																				
よく知らないが、聞いたことがある	56	34.6%																				
聞いたことがあるが、関心がある	17	10.5%																				
聞いたことがないし、関心もない	9	5.6%																				
無回答	3	1.9%																				
合計	162	100%																				
経営方針や CSR への SDGs の取り入れ状況について 【問 14】	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り入れるかどうか今後検討する（46.3%） ・ 取り入れている（24.1%） ・ 取り入れる予定はない（14.8%）  <table border="1"> <caption>SDGs の取り入れ状況に関するアンケート結果</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取り入れるかどうか今後検討する</td> <td>75</td> <td>46.3%</td> </tr> <tr> <td>取り入れている</td> <td>39</td> <td>24.1%</td> </tr> <tr> <td>今後取り入れる予定がある</td> <td>21</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>取り入れる予定はない</td> <td>24</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>162</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	件数	比率	取り入れるかどうか今後検討する	75	46.3%	取り入れている	39	24.1%	今後取り入れる予定がある	21	13.0%	取り入れる予定はない	24	14.8%	無回答	3	1.9%	合計	162	100%
回答内容	件数	比率																				
取り入れるかどうか今後検討する	75	46.3%																				
取り入れている	39	24.1%																				
今後取り入れる予定がある	21	13.0%																				
取り入れる予定はない	24	14.8%																				
無回答	3	1.9%																				
合計	162	100%																				

表 2-9-19 アンケート調査の結果概要（事業所-8）

設問の内容	集計結果の概要・抜粋																																				
<p>環境保全に取り組んでいくために丸亀市に今後期待する支援等について</p> <p>【問 15】</p>	<p>■ 回答した事業所の比率が高かった項目は、以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全のための設備投資に対する助成制度の充実（55.6%） ・ 環境保全に関する情報発信の充実（46.3%） ・ 他事業者での先駆的な取り組み事例の紹介（38.3%） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全のための設備投資に対する助成制度の充実</td> <td>90</td> <td>55.6%</td> </tr> <tr> <td>環境保全に関する情報発信の充実</td> <td>75</td> <td>46.3%</td> </tr> <tr> <td>他事業者での先駆的な取り組み事例の紹介</td> <td>62</td> <td>38.3%</td> </tr> <tr> <td>市有施設での率先した環境保全対策の実施及びその効果の情報提供</td> <td>46</td> <td>28.4%</td> </tr> <tr> <td>丸亀市や市民・他事業者と連携して環境保全に取り組むための仕組みづくり</td> <td>42</td> <td>25.9%</td> </tr> <tr> <td>事業者対象の環境保全に関する技術指導や講習会などの開催</td> <td>34</td> <td>21.0%</td> </tr> <tr> <td>環境保全対策を手助けする人材の紹介や派遣、ノウハウの提供</td> <td>23</td> <td>14.2%</td> </tr> <tr> <td>環境保全に取り組むための相談窓口の設置</td> <td>22</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>特になし</td> <td>10</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>4</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>n = 162</p>	項目	件数	比率	環境保全のための設備投資に対する助成制度の充実	90	55.6%	環境保全に関する情報発信の充実	75	46.3%	他事業者での先駆的な取り組み事例の紹介	62	38.3%	市有施設での率先した環境保全対策の実施及びその効果の情報提供	46	28.4%	丸亀市や市民・他事業者と連携して環境保全に取り組むための仕組みづくり	42	25.9%	事業者対象の環境保全に関する技術指導や講習会などの開催	34	21.0%	環境保全対策を手助けする人材の紹介や派遣、ノウハウの提供	23	14.2%	環境保全に取り組むための相談窓口の設置	22	13.6%	特になし	10	6.2%	その他	0	0.0%	無回答	4	2.5%
項目	件数	比率																																			
環境保全のための設備投資に対する助成制度の充実	90	55.6%																																			
環境保全に関する情報発信の充実	75	46.3%																																			
他事業者での先駆的な取り組み事例の紹介	62	38.3%																																			
市有施設での率先した環境保全対策の実施及びその効果の情報提供	46	28.4%																																			
丸亀市や市民・他事業者と連携して環境保全に取り組むための仕組みづくり	42	25.9%																																			
事業者対象の環境保全に関する技術指導や講習会などの開催	34	21.0%																																			
環境保全対策を手助けする人材の紹介や派遣、ノウハウの提供	23	14.2%																																			
環境保全に取り組むための相談窓口の設置	22	13.6%																																			
特になし	10	6.2%																																			
その他	0	0.0%																																			
無回答	4	2.5%																																			
<p>丸亀市の環境保全に関する施策や地域の環境課題などへの意見・要望</p> <p>【問 16】</p>	<p>■ 意見の総数は 15 件で、多かった意見は以下に示すとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設での率先的な取り組みの推進（3 件） 																																				

2-10 環境の課題

1 自然環境

- アンケート調査（表 2-9-6）をみると、「山林や水田等の緑の豊かさ」では「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率は高くなっています。市内の豊かな森林を市民共有の財産として次世代に継承するため、適正な管理を推進し、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能等の森林が有する多面的機能の維持・発揮を図っていく必要があります。
- 市内の経営耕地面積は減少傾向で推移していることから、農地パトロール等の実施による耕作放棄地*の実態把握及び発生防止・解消に努めていく必要があります。
- 市内ではオオキンケイギクやセアカゴケグモ等の特定外来生物*の生息・生育が確認されていることから、市民への特定外来生物の特徴や駆除方法等について情報発信を行うことで、被害の拡大防止に努めていく必要があります。また、香川県や周辺自治体と連携して、新たな特定外来生物の侵入防止に向けた対策を推進していく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-6）をみると、「動植物とのふれあいの多さ」では「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率は低くなっているため、ふれあい環境探検隊など、市民が自然とふれあえる場や機会の拡充を図っていく必要があります。

2 生活環境

- アンケート調査（表 2-9-6）をみると、「海・川・池などの水のきれいさ」では「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率は低くなっています。また、海域の COD 及び河川の BOD とともに環境基準を超過している測定地点がみられることから、モニタリング調査を継続するとともに、下水道への早期接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進など、生活排水処理対策のさらなる推進を図っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-6）をみると、「空気のきれいさ」では「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率は最も高くなっています。一方、光化学オキシダントは県内の他局と同様に環境基準を超過していることから、モニタリング調査を継続するとともに、光化学オキシダント注意報等の発令時には市民への迅速な情報発信を行うことで、健康被害の発生防止に努めていく必要があります。
- 自動車騒音が環境基準を超過している測定地点がみられることから、モニタリング調査を継続するとともに、道路管理者と連携して今後の対策を検討していく必要があります。

3 資源の循環

(1) 4R*の推進

- 市民1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均値を下回っていますが、香川県平均値を上回っていることから、ごみになるものを断る（リフューズ*）、ごみの発生抑制（リデュース*）、再使用（リユース*）に継続して取り組んでいく必要があります。
- リサイクル率は、全国平均値及び香川県平均値を下回っています。アンケート調査（表2-9-6）をみると、「ごみをきちんと分別して出し、リサイクルに協力している」では「実施している」及び「時々実施している」と回答した市民の比率は最も高くなっていますが、ごみの分別方法やごみ出しルール等をより分かりやすく情報発信していくことで市民の分別意識の向上を図り、さらなる分別の徹底を促していく必要があります。
- アンケート調査（2-9-10）をみると、丸亀市が重点的に今後進めるべき取り組みとして「食品ロスの削減」と回答した市民の比率は高くなっていることから、生ごみの3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）の徹底やフードドライブ活動*等への協力による食品ロスの削減を広く呼びかけることで、さらなるごみ減量につなげていく必要があります。
- アンケート調査（表2-9-6）をみると、「買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を購入しないようにしている」では「実施している」及び「時々実施している」と回答した市民の比率は高くなっています。レジ袋の有料化を契機として、海洋プラスチックごみ問題についての意識啓発を図るとともに、マイバッグやマイボトルのさらなる使用を促すなど、ワンウェイプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。
- アンケート調査（表2-9-7）をみると、「生ごみ処理機（コンポスト容器や電気式生ごみ処理機など）」では「導入している」と回答した市民の比率は低くなっていますが、「導入予定はないが興味はある」と回答した市民の比率は高くなっていることから、助成制度等についての情報発信を行っていく必要があります。
- 市民のリサイクル意識の低下につながる資源ごみの持ち去りを防止するため、監視体制の強化を図っていく必要があります。

(2) ごみの適正処理の推進

- アンケート調査（表2-9-10）をみると、丸亀市が重点的に今後進めるべき取り組みとして「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」と回答した市民の比率は高くなっていることから、監視体制の強化等によって、ごみのポイ捨てや不法投棄されにくい環境づくりを推進していく必要があります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止に関する意識啓発に努め、市民のマナーやモラルの向上を図っていく必要があります。
- 今後、さらに進行していく少子高齢化に対応していくため、現在のふれあい戸別収集*の拡充など、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを推進していく必要があります。
- 大規模災害の発生に備えて、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制づくりを推進していく必要があります。

4 地球環境

(1) 地球温暖化対策（緩和策）の推進

- 丸亀市の事務及び事業における温室効果ガス排出量は減少傾向で推移していますが、公共施設におけるエネルギー消費量のさらなる削減に向けて、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入・更新を率先的に推進していくとともに、職員全員が日常的に省エネ行動に取り組んでいく必要があります。また、2050年までに温室効果ガスの総排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて、これまで低炭素社会*の構築のために推進してきた各種取り組みを一層強化するとともに、今後開発される新技術や水素等の次世代エネルギーの動向を注視しつつ、調査・研究を行っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-9・2-9-16）をみると、丸亀市「ゼロカーボンシティ」宣言を「よく知っている」と回答した比率は、市民で1割以下、事業者で2割以下となっていることから、内容の周知・啓発を図っていくとともに、「COOL CHOICE*」の普及促進により脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-7・2-9-15）をみると、再生可能エネルギー設備や省エネルギー整備などを「導入している」と回答した市民・事業者の比率は、「高効率照明（LED照明など）」を除く全項目で5割以下となっています。一方、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」、「蓄電池」などについては、「導入予定はないが興味はある」と回答した市民・事業者の比率は高くなっていることから、導入効果や活用できる助成制度等について情報発信を行うことで導入を促していく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-19）をみると、丸亀市に今後期待する支援等として「環境保全のための設備投資に対する助成制度の充実」と回答した事業者の比率は最も高くなっていることから、助成制度の創設や活用できる助成制度等についての情報発信など、支援体制の強化を図っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-6）をみると、「公共交通の便利さ」では「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率は低くなっています。また、アンケート調査（表 2-9-10）をみると、丸亀市が重点的に今後進めるべき取り組みとして「公共交通機関の利便性向上・利用促進」と回答した市民の比率は最も高くなっていることから、利便性の向上に努めるとともに、持続可能な公共交通体系を構築していくことで、利用者の増加を図っていく必要があります。

(2) 地球温暖化対策（適応策）の推進

- アンケート調査（表 2-9-10）をみると、丸亀市が重点的に今後進めるべき取り組みとして「地球温暖化に伴う気候変動への適応策の検討」と回答した市民の比率は高くなっていることから、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、気温上昇による大雨や短時間強雨の強度・頻度の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響に備える適応策を検討していく必要があります。

5 歴史文化環境及び都市環境

- 市内には多くの重要な文化財や優れた景観資源等が存在することから、適正な保全・管理及びその活用を推進するとともに、市内外にその価値や魅力について情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-10）をみると、丸亀市が重点的に今後進めるべき取り組みとして「空き地や空き家の適正管理」と回答した市民の比率は高くなっていることから、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある空き地や空き家の適正な管理、利活用による発生抑制を促すための取り組みを推進していく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-6）をみると、「広場・公園の数や広さ」では「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率は低くなっていることから、公園や緑地の計画的な整備・維持管理を推進し、うるおいと安らぎの空間としての機能や防災力の向上を図っていく必要があります。

6 環境教育及び環境保全活動

- アンケート調査（表 2-9-6）をみると、「環境に関する学習の機会や情報の多さ」では「満足」及び「やや満足」と回答した市民の比率は低くなっています。また、アンケート調査（表 2-9-10）をみると、丸亀市が重点的に今後進めるべき取り組みとして「地域や学校における環境教育・環境学習の充実」と回答した市民の比率は高くなっていることから、次世代を担う子どもたちをはじめとする幅広い世代を対象とした環境学習の機会や環境情報の充実を図っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-7）をみると、地域の環境保全活動や環境学習などに参加経験があると回答した市民の比率は全項目で5割以下となっていますが、今後の参加意向を持っている項目も多く見られることから、参加する契機となる機会の創出や情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-8・2-9-16）をみると、丸亀市第二次環境基本計画の「内容を知っている」と回答した市民・事業者の比率はともに1割以下となっています。市民一人ひとりが環境基本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、環境保全に向けた取り組みの第一歩として必要不可欠であることから、広報まるがめ・SNS等の活用や説明会等の開催などの複合的な手法による情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査（表 2-9-9・2-9-18）をみると、SDGsを「よく知っている」と回答した比率は、市民で3割以下、事業者で5割以下となっていることから、市民一人ひとりがSDGsを理解・認識して行動を実践するよう、内容の周知・啓発を図っていく必要があります。

第3章 望ましい環境像と基本目標等

3-1 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、計画を定めるに当たって、目標とすべき環境を簡潔に表すイメージであり、これを設定する目的は以下に示すとおりです。

- 文字通り、将来の環境をどのようにしていくべきかのイメージとします。
- 環境保全を進めていくためには、市民・事業者・市民団体との協働による取り組みが不可欠であり、この望ましい環境像は、各主体の環境意識を高めるための、キャッチフレーズとしての役割を果たします。

丸亀市は、瀬戸内海とその島々、丸亀城とその城下町、土器川や金倉川等の河川、多くのため池が点在する田園地帯、讃岐富士と呼ばれる飯野山等景観の優れた山など、風光明媚な豊かな自然環境や歴史文化遺産に恵まれています。

身近にあるこれらのすばらしい環境を維持し、都市生活との調和のとれた環境を育てていくことを目指して、「望ましい環境像」を以下に示すとおり設定しました。この「望ましい環境像」の実現に向けて、行政・市民・事業者・市民団体の協働によって、丸亀市が抱える様々な環境問題の解決に向けた取り組みを推進していきます。

自然と歴史が調和し 市民がつくる田園文化都市



3-2 基本的方向と基本目標

「望ましい環境像」の実現に向けて計画を推進していくため、3つの「基本的方向」及び7つの「基本目標」を設定しました。これらは、望ましい環境像を、より具体的な実現すべき目標像として示したものです。

基本的方向と基本目標

■基本的方向Ⅰ 環境負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指す

<基本目標1> (自然共生社会*の構築)

豊かな自然や生物多様性を保全するまち

<基本目標2> (安全な生活環境の確保)

みんなが安全で安心して生活できる良好な環境を保全するまち

<基本目標3> (循環型社会の構築)

限りある資源を有効に活用する資源循環のまち

<基本目標4> (脱炭素社会の構築)

地球の未来のためにカーボンニュートラルの実現を目指すまち

■基本的方向Ⅱ 自然・歴史文化が調和した快適で魅力ある環境を守り育む

<基本目標5> (歴史文化環境の保全・活用)

魅力ある歴史や伝統文化とふれあえるまち

<基本目標6> (都市環境の保全・創造)

潤いと安らぎのある快適なまち

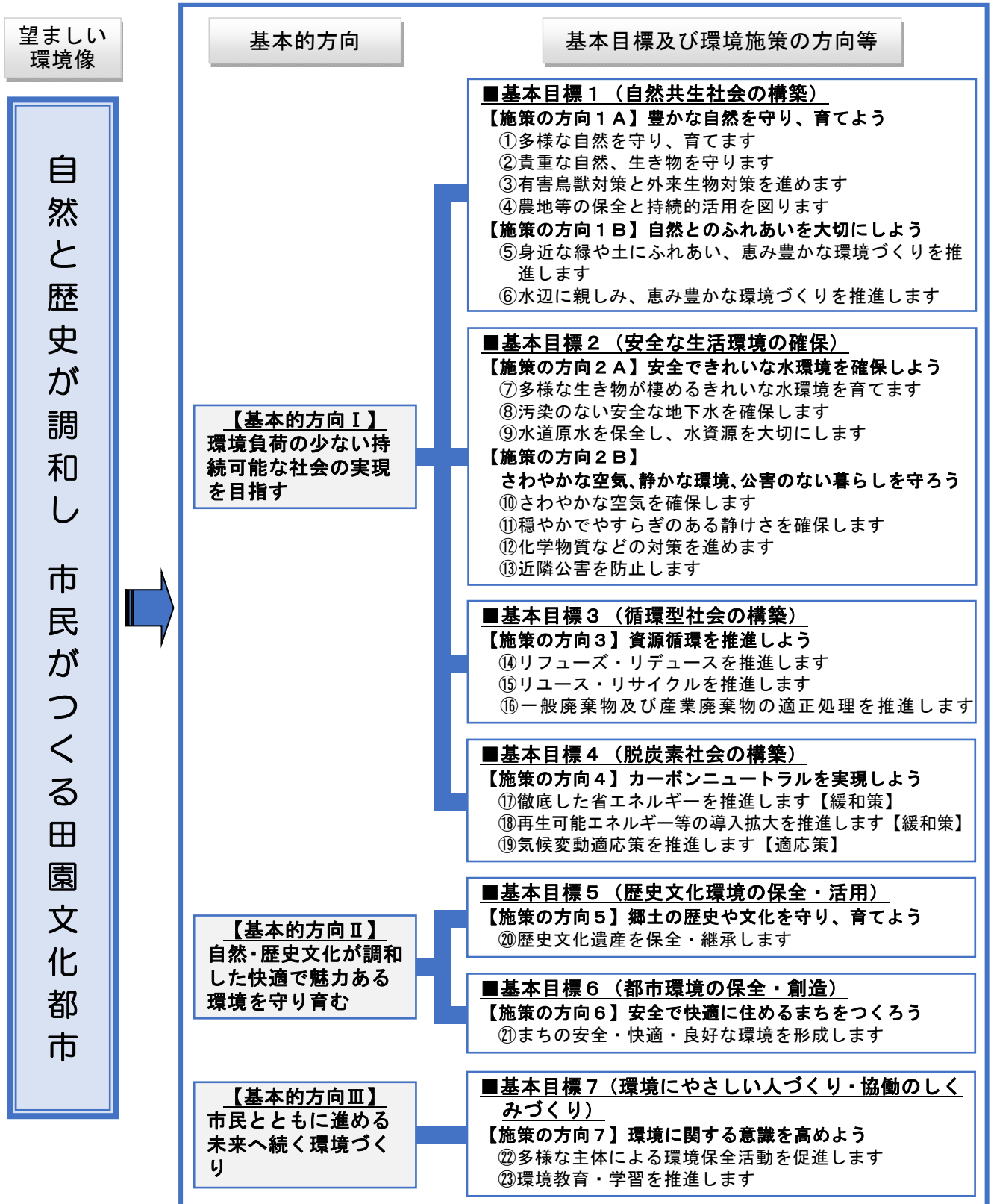
■基本的方向Ⅲ 市民とともに進める未来へ続く環境づくり

<基本目標7> (環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり)

みんな学び、みんなが環境づくりに主体的に取り組むまち

3-3 施策の体系

3-1 及び 3-2 で定めた「望ましい環境像」並びに「基本的方向」及び「基本目標」を達成していくための「環境施策の方向」を以下のように体系付け、それによって第4章で環境施策を掲載します。



第4章 環境施策の展開

第4章では、「望ましい環境像」の実現に向けて、基本目標を達成していくための環境施策を記載しています。また、行政の環境施策と併せて、環境保全のために市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいことを記載しています。

これら各主体の取り組みを連携して推進していくことにより、その効果が実効性のあるものとなります。また、環境施策の進捗状況や環境の現状を定量的に把握・評価し、計画の進行管理を行うため、基本目標ごとに指標を設定しています。

4-1 基本目標1（自然共生社会の構築）

豊かな自然や生物多様性を保全するまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向1 A 豊かな自然を守り、育てよう

施策の柱

- ①多様な自然を守り、育てます
- ②貴重な自然、生き物を守ります
- ③有害鳥獣対策と外来生物対策を進めます
- ④農地等の保全と持続的活用を図ります

①多様な自然を守り、育てます

行政の施策及び事業等

- 森林、河川の広がりを活かし、多様な生き物の生息・生育空間のつながり、連続性を確保します。
- 災害防止や水源のかん養、そして多様な生き物の生息・生息空間の確保を図るため、広葉樹の植林などに取り組み、森林資源を保護します。
- 豊かな自然にふれあえる場を守るため、河川、海岸、里山の周辺での市民や市民活動団体と連携した環境美化運動などを積極的に推進し、自然保護や環境美化の取り組みの定着化とボランティアの支援に取り組みます。
- 香川県が進める「かがわ『里海*』づくり」の取り組みを、瀬戸内海沿岸の自治体や上流の自治体と連携して推進し、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全及び管理、自然景

観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めます。

- プラスチックごみによる海洋汚染防止に向けて、自治会や事業者、漁協等と連携した海ごみの清掃・回収活動など、海域・陸域一体となって海ごみ対策を推進します。また、「瀬戸内オーシャンズX*」の取り組みとも連携することによって、プラスチックごみによる海洋汚染への危機意識の高揚や各種活動への参加の促進を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 自然体験や自然観察会に積極的に参加し、森林・農地・河川・海域等の自然が環境に果たす役割について学ぶとともに、自然を保護する取り組みに協力しましょう。
- 農業や漁業への理解を深めましょう。
- 海岸清掃や河川清掃などに積極的に参加しましょう。



■事業者の皆さんへ

- 海岸清掃や河川清掃などに積極的に参加しましょう。
- レクリエーションなどの社内行事には、自然とふれあう機会を増やしましょう。

②貴重な自然、生き物を守ります

行政の施策及び事業等

- 動植物の生息・生育状況を調査し、貴重な動植物の把握を行います。
- 「香川県レッドデータブック」などを活用し、希少な動植物の生物情報や保護の重要性について情報発信を行います。
- 「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に指定されている「指定希少野生生物*」については、捕獲採取の規制、生息・生育区域の保護など、種の特性に応じた保護を図ります。
- 環境保全団体等との連携を充実し、実効性のある自然環境の保全体制を整備します。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 丸亀市の自然や、それらを構成する野生生物に関心を持ち、それらを大切にしましょう。
- 釣りなどのレクリエーションでは、在来種の幼魚や稚魚は逃がすなど水生生物の保護に努めましょう。また、ごみや釣り糸・釣り針などは持ち帰りましょう。

■事業者の皆さんへ

- 開発事業においては、生物の生息・生育に配慮した工法の採用など、自然環境に十分配慮しましょう。
- 自然保護や環境保全のための活動を支援しましょう。

③有害鳥獣対策と外来生物対策を進めます

行政の施策及び事業等

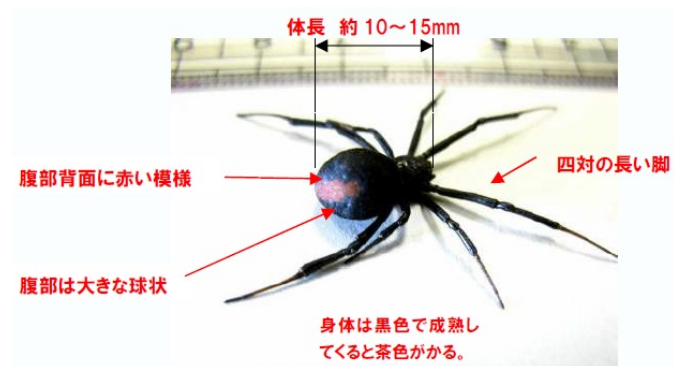
- 野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害に総合的に対処するため、有害鳥獣捕獲や侵入防止対策を引き続き推進するとともに、住居集合地域等に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、県と役割分担して捕獲を実施します。
- カワウによる漁業被害の実態把握に努め、必要に応じて被害防除対策を検討します。
- 「香川県侵略的外来種リスト」などを活用し、市内で生息・生育が確認されているオオキンケイギクやセアカゴケグモ等の外来生物の情報や適切な防除方法について情報発信を行います。
- アライグマやヌートリアなど特定外来生物による地域の生態系*や農作物等への影響を防止・緩和するための対策を推進します。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

- 法で定められた特定外来生物は飼育しないようにしましょう。
- 既に飼育している外来生物は責任を持って飼育し、遺棄したり放流したりしないようにしましょう。



侵入防止柵



セアカゴケグモ

④農地等の保全と持続的活用を図ります

行政の施策及び事業等

- 農地を保全し、食料生産の場に加えて、災害防止や自然環境の保全など、農地が有する多面的機能の維持を図ります。
- 農地パトロールや農地所有者等への利用意向調査及び改善指導などにより、耕作放棄地の再生（解消）を進めます。
- 情報通信技術を活用したスマート農業*等について、情報収集や研究に努め、農業の担い手の確保と育成を図ります。
- UIJ ターン*者など様々な新規就農者のサポート、認定農業者*の規模拡大・法人化の促進など担い手の育成を図ります。
- 転用許可制度の適正な運用により、農地の保全・確保を図ります。
- 耕作放棄地の解消を進め有効利用するため、ほ場整備と農地集積を推進します。
- 多面的な機能を有するため池の老朽化対策などを自然環境に配慮しながら進めます。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した農業や畜産堆肥を施用する農業など、人と環境にやさしい環境保全型農業の普及促進を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 農地が有する多面的機能について理解を深めましょう。

■事業者の皆さんへ

- （農業者）環境保全型農業の実践について検討しましょう。

施策の方向1B 自然とのふれあいを大切にしよう

施策の柱

- ⑤身近な緑や土にふれあい、恵み豊かな環境づくりを推進します
- ⑥水辺に親しみ、恵み豊かな環境づくりを推進します

- ⑤身近な緑や土にふれあい、恵み豊かな環境づくりを推進します

行政の施策及び事業等

- ボランティアによる里山の保全活動を推進します。
- 指導者等の人材発掘及び確保を進めることにより、市民のニーズに応じた自然体験学習の充

実に努めます。

- 社寺林の保全を図り、市内の自然を確保します。
- 農村が有する多面的機能の維持・増進に努めます。

【事業等】

- 緑のまちづくり条例に基づく保存樹木等の指定
- 多面的機能支払交付金事業

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 身近な自然である里山などで、環境保全団体などが実施する緑化活動があれば、積極的に参加してみましよう。

■事業者の皆さんへ

- 森林整備などボランティア活動の機会があれば、協力や支援を検討しましょう。



⑥水辺に親しみ、恵み豊かな環境づくりを推進します

行政の施策及び事業等

- 河川の整備に当たっては、治水対策と併せ、野生生物の生息・生育環境に配慮した多自然川づくりを進め、河川環境の保全・創出に努めます。
- 身近な場所での水生生物調査やバードウォッチングなど、親子で楽しく水辺の生き物観察・学習ができる機会を増やします。
- 海岸の整備に当たっては、防災対策と併せ、海岸が本来有する生物の生息・生育環境にも配慮した水辺空間の保全・創出に努めます。
- 自然環境に配慮した、ため池の保全に努めます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 自然体験や自然観察会に積極的に参加しましょう。
- 海岸清掃や河川の清掃等に積極的に参加しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 海岸清掃や河川の清掃等には積極的に参加しましょう。
- レクリエーションなどの社内行事には、水辺とふれあう機会を増やしましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標1（自然共生社会の構築）」では、農業生産の基盤となる農地の保全、生物多様性の保全への認知度向上に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

指標	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
遊休農地の解消面積（累計）	14.7ha	64.5ha	83ha
生物多様性に関する市民認知度	20%* (平成26年度)	32%	40% (令和7年度)

※平成26年度県政モニターアンケート

4-2 基本目標2（安全な生活環境の確保）

みんなが安全で安心して生活できる良好な環境を保全するまち

【主に関連する SDGs の目標】



施策の方向2A 安全できれいな水環境を確保しよう

施策の柱

- ⑦多様な生き物が棲めるきれいな水環境を育てます
- ⑧汚染のない安全な地下水を確保します
- ⑨水道原水を保全し、水資源を大切にします

⑦多様な生き物が棲めるきれいな水環境を育てます

行政の施策及び事業等

- 河川、ため池、海域の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに、関係機関と協力して水質改善に向けた取り組みを推進します。
- 合成洗剤の適正使用、油や煮汁の適正処理、細目ストレーナー*・三角コーナーの使用など、生活排水の汚濁源を減らす取り組みが定着するよう、家庭で取り組む生活排水対策の普及・啓発を行います。
- 公共下水道事業を計画的に推進し、すでに供用を開始している区域については、老朽化した管きょ施設の改築や長寿命化対策など施設の適正管理に努めます。
- 供用開始区域内において、促進強化月間を設けるなど水洗化促進に努めるとともに、新しく供用開始された区域内においては、戸別訪問などによる水洗化の指導を行います。
- 公共下水道の事業計画区域に含まれていない地域などにおいて、合併処理浄化槽の設置に対する補助金交付等により普及促進を図ります。
- 浄化槽の機能が適正に維持されるよう、法定検査の制度の周知に努め、受検率の向上を図ります。
- 事業場が適切に排水を処理するよう、監視・指導・啓発します。
- 農業からの水質汚濁負荷を低減するため、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減した農業や畜産堆肥を施用する農業など、人と環境にやさしい環境保全型農業の普及促進を図ります。
- 畜産業からの水質汚濁負荷を低減するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守や適切な堆肥化を指導しま

す。

- 土器川、金倉川、大束川、西汐入川の水質改善に取り組みます。
- ため池の水質改善のため、管理者に対し、堆積土の浚渫しゅんせつや池干し*の取り組みを促進します。

【事業等】

- 水質環境調査・排出源対策
- 合併処理浄化槽設置の促進（設置費補助制度）
- 生活排水処理施設の整備（改築更新事業を含む）
- 水洗便所改造資金の融資あっせん
- クリーン・リバーKaNaKuRa 推進会議の取り組み
- 大束川流域水環境保全推進協議会*の取り組み

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 石鹼や洗剤は、環境にやさしいものを選んで、適量を使いましょう。
- 台所の流しでは、固形物が流れないように、目の細かい三角コーナー・ストレーナーや、水切り袋などを使いましょう。
- 廃食油、残飯、薬や化粧品は浄化槽を痛めるので、流すのはやめましょう。
- 下水道や集落排水施設が整備された地区では、早期に接続するよう努めましょう。
- 下水道や集落排水施設の区域外では合併処理浄化槽の設置又は切り替えをしましょう。
- 浄化槽は、きちんと維持管理をしましょう。

■事業者の皆さんへ

- 水質汚濁防止法等の排水基準*を遵守しましょう。
- 廃油はリサイクルするなど、適正に処理しましょう。



浄化槽の検査状況

⑧汚染のない安全な地下水を確保します

行政の施策及び事業等

- 地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、有害物質を使用している特定事業場等に対し排水基準の遵守や地下浸透の禁止について、規制・指導を徹底します。
- 地下水の水質状況の把握に努めます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■事業者の皆さんへ

- 事業活動に当たっては、製造工程等で使用する化学物質を適正に管理しましょう。また、化学物質がタンク等から漏えいしたりしないように、保管等には十分注意しましょう。

⑨水道原水を保全し、水資源を大切にします

行政の施策及び事業等

- 安全で安定的な水源を確保するため、既存水源の取水能力向上の調査研究を継続するとともに、市民の節水意識の高揚に努めます。
- 安全な水の確保を図るため、水源付近の汚染源の把握に努めるとともに、必要に応じて水道原水の水質汚濁に関係があると認められる区域の保全対策を講じるよう、香川県広域水道企業団へ要望します。
- 不要となった浄化槽の雨水貯留槽への改造を促進し、雨水を散水・消防水等に利用するなど、水の有効利用を進めます。
- 気温の上昇を防ぎ、水路や下水への負荷を小さくするためにも、地下浸透ますや浸透性舗装などにより、雨水の地下浸透を促進します。
- 公共建築物の水洗トイレや樹木の散水用水など、雨水の利活用を進めます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 節水コマ*をつけ、節水に努めましょう。
- 食器はため洗いをしましょう。
- お風呂の残り湯は、洗濯や庭の水まきに使いましょう。
- 雨水を貯め、散水等に利用しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 事業活動において、節水を進めましょう。



施策の方向2B さわやかな空気、静かな環境、公害のない暮らしを守ろう

施策の柱

- ⑩さわやかな空気を確保します
- ⑪穏やかでやすらぎのある静けさを確保します
- ⑫化学物質などの対策を進めます
- ⑬近隣公害を防止します

⑩さわやかな空気を確保します

行政の施策及び事業等

- 継続的な大気環境調査を実施し、大気質の測定・監視を行います。
- 光化学オキシダントや微小粒子状物質に係る注意報や注意喚起情報を、学校や社会福祉施設等に連絡するなど、健康被害の未然防止を図ります。
- 工場・事業者等の大気汚染や悪臭等の公害の監視、法令などに基づく規制・指導の徹底を図ります。
- 低公害車*の選択、アイドリングストップ*運動など、環境に配慮した自動車の使い方の普及・啓発を促進します。
- パークアンドライド*の普及・啓発などにより、公共交通機関の利用促進を図ります。
- 石綿の大気中への飛散による市民の健康被害の未然防止を図るため、建築物の解体等工事における飛散防止措置などの徹底に向けた国や県の取り組みについて情報提供を行います。
- 畜産業からの悪臭防止のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守を指導します。
- 野外焼却が一部の例外を除いて禁止されていることを広報紙やホームページ等で周知を行うとともに、違法な野外焼却の防止に向けた行為者への指導を行います。

【事業等】

- 大気環境調査・排出源対策
- 大気ダイオキシン類調査



大気質測定器（光化学オキシダント）



大気質測定器（PM2.5）

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 自動車利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を利用するようにしましょう。
- マイカー通勤を控えるよう努めましょう。
- アイドリングストップ（駐停車時のエンジン切り）を習慣付けましょう。
- 低公害車を利用しましょう。
- ごみの野焼きは禁止されているので、してはいけません。



■事業者の皆さんへ

- 従業員のマイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車利用を促進しましょう。
- 事業用車は低公害車を導入しましょう。
- 共同配送の推進や物流の合理化を進めましょう。
- アイドリングストップ（駐停車時のエンジン切り）を従業員に徹底しましょう。
- 大気汚染防止法や悪臭防止法等の規制基準を遵守しましょう。
- 悪臭が発生する設備では臭気が漏れないように配慮するとともに、悪臭を発生させないよう従業員への技術的指導を徹底しましょう。

⑪穏やかでやすらぎのある静けさを確保します

行政の施策及び事業等

- 継続的な交通騒音調査を実施し、騒音・振動の測定・監視及び幹線道路に面する地域の騒音の面的評価を行うとともに、必要に応じて、関係機関への騒音低減対策の要請等を行います。
- 生活環境に配慮した道路の整備を行います。
- 工場・事業者等の騒音等の公害の監視、法令などに基づく規制・指導の徹底を図ります。

【事業等】

- 騒音・振動環境調査・発生源対策

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 騒音等について、お互いに配慮し、注意し合える近隣関係を築きましょう。

■事業者の皆さんへ

- 騒音規制法や振動規制法等の規制基準を遵守しましょう。
- 建設現場では低騒音、低振動型の機器や工法を導入しましょう。

⑫化学物質などの対策を進めます

行政の施策及び事業等

- 化学物質に関する正しい知識の普及・啓発、適切な管理に向けた監視・指導などにより、汚染や健康被害の未然防止を図ります。
- 県と連携し、原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針に基づき、放射能対策の充実を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 化学物質に対する理解を深め、敷地内の緑化や樹木等の管理に当たっては、農薬や化学肥料を適正に使用しましょう。
- 殺虫剤、消臭剤、洗剤などに含まれる化学物質が汚染や健康被害を及ぼすリスクについて理解し、周囲の人に配慮して使用しましょう。

■事業者の皆さんへ

- ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を遵守しましょう。
- 事業活動に当たっては、製造工程等で使用する化学物質を適正に管理しましょう。また、化学物質がタンク等から漏えいしたりしないように、保管等には十分注意しましょう。

⑬近隣公害を防止します

行政の施策及び事業等

- 生活に伴う騒音や悪臭などの近隣に対する迷惑行為の防止、地域ルールの啓発を図ります。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- ペットを飼うときは、ふんや尿などを適切に処理しましょう。
- 掃除機・洗濯機・オーディオ機器・楽器などを使用するときは、近所に迷惑がかからないように時間帯などに注意しましょう。
- 車のドアの開閉音に配慮し、必要以上のアイドリングは止めましょう。



■事業者の皆さんへ

- 事業活動に当たっては、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の規制基準を遵守するとともに、車両の走行時間帯や走行経路（生活道に進入しないなど）に配慮しましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標 2 (安全な生活環境の確保)」では、海域や河川の水質の保全、光化学オキシダントによる大気汚染の改善、騒音の防止に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

指標		基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
海域の COD 環境基準適合率		11.1% (9 地点中 1 地点 で環境基準適合)	77.8% (9 地点中 7 地点 で環境基準適合)	改善向上
河川の BOD 環境基準適合率		71.4% (7 地点中 5 地点 で環境基準適合)	85.7% (7 地点中 6 地点 で環境基準適合)	改善向上
合併処理浄化槽設置補助基数 (累計)		6,600 基	8,067 基	9,567 基 (令和 7 年度)
光化学オキシダントの環境基準 超過時間数 (市内 2 測定局の年間平均時間数)		305 時間	230 時間	改善向上
騒音の環境基準 適合率	一般地域	100% (5 地点中 5 地点 で環境基準適合)	100% (5 地点中 5 地点 で環境基準適合)	現状維持
	道路に面する地域	70% (10 地点中 7 地点 で環境基準適合)	70% (10 地点中 7 地点 で環境基準適合)	100% (10 地点中 10 地点 で環境基準適合)

4-3 基本目標3（循環型社会の構築）

限りある資源を有効に活用する資源循環のまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向3 資源循環を推進しよう

施策の柱

- ⑭リフューズ・リデュースを推進します
- ⑮リユース・リサイクルを推進します
- ⑯一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進します

⑭リフューズ・リデュースを推進します

行政の施策及び事業等

- 広報紙やホームページによる周知などを通じ、ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。
- グリーン購入*など、環境にやさしい消費行動を推進します。
- 市の事務及び事業における両面印刷の徹底やペーパーレス化などの推進により、ごみの減量に努めます。
- マイバッグ運動*やマイボトルの持参、過剰包装の削減などを普及・啓発して、市民のごみの減量への意識改善を進めます。
- ごみ減量化推進員による地域レベルでの取り組みを推進します。
- 水分を多く含む生ごみの水きりの徹底、食品ロスの削減に向けた食材の使い切りや食べ残しをしない食べきりなど、家庭でできるごみ減量の取り組みを普及・啓発します。
- 市道の維持管理に伴う刈草や伐採木を堆肥化することにより、ごみの減量に努めます。
- 生ごみ処理機の無料貸し出しや購入者に対する補助金交付など、生ごみの堆肥化の実践を促進します。
- 事業活動から排出される食品残渣の堆肥化事業やフードドライブ活動の実施・協力など、消費者、事業者、行政が連携・協働して、食品ロスの削減に取り組みます。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製品の過剰な使用の抑制や代替素材への転換の促進など、プラスチックごみの削減に取り組みます。
- 事業系一般廃棄物*及び産業廃棄物*の減量化に向けて、事業者による自主的な取り組みを指導・啓発します。

【事業等】

- ごみの排出抑制と適正な処理
- 生ごみ処理容器等設置補助

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 食品は必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限切れで捨てることのないようにしましょう。
- 生ごみの水切りを徹底しましょう。
- 生ごみは、できるだけ堆肥化しましょう。
- マイバッグやマイボトルの持参、詰め替えできる商品や簡易包装商品の購入など、ごみの減量に向けた取り組みを進めましょう。
- 使い捨てスプーンやフォーク等のワンウェイプラスチック製品の提供や過剰包装を断りましょう。
- 環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を進めましょう。

■事業者の皆さんへ

- 販売活動においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、リターナブル容器*での販売、ワンウェイプラスチック製品の提供や過剰包装の抑制、エコマーク商品の積極的な販売など、ごみ減量化やリサイクルに寄与する取り組みを進めましょう。
- 事業活動におけるペーパーレス化の推進、製造・販売過程で生じる廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用等により、事業系一般廃棄物や産業廃棄物の減量化及びリサイクルを進めましょう。



マイバッグ

⑮ リユース・リサイクルを推進します

行政の施策及び事業等

- 家庭や事業所で不用となった商品等の再使用を促進するため、エコ丸工房等での啓発や支援を行います。
- ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制を確立し、広報紙やホームページ、ごみ分別表やごみ分別アプリなどを活用し、分別排出の徹底に努めます。また、ごみ収集・処理方法を見直し、より効率的にごみ減量化やリサイクルを推進できる体制を確立します。
- ごみ減量化対策の一環として、リサイクル可能な紙ごみや食品残渣等、現在ごみとして廃棄されているものの資源化や分別の有効性を検討します。
- 公共施設における小型家電の拠点回収を行うとともに、広報紙やホームページなどを活用したリサイクル制度への理解促進を図ります。
- 公共事業などにおいて、建設発生土等の再使用及びコンクリート塊等の再生利用に努めます。
- 市民のリサイクル意識の低下につながる資源ごみの持ち去りを防止するため、監視体制の強化を図ります。
- プラスチックごみの分別収集や一括回収の実施に向けた新たな仕組みを、県や近隣自治体と連携して検討します。

【事業等】

- 資源ごみの収集率の向上

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 壊れたものや不要になったものを安易に捨てず、修理したり、人に譲ったりしましょう。
- ごみを出す曜日や時刻、分別方法など、ごみ出しのマナーを守りましょう。
- 地域における集団回収に協力しましょう。

■事業者の皆さんへ

- リユース・リサイクルしやすい製品を開発、製造、販売しましょう。
- 資源物の回収ボックスを設置し、自らが販売した商品の容器包装の回収に努めましょう。



小型家電回収ボックス



⑩一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進します

行政の施策及び事業等

- 一般廃棄物処理施設の維持管理を適切に行うとともに、長寿命化を図ります。
- ごみ減量等推進員やコミュニティ、警察などと連携して、不法投棄の監視体制の強化を図るとともに、監視カメラの導入等についても検討を行うことで、不法投棄撲滅をめざします。
- これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。
- 市民・事業者に対して、不法投棄をやめるよう啓発を行うとともに、土地所有者への適正管理に関する指導などによって不法投棄されにくい環境づくりを進めます。
- 超高齢化社会の到来を見据え、ふれあい戸別収集の拡充等に努め、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを進めます。
- 体温計、乾電池、蛍光灯、ライターなど、有害ごみの適正な分別を啓発するとともに、適正処理を推進します。
- 災害により生じた廃棄物の処理について、適正処理を確保するとともに、できる限り効率的な分別・リサイクルを行い、最終処分量の低減と再生資源の有効利用に努めます。
- 災害時のし尿については、速やかに仮設トイレを設置するなど、適正に処理します。

【事業等】

- 資源ごみリサイクル施設充実
- 不法投棄監視パトロール強化
- 農業生産資材廃棄物適正処理推進対策事業

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- パトロールを行うなど、地域ぐるみでごみの不法投棄の防止を進めましょう。
- ごみの不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理しましょう。
- 有害ごみは、ルールに沿って分別・廃棄しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 事業系一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理を徹底しましょう。
- 廃棄物を保管するときは、流出や飛散がないよう保管基準の遵守を徹底しましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標3（循環型社会の構築）」では、4Rの推進に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

指標	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりのごみ排出量	909 g	852 g	810 g
リサイクル率	13.0%	13.9%	24.0%

4-4 基本目標4（脱炭素社会の構築）

地球の未来のためにカーボンニュートラルの実現を目指すまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向4 カーボンニュートラルを実現しよう

施策の柱

- ⑰徹底した省エネルギーを推進します【緩和策】
- ⑱再生可能エネルギー等の導入拡大を推進します【緩和策】
- ⑲気候変動適応策を推進します【適応策】

⑰徹底した省エネルギーを推進します【緩和策】

行政の施策及び事業等

- 「丸亀市環境保全率先実行計画」に基づき、市役所自らが率先して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネルギー設備を公共施設に率先的に導入するとともに、その導入効果を情報提供することによって、市民・事業者への普及促進を図ります。
- 公用自転車の積極的な利用や、公用車への次世代自動車*の率先導入などにより、ガソリン等の燃料消費量の低減を図ります。
- 温室効果ガス排出量が少ない電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及を図るとともに、充電設備等のインフラ整備を促進します。
- 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや、アイドリングストップをはじめとする環境に配慮した運転方法であるエコドライブ*など、市職員が率先してカーボンニュートラルの実現に向けた行動を実践します。
- 市域から排出される温室効果ガスを推計し、その削減目標や目標達成に向けた各種取り組みについてとりまとめ、「地方公共団体実行計画（区域施策編）*」の策定を進めます。
- 丸亀市「ゼロカーボンシティ」宣言の内容の周知・啓発を行うことによって、気候変動への危機意識を市民・事業者・行政が共有し、自ら積極的に行動できるよう促すことで、カーボンニュートラルの実現に向けた行動の環を市内に広げます。
- 「COOL CHOICE（賢い選択）」の普及啓発を行い、市民・事業者が省エネルギーを意識し、自ら積極的に行動できるよう促すことで、カーボンニュートラルの実現に向けたライフスタ

ル・ビジネススタイルへの転換促進を図ります。

- 新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変化や、テレワークの導入等によるビジネススタイルの転換などを踏まえた省エネルギーの取り組みについて情報提供を行います。
- 「瀬戸内中讃定住自立圏構想*」の取り組みとして、圏域住民や事業者に環境意識の啓発を行います。また、圏域事業者に、施設・設備の新設・更新時に環境負荷の低減に資する実用的な情報等を発信します。
- 家庭から排出される二酸化炭素排出量を見える化する「かんきょう家計簿ソフト」や、家庭や事業所における省エネ行動の効果を見える化する専用サイト「かがわ省エネ節電所」などの普及を図り、省エネ行動の実践を促進します。
- 専門家による家庭や事業所の省エネ診断に関する情報提供を行い、アドバイスや省エネ提案等を契機とした省エネルギー設備の導入や省エネ行動の実践を促進します。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）*やビル用エネルギー監視システム（BEMS）*等を活用したエネルギー使用量の「見える化」や、エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）*やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）*の普及促進に向けて、活用できる補助制度等について情報提供を行います。
- 省エネ家電や高効率給湯器など省エネ型設備・機器の導入を促進します。
- 都市公園の整備など、地域の緑化を推進します。
- 住宅や事業所等において、緑のカーテンなど建物緑化の取り組みを促進します。
- 環境にやさしい事業所登録制度やエコアクション21*など、事業者の形態に合った環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 様々な地球温暖化対策について、学校における環境教育などを通じて、あらゆる世代の人々に浸透するように努めます。また、家庭内や企業活動に伴う温室効果ガス排出量削減のための情報提供などに努めます。
- 「丸亀市都市計画マスタープラン」に基づき、移動に徒歩や自転車、公共交通機関が利用できる集約型のまちづくりの実現に向け、適正な規制・誘導を行うことで、コンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めます。
- 「丸亀市地域公共交通計画」に基づき、公共交通機関への利用転換が図られるよう、生活に必要な路線の維持・確保や、コミュニティバスの運行等により公共交通機関の利便性の向上に努めることで、持続可能な公共交通体系の構築を進めます。
- フロン*排出抑制法*に基づき、代替フロンを含めたフロン類を使用する機器の管理者に対し、適切な機器の管理を行うよう周知します。また、機器の整備・廃棄等に当たっては、適切な充填・回収及び破壊処理が行われるよう周知します。

【事業等】

- 庁舎の省エネルギー推進（冷暖房温度の設定調整等）
- 公用車の適正使用
- 省エネルギー型設備の導入
- 環境にやさしい事業所登録制度
- 環境保全・地球温暖化防止の啓発
- 「瀬戸内中讃定住自立圏構想」の取り組み

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 気候変動問題に関心を持ちましょう。
- 冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯、クールビズ・ウォームビズの実践など、省エネルギーを徹底しましょう。
- 電化製品の買い替え時には、省エネルギー性能の高いものを選択しましょう。
- 自動車を運転する際には、エコドライブを実践しましょう。
- 距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動しましょう。
- 住宅の新築や建て替えの際には、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）など省エネ建築物となるように努めましょう。
- 家の庭やベランダ等を緑化するなど、積極的に緑を増やしましょう。

■事業者の皆さんへ

- 設備機器の適正運転など、省エネルギーを徹底しましょう。
- 設備機器の更新時には、省エネルギー性能の高いものを選択しましょう。
- 省エネ診断を行い、効果的な省エネルギー対策に取り組みましょう。
- 自動車を運転する際には、エコドライブを実践しましょう。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）や省エネ建築物となるように努めましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 の取得に取り組みましょう。
- フロンガスは適正処理をしましょう。
- 敷地内の緑化に努め、積極的に緑を増やしましょう。



電気自動車（公用車）

⑱再生可能エネルギー等の導入拡大を推進します【緩和策】

行政の施策及び事業等

- 太陽光発電設備システム等の再生可能エネルギー設備を公共施設に率先的に導入し、その導入効果を情報提供することによって、市民や事業者への普及促進を図ります。
- 災害時に避難所となる施設等に太陽光発電設備や蓄電池を設置するなど、平常時の使用電力の削減に寄与するとともに、停電時等の非常用電源として活用できる体制を検討します。
- 公共施設における再生可能エネルギーの比率の高い電力の調達を検討するとともに、市民・事業者への普及啓発を図ります。
- 住宅用の太陽光発電システムや蓄電システム、太陽熱利用システムの設置に対する補助金交付等により、再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 市民や事業者との協働により、再生可能エネルギー設備を導入する事業に関する調査・検討を行います。
- 地域特性を生かした多様な再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する調査・検討を行い、エネルギーの地産地消を図っていきます。
- 「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」に基づき、地域と共生した太陽光発電施設の円滑な導入促進を図ります。
- ごみ焼却時の廃熱を利用し、ボイラー設備で発生した蒸気を発電や給湯用設備で使用する余熱利用を継続して実施するとともに、場内利用に加えて、周辺の公共施設等への電気の自己託送の実現に向けた検討を行います。
- 家庭用燃料電池*の普及促進をはじめ、次世代エネルギーとして注目されている水素エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を行います。

【事業等】

- 再生可能エネルギー導入促進事業（住宅用太陽光発電システム設置費補助制度、住宅用蓄電システム設置費補助制度、住宅用太陽熱利用システム設置費補助制度）
- 余剰ガス（下水消化ガス）の有効利用
- 廃棄物発電・熱利用（クリントピア丸亀）

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 住宅に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討しましょう。
- 再生可能エネルギーの比率の高い電力の選択を検討しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 事業所や工場に太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入を検討しましょう。
- 太陽光発電設備を設置する際には、地域との共生に十分配慮しましょう。
- 再生可能エネルギーの比率の高い電力の選択を検討しましょう。

⑭気候変動適応策を推進します【適応策】

行政の施策及び事業等

- 気候変動により想定される自然災害、健康、生態系などに生じる影響への適応を進めるため、国や県と連携し、丸亀市における適応策の検討を行います。
- 「丸亀市防災マップ」の全戸配布や地域コミュニティの自主防災組織の強化に向けた補助金交付など、近年増加している局地的な集中豪雨などの異常気象に起因した自然災害の発生に備えた対策を進めます。
- 熱中症の予防方法や対処方法などの情報提供など、健康への影響を未然に防止する対策を進めます。
- 気温上昇に伴う農作物への影響について情報収集を行うとともに、高温に強い品種や栽培方法等について情報発信を行います。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

- 猛暑日や熱帯夜には熱中症に注意しましょう。
- 地域で災害や避難について話し合い、防災対策を行いましょう。
- 日ごろからご近所などとのつながりを持ち、災害に強いまちづくりに協力しましょう。



■進行管理のための指標

「基本目標 4 (脱炭素社会の構築)」では、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギー設備の導入に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
市役所における温室効果ガス排出量	24,516t-CO ₂ (平成 28 年度)	15,154t-CO ₂	丸亀市環境保全率 先実行計画に準ず る
住宅用太陽光発電・蓄電システム 設置費補助件数 (累計) ※1	1,645 件	2,510 件	4,000 件
住宅用太陽熱利用システム設置費 補助件数 (累計)	10 件	26 件	40 件
コミュニティバスの年間乗車人数	258,194 人	193,003 人	255,000 人
「省エネルギーや再生可能エネ ルギー利用の推進」に対する市民満足 度※2	43.3%	53.7%	向上
公用車の電気自動車導入台数	—	1 台	18 台 (令和 7 年度)

※1：令和 2 年度より住宅用蓄電システム設置補助制度を新たに設けている。

※2：市民アンケートにおいて、回答者（「分からない」、「無回答」を除く。）のうち、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合

4-5 基本目標5（歴史文化環境の保全・活用） 魅力ある歴史や伝統文化とふれあえるまち

【主に関連する SDGs の目標】



施策の方向5 郷土の歴史や文化を守り、育てよう

施策の柱

⑩歴史文化遺産を保全・継承します

⑩歴史文化遺産を保全・継承します

行政の施策及び事業等

- 市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火・防災などの安全対策の充実を図ります。
- 文化財を貴重な歴史文化にふれることができる財産として丸亀市立資料館で公開し、教育や観光など各種事業と連携して活用します。
- 丸亀城を「史跡丸亀城跡保存活用計画」に基づき、適切に保存し次世代に引き継ぐとともに、活用を通じて歴史を体感できる場所となるよう整備に努めます。
- 被災し崩落した丸亀城三の丸坤櫓跡石垣と帯曲輪石垣については、丸亀市のシンボルとして着実な復旧作業を進めるとともに、その過程を公開することで、丸亀城の持つ文化財としての価値の周知啓発に努めます。
- 快天山古墳など史跡の保存整備を進めます。
- 文化財の調査、指定、保存整備を進めます。
- 塩飽本島町笠島地区の歴史的まち並みの保全・活用を進めます。
- まちの歴史を再発見し、歴史的環境を保全・活用する意識を啓発していきます。
- 先人が築き上げた、暮らしに彩りを与え、人の心を豊かにする民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用して、地域における連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。

【事業等】

- こんぴら湊一丸亀街道ゾーンの活用
- 史跡・伝統的建造物保存と活用（丸亀城・重伝建丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保

存地区・快天山古墳)

- 文化財調査
- 文化財ボランティアガイドの育成
- 指定文化財の修理
- 崩落した丸亀城坤櫓跡石垣と帯曲輪石垣の復旧

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 地域の歴史や文化について理解を深め、伝えていきましょう。
- 地域に伝わる伝説や風習、文化財や名木などの歴史文化遺産を調べ、保全していきましょう。
- 地域の祭りなどに参加・協力しましょう。

■事業者の皆さんへ

- 開発に際しては歴史的景観に配慮しましょう。
- 地域の祭りなどを支援・協力しましょう。
- 創業時の建築物など、社内の産業遺産があれば保全に努めましょう。

■進行管理のための指標

「基本目標 5（歴史文化環境の保全・活用）」では、歴史的価値を有する文化財の指定、保存に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
国・県・市指定の文化財件数	123 件	125 件	増加
指定文化財の修理件数（累計※）	—	5 件	13 件

※平成 28 年度からの累計



丸亀城



笠島重要伝統的建造物群保存地区
(笠島まち並保存センター)

4-6 基本目標6（都市環境の保全・創造）

潤いと安らぎのある快適なまち

【主に関連する SDGs の目標】



施策の方向6 安全で快適に住めるまちをつくろう

施策の柱

①まちの安全・快適・良好な環境を形成します

②まちの安全・快適・良好な環境を形成します

行政の施策及び事業等

- 環境美化推進員の活用や、各種ボランティアや市民に対する参加の呼びかけを拡大し、清掃活動を展開することで、環境美化を進めます。
- 公園、道路、河川などの公共用地を市民や事業者が主体的に清掃・美化・緑化などの維持管理ができるような仕組み(アダプト制度*)を取り入れ、参加を促進します。
- 市民・事業者に対してポイ捨てや不法投棄をやめるよう啓発を進めるとともに、環境美化のさらなる促進を図るため、「ポイ捨て禁止区域の指定」などを検討します。
- 犬などのペットのふんや尿は飼い主が責任を持って処理するよう、「イエローカード作戦*」や禁止看板の交付などにより啓発を進めます。
- 県と連携し、動物愛護教室を開催するなどにより、犬や猫の多頭繁殖や飼育放棄を防止するとともに、無責任な餌やり行動や不適正な飼育への指導を行うことで、飼い主のいない犬や猫の減少に向けて取り組みます。
- 「丸亀市都市計画マスタープラン」に基づき適正な整備・開発を誘導し、各地域の魅力ある土地利用、まち並み整備を進めます。
- 丸亀市の特色を生かした個性的で美しい景観づくりに向け、市民や事業者の理解と協力を得ながら、「丸亀市景観計画」に基づく都市景観の形成に努めます。
- 歩行者や自転車、自動車の通行を阻害することのないよう、駐輪場・駐車場の活用促進と違法な駐車・駐輪の防止を進めます。
- 歩道の段差をなくし、路上の違法な看板や駐輪を防止し、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩きやすい快適な歩道整備を進めます。
- 環境や景観に配慮しつつ、歩行者、交通弱者などの視点も合わせて、危険箇所の改善など道

路空間の安全性と快適性の確保に取り組みます。

- 都市景観の向上や安全で快適な通行空間を確保するため、環境にやさしいLED防犯灯の設置や、無電柱化（電線類の地中化）を推進します。
- 農村の生活環境の向上や農村の自然や美しい景観を保全し、将来の世代に継承するため、環境や景観に配慮した農村整備に取り組みます。
- 「丸亀市空き家等対策計画」に基づき、倒壊のおそれがある、ごみや雑草で衛生上や防犯上の問題がある、まちの美観を損ねるなど管理が不十分な空き家の適切な管理に向けて、所有者に管理や必要な措置を講じるよう指導を行うとともに、除去工事に対する補助金交付を行います。
- 利活用が可能な空き家の有効活用に向けて、空き家バンク制度*に関する情報発信や、空き家相談会*の開催などを行います。
- 「丸亀市緑の基本計画」に基づき、防災・防犯機能を備えた公園緑地の整備やユニバーサルデザイン*の普及など安全安心の確保を追求するとともに、計画的な維持管理によって公園施設の長寿命化を図ります。
- 公共性の高い場所の緑化を推進するとともに、市民や事業者、市民団体などが積極的に緑化推進を行えるよう支援します。また、緑に関わるボランティア活動に参加しやすい環境づくりや情報提供の充実を図ります。
- 緑化活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながっていることを実感できるネットワークづくりを推進します。

【事業等】

- 公園・広場・緑地の整備
- 公園の安全性の確保
- 道路の安全性の確保
- 環境美化啓発事業
- 景観条例に基づく都市景観の形成に大きな影響を及ぼす行為の事前協議制度
- 「丸亀市都市計画マスタープラン」の施策の推進
- 老朽危険空き家除去支援補助

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 空き缶やたばこ等のごみなどのポイ捨てはやめましょう。
- 犬などのペットのふんや尿を適切に処理しましょう。
- 行楽地でのごみは持ち帰りましょう。
- 地域の清掃活動などの環境美化活動に参加しましょう。
- アダプト制度に関心を持ち参加しましょう。
- 空き家・空き地の適正管理に努めましょう。
- 歩行の妨げになる歩道、広場への迷惑駐車はやめましょう。
- 庭に木を植え、塀を生垣にするなど、身近な緑を増やしましょう。

■事業者の皆さんへ

- 市民や市民団体が行う地域の環境美化活動を支援し、自らも取り組みましょう。
- 空き家・空き地の適正管理に努めましょう。
- 看板などの屋外広告物を設置する時は、周囲の景観に配慮しましょう。
- 収集配送時の迷惑駐車・違法駐車はやめましょう。
- 事業場での緑化を進めましょう。



ポイ捨て禁止啓発用看板



犬のふん放置防止啓発用看板

■進行管理のための指標

「基本目標 6（都市環境の保全・創造）」では、環境美化活動の推進、LED 防犯灯による安全で快適な通行空間の確保、空き家対策の推進に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
ボランティア清掃の年間実施件数	290 件	240 件	400 件
防犯灯の LED 化率	58.3%	79.5%	100%
空き家に関する年間苦情件数	118 件	82 件	80 件



ボランティア清掃の実施状況



防災機能を備えた公園

4-7 基本目標7（環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり） みんなで学び、みんなが環境づくりに主体的に取り組むまち

【主に関連するSDGsの目標】



施策の方向7 環境に関する意識を高めよう

施策の柱

- ②多様な主体による環境保全活動を促進します
- ③環境教育・学習を推進します

- ②多様な主体による環境保全活動を促進します

行政の施策及び事業等

- 環境保全活動を行っている市民や団体などが、お互いに情報交換を行い、有機的につながっていることを実感できるネットワークづくりを推進します。
- 環境分野のボランティアや市民活動団体を育成するための情報提供や活動支援を推進します。
- 市民参加型の環境保全活動を推進します。
- 環境保全活動に関わる人や団体の交流と情報交換の機会を増やしていきます。

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

■市民の皆さんへ

- 環境イベントや環境教室に積極的に参加しましょう。
- 環境ボランティアの活動や地域のコミュニティ活動に積極的に参加しましょう。
- 市民・事業者・市相互の情報交換や協働・連携に取り組みましょう。

■事業者の皆さんへ

- 地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。
- 従業員の環境意識向上の社内研修に努めましょう。
- 市民・事業者・市相互の情報交換や協働・連携に取り組みましょう。



②③環境教育・学習を推進します

行政の施策及び事業等

- 環境保全に関わる広報活動や環境学習を積極的に推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めます。
- 家庭、職場、地域等のあらゆる場において環境について学ぶ機会を提供するため、環境学習プログラムや出前講座などの各活動を充実させ、市民が身近な場所で気軽に環境学習を行えるよう努めます。
- 「ふれあい環境探検隊」など、地域と子どものふれあいによる環境学習を推進します。
- 環境学習キットや環境副読本などを充実し、学校及び課外活動での環境教育・学習を活性化します。
- 親子一緒に環境教育、市民への自然環境学習講座の開催など、大人への環境教育・学習を推進します。
- クリントピア丸亀のエコ丸工房を活用し、環境学習や体験学習など市民への普及啓発を図ります。
- 地球温暖化対策をはじめとする各環境課題に関する環境教育の充実を図ります。
- 環境に関わりの深い施設や設備を見学し、学習する機会を増やします。
- 多くの市民や事業者が環境情報を収集できるよう、インターネットや SNS、広報紙、回覧板などさまざまな情報媒体の活用を図ります。
- 学校給食を通じて、地産地消と食育に関する啓発を推進します。

【事業等】

- 「まるがめの環境」（丸亀版環境白書）・環境副読本の作成
- 丸亀市ホームページにおける環境情報の充実
- 環境講演会の開催
- ふれあい環境探検隊（自然観察会、水辺の教室など）の開催
- 「エコ丸工房」リサイクル推進事業
- 環境にやさしい事業所登録制度
- グリーンコンシューマー*活動の推進

市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいこと

- 環境イベントや環境教室に積極的に参加しましょう。
- 環境情報を活用し、環境学習や環境保全活動を進めましょう。



■進行管理のための指標

「基本目標7（環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり）」では、市民への環境教育・学習の推進、事業所による環境保全活動の推進に関する指標を、以下に示すとおり設定します。

指標		基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
環境に関する教育・啓発イベントの年間件数		8件	6件	12件
環境にやさしい事業所登録件数 (累計)	エコ・リーダー まるがめ	47件	51件	57件
	エコ・ハート まるがめ	118件	114件	120件



水辺の教室の開催状況



自然観察会の開催状況

第5章 計画の推進と進行管理

5-1 推進体制と進行管理

1 計画推進のための体制

第5章では、環境基本計画の策定後に、計画書で記載した施策や取り組みがどのように進んでいるかについて、「誰がどういう体制でチェックし推進していくか」を記載します。

環境基本計画を効果的に推進していくために、どのような進行管理組織を立ち上げるかは重要な課題であり、丸亀市においては次の体制により進行管理を行っていきます。

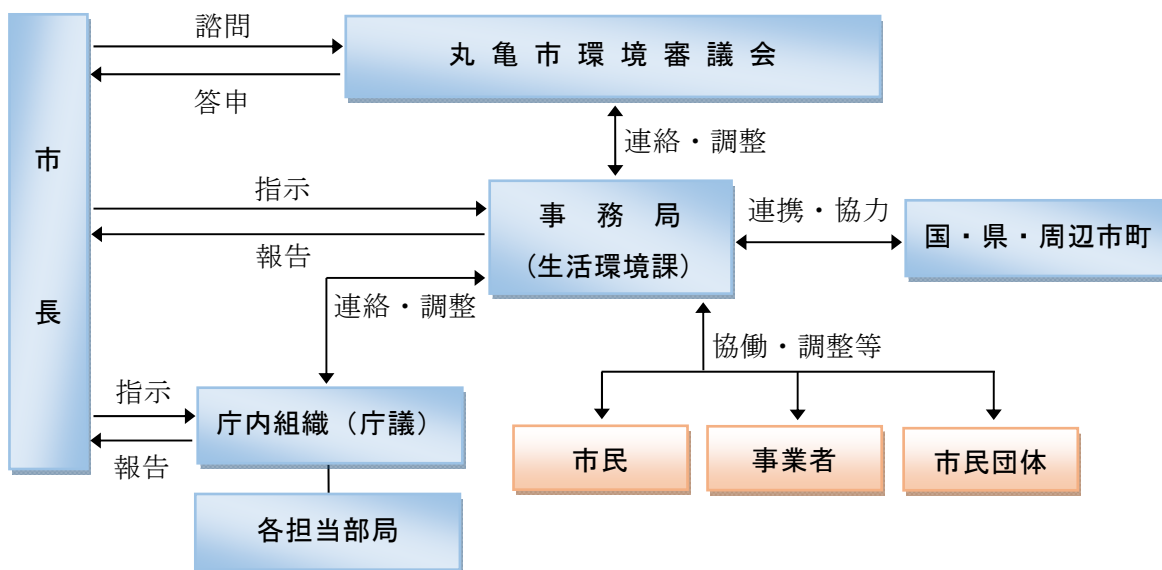


図 5-1-1 計画の推進体制

事務局は、広報・ホームページ・直接の来庁や訪問などを通じて、市民・事業者・市民団体の窓口となりながら、計画で定めた取り組みを協働して実施していきます。

2 各主体の役割

計画の推進に当たっては、行政の施策や事業はもとより、市民や事業者等のあらゆる取り組みに計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていく必要があります。

計画の推進主体及び役割は、表 5-1-1 に示すとおりとします。

表 5-1-1 第二次計画（後期計画）の推進主体と役割

推進主体		役割
行政	丸亀市	地域の環境保全に関する施策を実施する。また、市民・事業者の環境に対する意識の高揚に努め、各主体間の連携・協働を支援する。
市民	市内に在住・通勤・通学する人で、子どもを含む。	家庭や学校等において、ごみの減量化、省資源・省エネルギー活動など、身近なところから取り組む。
事業者	市内の事業者	事業活動において、公害の防止に努めるとともに、環境への負荷の少ない製品やサービスを提供・使用する。また、地域社会を構成する一員として、積極的に地域の環境保全活動に協力する。
市民団体	町内会、ボランティア団体など。公益活動のために市民によって組織された団体を含む。	各団体の活動方針に従って、環境保全に取り組むとともに、行政と協働して市民や事業者の環境に対する意識の高揚に努める。

3 進行管理の方法

環境基本計画の策定後は、計画の実効性を確保していくため、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、PDCA サイクルを繰り返していくことにより計画の進行管理を行います。PDCA とは、Plan（計画）、Do（実施・運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、環境基本計画の進行状況を把握し、課題に対応しつつ次年度の取り組みに活かすことを繰り返しながら、継続的な改善を図ることです。

丸亀市においては、毎年度作成している「まるがめの環境」において、進行管理のための指標の達成状況を掲載するとともに、丸亀市環境審議会において、計画の進捗状況の評価を行い、その結果を次年度の取り組みに反映することとします。

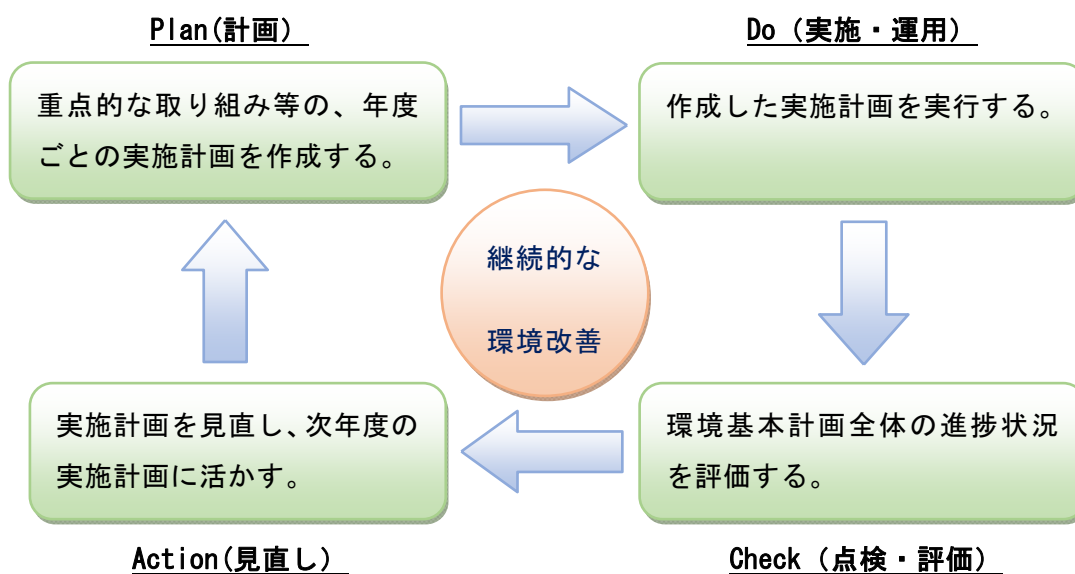


図 5-1-2 計画の進行管理（PDCAサイクル）

5-2 進行管理のための指標と目標値等

第4章に記載のとおり、第二次計画の進行状況を評価するための指標を、表5-2-1～7に示すとおり設定します。計画策定後は、指標値の変動を踏まえて施策を評価し、前述の体制により、必要な措置や取り組みを進めていきます。

表5-2-1 進行管理のための指標【基本目標1（自然共生社会の構築）】

指標	基準値 (令和27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
遊休農地の解消面積（累計）	14.7ha	64.5ha	83ha
生物多様性に関する市民認知度	20%※ (平成26年度)	32%	40% (令和7年度)

※平成26年度県政モニターアンケート

表5-2-2 進行管理のための指標【基本目標2（安全な生活環境の確保）】

指標	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
海域のCOD環境基準適合率	11.1% (9地点中1地点 で環境基準適合)	77.8% (9地点中7地点 で環境基準適合)	改善向上
河川のBOD環境基準適合率	71.4% (7地点中5地点 で環境基準適合)	85.7% (7地点中6地点 で環境基準適合)	改善向上
合併処理浄化槽設置補助基数 (累計)	6,600基	8,067基	9,567基 (令和7年度)
光化学オキシダントの環境基準 超過時間数 (市内2測定局の年間平均時間数)	305時間	230時間	改善向上
騒音の環境基準 適合率	一般地域 100% (5地点中5地点 で環境基準適合)	100% (5地点中5地点 で環境基準適合)	現状維持
	道路に面する地域 70% (10地点中7地点 で環境基準適合)	70% (10地点中7地点 で環境基準適合)	100% (10地点中10地点 で環境基準適合)

表5-2-3 進行管理のための指標【基本目標3（循環型社会の構築）】

指標	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりのごみ排出量	909g	852g	810g
リサイクル率	13.0%	13.9%	24.0%

表 5-2-4 進行管理のための指標【基本目標 4（脱炭素社会の構築）】

指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
市役所における温室効果ガス排出量	24,516t-CO ₂ (平成 28 年度)	15,154t-CO ₂	丸亀市環境保全率先 実行計画に準ずる
住宅用太陽光発電・蓄電システム 設置費補助件数(累計)※ ¹	1,645 件	2,510 件	4,000 件
住宅用太陽熱利用システム設置費 補助件数(累計)	10 件	26 件	40 件
コミュニティバスの年間乗車人数	258,194 人	193,003 人	255,000 人
「省エネルギーや再生可能エネルギー 利用の推進」に対する市民満足度※ ²	43.3%	53.7%	向上
公用車の電気自動車導入台数	—	1 台	18 台 (令和 7 年度)

※1：令和 2 年度より住宅用蓄電システム設置補助制度を新たに設けている。

※2：市民アンケートにおいて、回答者（「分からない」、「無回答」を除く。）のうち、「満足」、「やや満足」と回答した市民の割合

表 5-2-5 進行管理のための指標【基本目標 5（歴史文化環境の保全・活用）】

指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
国・県・市指定の文化財件数	123 件	125 件	増加
指定文化財の修理件数(累計※)	—	5 件	13 件

※平成 28 年度からの累計

表 5-2-6 進行管理のための指標【基本目標 6（都市環境の保全・創造）】

指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
ボランティア清掃の年間実施件数	290 件	240 件	400 件
防犯灯の LED 化率	58.3%	79.5%	100%
空き家に関する年間苦情件数	118 件	82 件	80 件

表 5-2-7 進行管理のための指標【基本目標 7（環境にやさしい人づくり・協働のしくみづくり）】

指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	
環境に関する教育・啓発イベントの 年間件数	8 件	6 件	12 件	
環境にやさしい 事業所登録件数 (累計)	エコ・リーダー まるがめ	47 件	51 件	57 件
	エコ・ハート まるがめ	118 件	114 件	120 件

資料1 丸亀市環境基本条例

制定 平成17年3月22日条例第137号

目次

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等(第7条―第9条)

第3章 快適な環境の保全及び創造に関する施策等(第10条―第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適な環境 大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素及びそれらと一体をなしている歴史的・文化的な遺産などが保全され、人間性豊かな文化を創造し、発展させていくなどの基礎となる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又は、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の福祉に貢献するとともに健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適な環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持・向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

- 2 快適な環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本市の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の快適な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、快適な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、快適な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (3) 歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (4) 地球の温暖化の防止 オゾン層の保護等の推進を図ることにより、地球環境の保全に資すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、丸亀市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、地域の自然的・社会的特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、快適な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ丸亀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市民に環境の状況並びに快適な環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにするため、毎年度、丸亀市環境報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 快適な環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、快適な環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(規制の措置等)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の快適な環境の保全及び創造のための公共的施設の整備及び利用のための事業を推進するものとする。

(快適環境資源の活用等)

第13条 市は、潤いと安らぎを与える水辺や緑等の自然的資源、先人から引き継いだ丸亀城等の歴史的資源、地域を特徴づける美しい街並み等の景観的資源その他の快適環境資源を確保し、活用に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギー・水の有効な利用、廃棄物の減量及び再利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第15条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を実施するとともに、その普及及び啓発に努めなければならない。

(環境教育及び学習の振興等)

第16条 市は、市民及び事業者が自ら快適な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)の快適な環境の保全及び創造に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境に関する教育及び学習を振興するとともに、前条に規定する市民等の自発的な活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(指導、助言及び助成)

第19条 市は、快適な環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、市民等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第20条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、快適な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(施策の調整等)

第21条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等とともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための協力体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、快適な環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

資料2 計画策定の経緯

日にち	内容
令和3年 7月～8月	市民・事業者アンケートの実施
令和3年 11月 29日	第1回環境審議会
令和3年 12月 9日	都市環境委員会協議会
令和4年 1月 25日	第2回環境審議会
令和4年 2月 4日	都市環境委員会協議会
令和4年 2月～3月	パブリックコメント
令和4年 3月	計画決定

資料3 丸亀市環境審議会委員名簿

氏名	委員区分	備考
秋山 ともえ	公共的団体等の構成員	
安藤 正純	関係行政機関の職員	
上原 敬子	公募により選任した者	
大西 えい子	学識経験者	
小野 知足	公募により選任した者	
金森 正博	学識経験者	会長
相良 和伸	学識経験者	
篠原 望	学識経験者	
中野 実千代	公共的団体等の構成員	
秦 佳子	公共的団体等の構成員	
福家 由佳	公共的団体等の構成員	
丸岡 俊晴	学識経験者	
矢本 賢	学識経験者	副会長

〔注〕五十音順

あ

【ISO14001】

国際標準化機構（International Organization for Standardization）は昭和22年にロンドンで創設された国際的な標準規格を制定、普及促進させる機関である。日本は昭和27年に日本工業標準調査会が加盟している。ISOは、この機関によって認定された様々な分野の国際的な諸規格である。ISO14001などの14000シリーズは、環境管理に関する分野の総称で、ISO14001は「環境マネジメントシステム」の「仕様及び利用の手引き」に関する規格で平成8年9月に発効し、組織が自らの事業活動に伴う環境負荷を低減するための取り組みを継続的に実施する手順や管理方法を定めている。

【アイドリングストップ】

アイドリングとは、自動車の変速機のチェンジレバーをニュートラルの位置にして、エンジンを無負荷で低速回転させている状態のことをいう。アイドリングストップ運動とは、必要以上の暖気運転、運転者が車から離れている間、荷物の積み降ろしの間等、不要と考えられる場合において、アイドリングを止め、エンジンを停止することの励行を推進する運動をいう。

【空き家相談会】

丸亀市内に空き家をお持ちの方を中心に、「空き家を貸したい・借りたい」、「空き家を売りたい・買いたい」、「空き家を相続して困っている」など、空き家の問題についてどこに相談してよいか分からない方を対象とした相談会。

【空き家バンク制度】

自治体等が空き家の所有者等に登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度。丸亀市では、香川県が運用する空き家バンクを通じて、インターネット上で市内の物件情報を提供している。

【アダプト制度】

公園、道路、河川など公共施設の清掃や美化活動を市民ボランティアに委託、親代わりになった気持ちで管理してもらう制度。街がきれいになると同時に清掃や管理費用を削減できるメリットがある。昭和60年アメリカテキサス州運輸局が散乱ゴミ対策として始めた「アダプト・ア・ハイウェイ」が起源である。アダプト・プログラム、里親制度などとも言われる。

【アメニティ施設】

魅力ある環境、快適な環境、あるいは環境の快適さ、等と表現される。安全性、衛生性、利便性に加え、静けさ、のびのび歩ける空間、身近な水辺や緑、街並みの美しさ、歴史的たたずまいなどの環境の快適性を備えた生活環境として望ましい状態を持ち合わせた施設。

【イエローカード作戦】

放置された犬のふんの横にイエローカードを設置することにより、監視していることを飼い主に認識させ、飼い方のマナー向上とふんの放置がなくなることを目指した取り組み。

【硫黄酸化物】

大気汚染物質としての硫黄酸化物（SO_x）は通常、二酸化硫黄及び三酸化硫黄をいう。大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物をばい煙の一種類と規定し、排出基準をK値規制として設け、さらに指定ばい煙に指定し、総量規制の対象物質としている。なお、硫黄酸化物による大気汚染が著しくなった場合には、都道府県知事は緊急時の措置を講ずることができることとしている。

【池干し】

ため池の維持管理のため、冬季に農業用ため池の水を落とすこと。このとき水草の除草や栄養分の多い底泥を除去するため、池の富栄養化や生態系の遷移が抑えられる。

【石綿（いしわた）】

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、せきめん、アスベストとも呼ばれている。丈夫で熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから、耐火被覆材、断熱材、保温材などに使用されてきた。しかし、アスベストは、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

【一般廃棄物】

一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物であると定義されているが、具体的には主に家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどである。

【エコアクション21】

中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、環境活動評価プログラム（エコアクション21）を策定し、その普及を進めている。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取り組みが展開でき、かつその取り組み結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されている。平成21年に、環境問題に関する昨今の様々な動きを踏まえ、更に取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を前端的に改訂されている。

【エコドライブ】

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転方法。具体的には、アイドリングストップをする、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、渋滞等をまねく違法駐車はしない、エアコンの使用を控えめにするなど挙げられる。

【エコ・リーダーまるがめ】

【環境にやさしい事業所登録制度】参照。

【エコ・ハートまるがめ】

【環境にやさしい事業所登録制度】参照。

【SNS】

Social Networking Service の略称。人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

【オゾン層】

オゾンを高濃度に含んでいる地表から20～25kmの下部成層圏にある層をいう。オゾン濃度が高く、太陽から有害な紫外線を遮断する役割を果たす領域である。近年、大気中に放出されたフロンなどが、下部成層圏で200～220nmの太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物(ClO_x)がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。

【温室効果ガス】

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その赤外線が大気中に存在する特定の微量気体に一旦吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶ。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、フロンガス等がある。

か

【カーボンニュートラル】

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス排出量が実質ゼロとなること。

【外来生物】

国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種をいい、このうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものについては、国が「特定外来生物」に指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止される。

【海洋プラスチックごみ問題】

海洋に流出したペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響などを引き起こしている問題。プラスチックごみが紫外線や波の力で5mm以下まで細くなったマイクロプラスチックについては、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、海洋環境において大きな懸念材料となっている。

【化石燃料】

石炭、石油、天然ガスなど大昔の植物や動物が化石化してできた燃料、原料源。消費により大気中の二酸化炭素濃度等の増加で地球温暖化が問題となっている。

【合併処理浄化槽】

生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽をいう。公共用水域に流れ込む汚れの量は、雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽と比べ8分の1に減少させる能力があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水が望める。平成13年4月の環境省「浄化槽法」の改正により単独処理浄化槽の新設が禁止されている。

【家庭用エネルギー監視システム（HEMS）】

HEMS（へムス）は、Home Energy Management System の略称。住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。

【家庭用燃料電池】

都市ガスやプロパンガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、家庭内に供給するシステム。

【香の川創生事業】

香川県が実施する事業で市町、事業所及び県民等と連携して、特定の地域において、美しい郷土香川を象徴し、かつ、県民が誇りと愛着を持つことのできる水環境を保全し、創出するための事業であって、市町の申出により県及び市町が事業所及び県民等の参画を求め、これらの者と協働して実施するものをいう。

【環境基準】

環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持させられることが望ましい基準で、これらの環境上の条件は、その値以下では人間の健康や生活環境に支障を及ぼさないという科学的判断に基づいて設定されている。

【環境騒音】

ある地点において、特定の音源がはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音。例えば、住宅地における遠方及び近くの自動車や工場の音、楽器音などが一緒になっている音をいう。

【環境にやさしい事業所登録制度】

丸亀市が実施する制度で、事業所が自主的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを促進するためのもの。対象は市内の事業所で、「エコ・ハートまるがめ」か「エコ・リーダーまるがめ」を選択して登録する。

- ・「エコ・ハートまるがめ」は、目標を3つ以上定め、身近なことから環境保全に取り組むもの。
- ・「エコ・リーダーまるがめ」は、数値目標を3つ以上定め、事業活動が環境に与える影響などの把握を行ったうえで、率先して環境負荷の低減に努めるもの。

【環境負荷】

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

【環境マネジメントシステム】

環境マネジメントシステムとは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画等の点検作業が「環境監査」と呼ばれる。なお、このシステムの標準的な仕様が国際標準化機構（ISO）の国際規格（ISO14000

シリーズ)として、平成8年9月1日に正式に発行され、それを受けて、我が国でも10月20日にJIS化された。

【緩和策】

省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素を吸収する森林の増加など、温室効果ガスの排出の抑制と吸収量の増加に向けた取り組み。

【協働】

まちづくりや環境に関する協力体制を示す言葉で、ここでは市民・事業者・市が、環境改善についてともに考え、ともに取り組みを進めていくことを表す。パートナーシップともいう。

【COOL CHOICE (クールチョイス)】

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

【クリーン・リバーKaNaKuRa 推進会議】

金倉川流域の2市2町(丸亀市、善通寺市、琴平町、まんのう町)によって平成11年11月に設立された組織。活動として、行政、事業者、住民の協働で金倉川の一斉清掃により、環境美化の推進に取り組んでいる。また、金倉川への不法投棄の防止の啓発活動、環境パトロールなどを実施している。

【グリーン購入】

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持つ。

【グリーンコンシューマー】

環境に負荷の少ない商品やサービスを買う消費者をいう。例えば、エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者である。

【光化学オキシダント】

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの酸化性物質の総称を光化学オキシダントといい、光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。特に夏期、日ざしが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、喉が痛くなるなどの人的影響のほか、視覚障害、植物の葉の組織を破壊するなど広域にわたる。

【公共用水域】

川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共に供される水域と、これに接続する公共暗渠、かんがい用水路、その他公共に供される水路をいう。

【耕作放棄地】

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

ろ

【再生可能エネルギー】

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

【里海（さとうみ）】

人が自然と適切に関わることで、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、多くの恵みをもたらす豊かな海のこと。香川県では、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」を目指して、全国初となる「全県域」を対象に、県民みんなで山・川・里（まち）・海を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりに取り組んでいる。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

【酸性雨】

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などに伴って、大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雲に取り込まれ、複雑な化学反応を繰り返して、最終的には、硫酸イオン、硝酸イオンなどに変化し、酸性（pH5.6以下）の雨となる現象をいう。

【COD】

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）とは、水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費する酸素量であり、代表的な海域と湖沼の水質指標として用いられている。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

【市街化区域】

市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。また、都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設を整備したり面的な整備を行うことにより積極的に市街地をつくっていく区域。用途地域の指定を行い土地利用を規制することによって、良好な都市環境の市街地の形成を目的とする。

【ジクロロメタン】

有機塩素系溶剤の一種。洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

【次世代自動車】

燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車等の自動車。

【自然共生社会】

自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境が調和している社会。

【指定希少野生生物】

香川県希少野生生物の保護に関する条例により、県内の希少野生生物（絶滅のおそれがある野生生物）のうち、特に保護を必要とする種を指定している（現在、16種類を指定）。これらの種については、生きた個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷が原則禁止となり、条例に違反する行為を行った場合や違法に捕獲等した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が適用される。

【社寺林】

神社や寺院の森のことで、社寺の敷地内で社などを取り囲んでいる樹林。昔から伐採や開発を殆ど受けていないため自然の形を留めているものが多く、その地方の原植生に近い状態のものもある。

【社叢】

神社の森のことで、神社の境内を取り囲んでいる樹林。昔から伐採や開発をあまり受けていないため、自然の形を留めているものもある。

【重要伝統的建造物群保存地区】

文化財保護法第144条に基づき、市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定したものをいう。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるもので、資源やエネルギーの循環的利用がなされる社会。同社会の構築には、①廃棄物を出さない、②出た廃棄物はできるだけ利用する、③どうしても利用できない廃棄物はきちんと処分する等が必要。

【硝酸イオン】

硝酸は、硝酸（ HNO_3 ）及びその水溶液を指すが、硝酸イオンは NO_3^- のみを指し、窒素化合物の一種である。この窒素化合物の元となっているのは、主に、下水、し尿、工場廃水などに由来するタンパク質や有機窒素化合物などである。したがって、窒素化合物の量は地下水の人為的汚染を示す有力な指標といえる。

【食品ロス】

食べ残しや買いすぎによって、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

【食物連鎖】

生物群集内での生物の捕食（食べる）・被食（食べられる）という点に着目し、それぞれの生物群集における生物種間の関係を表す概念。

【水質汚濁】

公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸水域など）の水の状態が、主に人の活動（工場や事業所などにおける産業活動や、家庭での日常生活など）によって損なわれる事やその状態をいう。

【ストレーナー】

液体中の固形分を網や格子などで分離する装置。流しの排水口についている網目になったバケツ型の受け皿。

【スマート農業】

農作業の自動化や省力化、農作業の高品質化や生産性の向上を目的として、ロボット、人工知能（AI）、IoT（モノのインターネット）などの先端技術を活用する農業のこと。

【生態系】

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的环境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせたひとつのまとまり。食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と無機的环境の相互関係を総合的に捉えた、生物社会のまとまりを示す概念。まとまりの捉え方によって、例えばため池の生物社会を一つの生態系とよぶこともできるし、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

【生物多様性】

多種多様な生物がいて、それらがつながりを持っていることをいう。生命の多様さのおかげで、人間は、食べ物、衣服、住居、薬などを得ながら暮らしていくことができる。

【節水コマ】

上水道の蛇口内部に取り付けるゴム製又は樹脂製のコマのこと。節水コマは、通常のコマの中央部に突起が付いた形状となっており、突起が流出しようとする水流を阻害し、半開時の流出量を5～10%程度抑える。食器洗い時など、水道を流しっぱなしにする際の水量を抑えることができ、省資源効果が出る。

【瀬戸内オーシャンズ X】

閉鎖性海域である瀬戸内の沿岸4県（岡山県・広島県・香川県・愛媛県）を4つの端部を持つ「X」になぞらえた、4県と日本財団による海洋ごみ対策プロジェクト。

【瀬戸内中讃定住自立圏構想】

定住自立圏構想とは、人口定住の促進のため、中心市宣言を行った市と連携市町で、それぞれの役割を分担し、協力をしながら、安心して暮らせる地域、魅力のあふれる地域の形成を目指すことをいう。丸亀市が中心市宣言を行い、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町との定住自立圏形成協定を締結している。

【ゼロカーボンシティ宣言】

地方自治体が、脱炭素社会の構築に向けて、2050年に温室効果ガス（又は二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を表明する宣言。

【騒音】

望ましくない音。例えば音声、音楽などの伝達を妨害したり耳に苦痛、障害を与えたりする音のことである。

【Society5.0（ソサエティー5.0）】

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。Society5.0で実現する社会は以下に示すとおりである。

- ・IoT（モノのインターネット）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す。
- ・人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題を克服する。
- ・社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となる。

た

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称。塩素を含むものを焼却する過程などで生成され、環境中にも極微量ではあるが存在している。毒性が懸念されているが、日本における日常生活の中で摂取する量では、発がん等の危険性が生じるレベルではないとされている。

【大東川流域水環境保全推進協議会】

大東川流域において、香川県、市町（丸亀市、坂出市、宇多津町）及び地域住民等が協働して、水環境の保全・創出に関する事業や取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成19年9月に設立された組織。

【太陽光発電システム】

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法。太陽の光を受けた太陽電池は、直流の電気を発生し、それを変換器で交流の電気に変換することにより、商用電力（電力会社から買う電気）と同様に、家庭などで使用することができるようにするシステム。地球環境保全・資源保護の観点から、太陽光発電は、クリーンなエネルギーとして、導入を積極的に進めていくことが求められている。

【脱炭素社会】

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス排出量が実質ゼロとなるカーボンニュートラルが実現した社会。

【単独処理浄化槽】

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置のことをいう。汲み取り便所が不衛生で悪臭の原因になることから、日本独自の排水処理装置として1970年代（昭和45年）より急速に普及した。平成13年4月からは、浄化槽法（昭和58年）で単独式浄化槽の規定が削除され、新設のものは造られなくなった。

【地球温暖化】

大気中には地球から放出される熱を逃がしにくい二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素、一酸化二窒素などの温室効果ガスが含まれている。この温室効果ガスが増えすぎ、宇宙空間へ放出される熱が地表面に戻され、地上の気温が上昇する現象をいう。

【窒素酸化物】

一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) を主体とした物質である。窒素酸化物は主として重油、ガソリン、石炭などの燃料の燃焼によって発生する。主要な発生源は、工場・事業場のボイラー等の固定発生源や自動車などに代表される移動発生源である。また、窒素酸化物は光化学オキシダントの原因物質のひとつであるといわれている。固定発生源の窒素酸化物の低減対策としては、燃焼改善や燃料改善によって抑制する方法と燃焼排出ガス中の窒素酸化物を減少処理する排煙脱硝の方法がある。

【地方公共団体実行計画（区域施策編）】

国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画。計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるもの。

【低公害車】

次世代自動車などの、窒素酸化物 (NO_x) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。

【低炭素社会】

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出が少ない社会。

【適応策】

気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。

渇水対策、農作物の新種の開発及び熱中症の早期警告インフラ整備などが例としてあげられる。

【テトラクロロエチレン】

有機塩素系溶剤の一種。俗称として「パークレン」とも呼ばれる。無色透明の液体でエーテル様の臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、トリクロロエチレンなどとともに地下水汚染などの原因物質となっている。急性毒性は目、鼻、のどなど皮膚・粘膜への刺激、麻酔作用が主で、手の痺れ、頭痛、記憶障害、肝機能障害等の症状が、また慢性毒性は、神経系への影響や、肝・腎障害等の報告がある。

【テレメーター】

tele (遠い) と meter (計量器) を一緒にした合成語で、遠方の測定数値を無線または有線で送受信し、短時間に収集する装置である。大気汚染の観測など広く使われている。

【伝統的建造物群保存地区】

「伝統的建造物群※」及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画又は条例で定める地区をいう。

※【伝統的建造物群】周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいう。

【天然記念物】

学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物、及びそれらの存在する地域で、その保護・保存を指定されているもの。

【等価騒音レベル】

観測時間のあいだの騒音エネルギーを観測時間で平均したレベル。単発現象の繰り返しの時には個々の単発騒音暴露レベルをパワー合成して観測時間で平均したレベルに等しい。原理的には観測時間 [t1, t2] の等価騒音レベルは時々刻々の A 特性音圧の二乗を積分し、平均する次式で定義される。

$$L_{Aeq} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{T} \int_{t_1}^{t_2} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2} dt \right]$$

【登録文化財】

登録文化財は、都市化等で社会的評価を受けることなく取り壊されてしまう建物を、後世に残そうという制度で、50年以上経過した特色のある建物が対象となっており、国宝や重要文化財などの指定文化財と違い、外観が大きく変わらない限り、内部の改装や活用も認められる。

【特定外来生物】

【外来生物】参照。

【特定事業者】

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)で指定されている、設置しているすべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が 1,500kL (原油換算)以上である事業者。特定事業者には、エネルギー使用の合理化のためのエネルギー管理が義務づけられている。

【特定排出者】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)で指定されている、温室効果ガスを多量に排出する事業者等。特定排出者は、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

【都市景観】

まちの建物などの構成物がつくる景色、眺め、また、その美しさ。「景観」は人間が視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われることが多い。

【トリクロロエチレン】

有機塩素系溶剤の一種。俗称としてトリクレンと呼ばれることもある。無色透明の液体でクロロホルムに似た臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっている。急性毒性は皮膚・粘膜に対する刺激作用で、目の刺激、眠気、頭痛、倦怠感とともに、認知能力、行動能力の低下など。日本でも高濃度暴露による死亡事例が労働災害として報告されている。

な

【二酸化硫黄】

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こすといわれている。

【二酸化窒素】

主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場のボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源がある。NO₂は、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質になるばかりでなく、高濃度で呼吸器に好ましくない影響を与える。

【2%除外値】

1年間のうちで濃度が高かった日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。2%除外値は、1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%目に該当する日平均値である。

【認定農業者】

農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標として経営規模の拡大や生産方法・経営管理の合理化等を記載した農業経営改善計画を作成し、これを市町から認定を受けた農業者。経営改善の取り組みに関する優遇措置が講じられている。

【ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）】

ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House の略称。建物の断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調、給湯、照明、換気）の収支を実質ゼロとする住宅。

【ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）】

ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building の略称。ZEHと同様の考え方で、年間の一次消費エネルギー量（空調、給湯、照明、換気）の収支を実質ゼロとする建物。

【年間 98%値】

1年間のうちで濃度が高かった日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。年間 98%値は、1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値である。

【農業集落排水施設】

農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善のために、農業振興地域等内の農業集落を対象として、市町や土地改良区などが整備する生活排水処理施設をいう。

は

【パークアンドライド】

都市における交通渋滞や駐車場不足を緩和するため、都市周辺部の鉄道駅などに駐車場を設置して、そこから公共交通機関（主に鉄道）により都心部に乗り入れる方法。

【排水基準】

環境基準を満たすために個々の排出者が守るべき基準をいう。

【ハイブリッド自動車】

エンジンとモーターの二つの動力源を組み合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車。

【BOD】

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）とは、水中の有機物を好気性細菌が酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

【ppm】

Parts Per million の略で百万分率のことをいい、微量のものの含有率を示すのに用いられる。水質汚濁では1L中に1mgの汚濁物質が存在する場合の濃度を1mg/Lで示し、大気汚染では1m³の大気中に1cm³の汚濁物質濃度を1ppmで示す。

【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

【ビル用エネルギー監視システム（BEMS）】

BEMS（ベムス）は、Building Energy Management System の略称。建物内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。

【フードドライブ活動】

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

【ふれあい戸別収集】

家庭から排出されるごみを収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、その日常生活の負担を軽減し在宅生活を支援することを目的として行う戸別収集。

【4R（フォーアール）】

リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つの頭文字をとったもの。

- ・リフューズ（refuse）：断る、という意味から、ごみになるものを買わないこと。

【実践例】

- ▶ 買い物の時に安いからといって、必要以上に買わない。
- ▶ 買い物の時にはマイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断るなど、使い捨て型のライフスタイルは見直す。

- ・リデュース（reduce）：減少する、下げるという意味から、ごみの発生源となる行動を抑制し、根本からごみの減量をすること。

【実践例】

- ▶ 使い捨て容器入りの製品（シャンプー、リンス等）は詰め替え用を買うことで容器のごみを減らす。
- ▶ 生ごみを排出する時には水を切って、重さと量を減らす。

- ・リユース（reuse）：再び利用すること、再利用を意味することから、製品をそのまま、もしくは修理するなどして再び使用すること。

【実践例】

- ▶ ものはすぐ捨てないで、修理などをして繰り返し使う。
- ▶ 必要としている人に譲る。

- ・リサイクル（recycle）：再循環させること、再生利用するという意味から、もう一度資源として利用し再生して使用することを意味する。

【実践例】

- ▶ 地域での集団回収で、古新聞・古雑誌・段ボール等の紙類、古布等を引き渡す。
- ▶ 再資源化が可能なものについて、分別を徹底して排出する。

【プラグインハイブリッド自動車】

家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド自動車。走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車と遠距離走行が可能なハイブリッド自動車の利点を併せ持った自動車。

【分散型エネルギー】

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電するシステムに対して、地域ごとに作って使っていこうというエネルギー。太陽光発電など、再生可能エネルギーと同義で使われる場合もある。

【浮遊粒子状物質】

SPM（Suspended particulate matter）と略称され、直径 $10\mu\text{m}$ （1 マイクロメートル = $1/1,000\text{mm}$ ）以下の空気中に浮かぶ微粒子。環境基本法（平成5年）に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。有害大気汚染物質の一つであり、浮遊粒子状物質は人体の肺に達し、じん肺やぜんそくなどの悪影響を及ぼす。SPMの代表的なものがディーゼル排気粒子である。

【フロン】

正式にはクロロフルオロカーボンといい、塩素を含む炭素とフッ素の化合物である。無毒性、不燃性、化学的安定性といった優れた性質を持っており、それによって空調機器や冷凍庫・冷蔵庫などの冷媒として広く一般的に使用されている。ほとんどの種類のフロンは、普通の環境では分解されず大気中に留まるが、長い時間かけて成層圏まで上昇し、そこで強い紫外線により分解されて塩素を放出する。この塩素が次々とオゾン分子を分解し、オゾン層を破壊する。

【フロン排出抑制法】

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまで、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。平成25年6月、旧フロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）を改正し、平成27年4月から施行された。

この法律では、クロロフィルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）が対象となっている。

【平年値】

平均的な気候状態を表すときの用語で、気象庁では30年間の平均値を用い、10年ごとに更新している。現在は原則1981年～2010年（昭和56年～平成22年）の30年間（観測所や観測項目によっては30年未満）の観測値が用いられている。

【ベンゼン】

水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。化学式はC₆H₆、分子量は78.11、融点は5.5℃、沸点は80.1℃。常温常圧のもとでは無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。かつては工業用の有機溶剤として用いられたが、現在は他の溶剤に替わられている。大気中の環境基準は、白血病に対する疫学的な証拠があること、そのことについて閾値がないとされていることなどから、年平均値が0.003mg/m³以下であることと定められている。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

【保存木】

鎮守の森の木や校庭にそびえ立つイチョウの大木など、地域が目印やシンボルであったり、ふるさとの景観に欠かせない貴重な存在であったりする。郷土の景観や地域のシンボルとして重要な役割をもつ樹木を指定し、所有者など地域の人々の協力を得ながら大切に保存しているものをいう。

【保存樹木・保存樹林】

都市の美観風致を維持するため、「丸亀市都市景観条例」に基づき、樹木の保存に関し必要な事項を定め、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とし、所有者等の同意を得て、市が指定している樹木をいう。また、保存中の集団を保存樹林という。

ま

【マイバッグ運動】

買い物袋持参運動の統一名称で、買い物に自分の買い物袋を持参することにより、余分なレジ袋を削減しようとする、消費者及び事業者が身近に取り組むことのできる、ごみ減量化のための運動。

【名勝】

景色のよいことで知られている土地をいう。

や

【UIJターン】

Uターン、Iターン、Jターンをまとめた用語。Uターンとは、地方で生まれ育った人が就職や進学のため他地域へ出た後、出身地へ戻ること。Iターンとは、出身地以外の地域に移り住むこと。Jターンとは、地方で生まれ育った人が就職や進学のため他地域へ出た後、出身地とは別の地域へ移り住むこと。

【有害大気汚染物質】

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除く）のこと。有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質が示されており、このうち23物質が優先取り組み物質として指定され、モニタリング調査等を行うこととされている。さらにベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質は排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものと指定され、それら3物質にジクロロメタン及びダイオキシン類を加えた5物質に環境基準が定められている。

【ユニバーサルデザイン】

能力あるいは障害のレベルにかかわらず、ほとんどの人が利用できるように製品、建物、空間をデザインすること。

【要請限度】

騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置。住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく「指定地域」に指定されている地域における自動車騒音の一定の限度をいう。市町村長は、その限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることができる。

なお、振動規制法においても、騒音規制法と同様に要請限度が定められている。振動規制法に基づく指定地域において、道路交通振動が、一定の限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、市町村長は公安委員会へ要請を行うことができ、また、道路管理者に意見を述べるすることができる。

【リサイクル (recycle)】

再循環させること、再生利用するという意味から、もう一度資源として利用し再生して使用することを意味する。

【リターナブル容器】

使用後に回収することにより、1回限りでなく複数回使用できる容器のこと。ビールびんや牛乳びん等でリターナブル容器が使われている。

【リデュース (reduce)】

減少する、下げるという意味から、ごみの発生源となる行動を抑制し、根本からごみの減量をする事。

【リフューズ (refuse)】

断る、という意味から、ごみになるものを買わないこと。

【流域関連公共下水道】

家庭や工場等から出る雑排水や汚水を集め、流域下水道*の幹線管渠に接続するまでのもので、事業主体は市町村。

※【流域下水道】市や町のワクを越えて2つ以上の自治体の下水をまとめて処理する下水道で、市町村ごとに処理するよりも効率的に処理することができる。

【流域関連特定環境保全公共下水道】

公共下水道のうち、農村部の中心集落における下水を排除し、または処理するもので、流域下水道に接続するもの。設置及び管理は、原則として市が行う。

【硫酸イオン】

SO_4^{2-} であり、それ自体は酸でも塩基でもない。強酸である硫酸 (H_2SO_4) とは異なるため注意が必要である。「硫酸を含む」という場合は、硫酸イオン (SO_4^{2-}) と水素イオン (H^+) とを同時に多量に含み、強酸性を呈する場合をいう。「硫酸イオン」を含むという場合は、単に SO_4^{2-} を含む場合を指す。

【リユース (reuse)】

再び利用すること、再利用を意味することから、製品をそのまま、もしくは修理するなどして再び使用すること。

【類型指定】

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域のそれぞれに、利水目的に応じて2つ以上の類型を設け、浄化目標値を定めている。このため、特定の水域の浄化目標を設定するためには、環境基準の2つ以上の類型の中から目標とする類型をあてはめなければならない。このあてはめをいう。

丸亀市第二次環境基本計画（後期計画）

発行年月 令和4年3月

発行 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市 市民生活部 生活環境課

TEL 0877-24-8809

FAX 0877-25-2409

E-mail seikatsu-k@city.marugame.lg.jp



丸亀市第二次環境基本計画（後期計画）

～自然と歴史が調和し 市民がつくる田園文化都市～

